



令和8年度
新規採用教員研修（幼児教育）

新規採用教員 ハンドブック

茨城県教育委員会

本県教育の目標

茨城県教育委員会

ひとりひとりの能力を開発し

豊かな人間性をつちかう

じょうぶな身体をつくり

たくましい心を養う

郷土を愛し

協力しあう心を育てる

(昭和44年制定)

※ 表紙の絵：「フラッグ」
認定こども園ひたち学院幼稚園 4歳

はじめに

夢と希望を胸に、新しく幼稚園、認定こども園の教員になられた皆さんに、心からお祝いを申し上げます。

近年、情報化の進展等により、社会の在り様が大きく変化しています。将来を担う子どもたちには、こうした状況の中、他者と協働しながら新たな価値の創造に挑み、未来を切り拓いていく力を身に付けることが求められています。

特に幼児期は、自然な生活の流れの中での直接的・具体的な体験を通して人格形成の基礎を培う時期であることから、子どもたちがそれにふさわしい生活を営むことができるようにすることが大切です。

教育の成果は、担い手である教員の資質能力に負うところが大きいと言えますが、特に幼児教育においては、教員は幼児が精神的に安定するためのよりどころとなる存在であり、幼児に極めて大きな影響を与えます。

そのため、幼児の発達や学びの連続性を踏まえた援助、特別な配慮を必要とする幼児への支援、小学校教育との円滑な接続に向けたカリキュラム・マネジメントなど、教員の資質向上が必要不可欠です。

本県では、国の動向や「茨城県公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する指標」を踏まえ、教員の姿を第1期（形成期）、第2期（成長期）、第3期（発展・充実期）、第4期（貢献・深化期）に分け、それぞれのキャリアステージに即して必要とされる研修を長期的展望に立って体系化し、実施しています。

公立幼稚園・公立幼保連携型認定こども園及び特別支援学校の幼稚部等において教員としての第一歩を踏み出した皆さんには、教育公務員特例法に定められている1年間の「新規採用教員研修」を実施します。この研修では、本手引き（ハンドブック）を活用しながら、採用された日から1年間の、教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な内容を学びます。

また、公立幼稚園・公立幼保連携型認定こども園以外の幼児教育施設の新規採用職員となられた皆さんにおいても、保育者として必要となる具体的・専門的な内容が分かりやすく記されているこの手引き（ハンドブック）を継続的に活用して、自己研鑽に努めてください。

活気と情熱に満ちた新規採用教員の皆さんが、子どもたちの可能性を引き出す幼児教育の新しい担い手として活躍されることを期待します。

令和8年4月

茨城県教育庁学校教育部義務教育課

目次

はじめに

第1章 新規採用教員研修（幼児教育）の実施について

- 1 新規採用教員研修（幼児教育）実施要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 研修内容・・ 2
- 3 年間研修計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 研修指導員による園内研修実施要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 5 園外研修に係る各種届及び連絡・提出先・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第2章 園内研修【指導の記録】

- 園長による園内研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 第1回～第10回・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 園長による園内研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第3章 研修資料

- 1 教員としての在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 2 教育要領、教育・保育要領について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 3 幼児期の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 4 園教育の基本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 5 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」・・ 34
- 6 教育課程の役割と編成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 7 家庭との連携と保護者への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 8 学級事務の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 9 特別な配慮を必要とする幼児への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- 10 指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- 11 環境の構成の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- 12 幼児理解と評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
- 13 学校評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- 14 保健・安全管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
- 15 身近な生き物との関わり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
- 16 行事の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
- 17 絵本・紙芝居などの読み聞かせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
- 18 小学校教育との接続の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
- 19 道徳性の芽生えを培う指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
- 20 預かり保育と子育て支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
- 21 保育参観に当たって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
- ※ 茨城県公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する指標（モデル）・・・・・・ 77

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96

1 新規採用教員研修(幼児教育)実施要項

1 目的

公立幼稚園、公立幼保連携型認定こども園及び特別支援学校の幼稚部等（以下「公立幼稚園等」という）の新規採用教員に対して、教育公務員特例法の規定に基づき、現職研修の一環として、その職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させる。

2 主催

茨城県教育委員会

3 対象

公立幼稚園等の講師を含む新規採用教員

※ 上記以外の幼児教育施設の新規採用者は、希望により受講できる。

※ 特別支援学校幼稚部の新任担当教員は、希望により受講できる。

※ 公立幼稚園等の園長及び教頭（副園長）は、受講対象者ではない。

ただし、教頭（副園長）で希望する場合は受講できる。

4 内容

(1) 園外研修

茨城県教育委員会（以下「県教育委員会」という）が作成する年間研修計画に基づき、年間7日間の講義及び演習等の研修を実施する。

(2) 園内研修

ア 公立幼稚園及び公立認定こども園の新規採用教員

県教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、県教育委員会が派遣する研修指導員による指導及び助言の下、年間10日間の研修を実施する。ただし、講師については、実施しない。（原則、一園に複数の対象者がいても同年に実施する。）

イ ア以外の新規採用者

研修指導員による研修は実施しない。ただし、県教育委員会が示した年間研修計画における研修内容を参考に、園長等の指導の下に研修を行うことが望ましい。

5 運営協議会

(1) 県教育委員会は、次の事項について協議を行うため、運営協議会を設置する。

ア 年間研修計画

イ その他実施上の諸問題

(2) 運営協議会について必要な事項は別に定める。

6 研修についての配慮事項

(1) 園長及び研修指導員は、県教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、園の実情に配慮して、園内研修計画を作成する。その際、当該研修が円滑に実施できるよう、研修日をあらかじめ各園の年間計画等に位置付ける。

(2) 園内研修計画においては、園外研修との関連を図り、研修内容等、必要な事項を定める。その際、保育研究が十分に行われるよう配慮する。

(3) 市町村教育委員会は、県教育委員会と連携を図り、適切な研修が実施できるように協力する。

7 その他

この要項の実施に関し必要な事項は別に定める。

付則 この要項は、平成8年4月1日から施行する。

付則 この要項は、平成19年4月1日から施行する。

付則 この要項は、平成20年4月1日から施行する。

付則 この要項は、平成21年4月1日から施行する。

付則 この要項は、平成25年4月1日から施行する。

付則 この要項は、平成27年4月1日から施行する。

付則 この要項は、平成30年4月1日から施行する。

付則 この要項は、令和2年4月1日から施行する。

付則 この要項は、令和3年4月1日から施行する。

付則 この要項は、令和5年4月1日から施行する。

付則 この要項は、令和6年4月1日から施行する。

付則 この要項は、令和7年4月1日から施行する。

2 研修内容

領域	研修項目	
	園外研修	園内研修
I 基礎的 素養	1 園教育の現状と課題 2 園教育の基本 3 園の組織と運営 4 服務と心構え 5 保健安全管理 6 人権教育 7 特別支援教育 8 小学校教育との接続 9 情報の管理と危機管理 10 体験的研修	a 園教育の基本 b 園の教育目標と方針 c 園の組織と運営 d 地域の理解と活用 e 保健安全管理 f 小学校教育との接続・連携
II 学級 経営	1 学級経営の意義 2 家庭との連携と保護者への対応	a 学級経営の実際 b 家庭との連携と保護者への対応
III ・・・全 指 導 育 的 計 画 課 な 画 程 計 画	1 教育目標と教育課程 2 指導計画の作成 3 他の実践の参観と研究実践 4 指導の方法と教材研究	a 指導計画の作成 b 他の実践の参観と研究実践 c 指導の実際 d 行事の考え方 e 教材研究
IV 幼 児 理 解	1 幼児理解に基づいた評価 2 特別な配慮を必要とする幼児の理解	a 幼児理解に基づいた評価 b 特別な配慮を必要とする幼児の理解

<留意点>

- 研修内容の設定に当たっては、研修項目を組み合わせたり、必要に応じて加除したりする等、地域や園の実情に応じて工夫する。
- 研修を実施する時期については、研修項目同士の関連等に配慮する。
- III-c「指導の実際」では、遊びを中心とした園生活の流れを通して、総合的な指導を行うことに十分配慮するとともに、具体的な場面の中で幼児一人一人に応じた指導を進める観点に配慮する。なお、歌の指導、絵本の読み方、飼育・栽培物の世話、基本的な生活習慣の形成や食事や片付け等、具体的な援助の方法や実技を中心とした観点にも配慮する。
- 認定こども園として特に配慮すべき事項を受け、研修項目として発達の連続性への配慮、一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮する等、園児一人一人の状況に応じた教育・保育の内容やその展開について考慮する。

3 年間研修計画

<園外研修>

* 関連：研修内容との関連

回	期 日	内 容	場 所	関 連
1	5月15日(金)	○ 開講式、オリエンテーション ○ 服務と心構え、安全管理 ○ 園教育の基本 ○ 人権教育の推進	県教育研修センター	I-4、5 I-2、3 I-6
2	6月15日(月)	○ 学級経営の意義 ○ 園内保育参観を通して ○ 幼児理解に基づいた評価	県教育研修センター	II-1 III-3 IV-1
3	7月13日(月)	○ 家庭との連携・保護者への対応 ○ ICTの活用と情報モラル ○ 読み聞かせの基本と実際	県教育研修センター	II-2 I-9 I-10
4	7月24日(金)	○ 教育課程と指導計画 ○ 指導計画の作成	県教育研修センター	III-1、2 III-4
5	8月21日(金)	○ 救急処置・食物アレルギーへの対応 ○ 運動遊び・伝承遊び	堀原運動公園東日本技術研究所武道館	I-5 I-10
6	1班 10月29日(木) 2班 11月11日(水) 3班 11月25日(水)	○ 特別支援学校における体験研修 ○ 特別な配慮を必要とする幼児への対応	1班 協和特別支援学校 2班 内原特別支援学校 3班 つくば特別支援学校	I-7、10 IV-2
7	1月18日(月)	○ 小学校教育との接続・連携 ○ 幼児教育の現状と展望 ○ 1年間を振り返って ○ 閉講式	県教育研修センター	I-8 I-1

※ 第6回は、3班に分けて実施する。

令和8年度 園外研修の日程

【第1回】 5月15日（金） 県教育研修センター

	9:00	9:30	10:00		11:00		12:00	13:00		14:30		15:30		
受付	開講式		オリエンテーション 「受講に当たって」			講義 「サービスと心構え、安全管理」			昼食	講義 「園教育の基本」		講義 「人権教育の推進」		解散

【第2回】 6月15日（月） 県教育研修センター

	9:00	9:30	9:40		12:00	13:00						15:30
受付	オリエンテーション		講義・協議 「学級経営の意義-園内保育参観を通して-」				昼食	講義・演習 「幼児理解に基づいた評価」				解散

【第3回】 7月13日（月） 県教育研修センター

	9:00	9:30	9:40		11:00		12:00	13:00				15:30
受付	オリエンテーション		講義 「家庭との連携・保護者への対応」			講義 「ICTの活用と情報モラル」			昼食	講義・演習 「読み聞かせの基本と実際」		解散

【第4回】 7月24日（金） 県教育研修センター

	9:00	9:30	9:40		11:00		12:00	13:00				15:30
受付	オリエンテーション		講義 「教育課程と指導計画」			演習 「指導計画の作成」			昼食	演習 「指導計画の作成」		解散

【第5回】 8月21日（金） 堀原運動公園大道場

	9:00	9:30	9:40		12:00	13:00						15:30
受付	オリエンテーション		講義・演習 「救急処置（幼児安全法）について」 講義「食物アレルギーへの対応」				昼食	講義・演習 「運動遊び・伝承遊び」				解散

【第6回】 10月29日（木）、11月11日（水）、11月25日（水）3会場（県立特別支援学校）

	9:00	9:30	9:45		14:00							15:30
受付	オリエンテーション		特別支援学校における体験研修 （昼食を含む）				研究協議 「特別な配慮を必要とする幼児への対応」				解散	

【第7回】 1月18日（月） 県教育研修センター

	9:00	9:30	9:45		11:15		12:00	13:00			15:00	15:30	
受付	オリエンテーション		講義 「小学校教育との接続・連携」			講義 「幼児教育の現状と展望」			昼食	協議 「1年間を振り返って」		閉講式	解散

<園内研修>

* 関連：研修内容との関連

回	時 期	内 容 (例)	担 当	関 連
	4 月	○ 教員としての心得 ○親子関係づくり ○ 園の教育目標と方針 ○保護者の相談の場 ○ 園務分掌とその取組	園長	I - a I - b I - c
1	5 月	○ 園教育の基本 ○ 家庭との連携と保護者への対応 ○ 園内保育参観	研修指導員	I - a II - b III - b
2	6 月	○ 遊びや生活の仕方の実際と指導① ○ 学級事務の進め方① ○ 特別な配慮を必要とする幼児への対応	研修指導員	III - c II - a IV - b
3	7 月	○ 指導計画の作成 ○ 環境の構成の意義 ○ 保健・安全管理①	研修指導員	III - a III - e I - e
4	8 月	○ 幼児理解と評価① ○ 指導計画の見直しと改善 ○ 学校評価の目的 ○ 行事の考え方と実際 ○ 映像教材視聴	研修指導員	IV - a III - a I - c III - d III - e
5	9 月	○ 遊びや生活の仕方の実際と指導② ○ 保育の展開と評価①	研修指導員	III - c IV - a
6	10 月	○ 遊びや生活の仕方の実際と指導③ ○ 教材の工夫 ○ 小学校教育との接続の在り方	研修指導員	III - c III - e I - f
7	11 月	○ 遊びや生活の仕方の実際と指導④ ○ 道徳性の芽生えを培う指導 ○ 地域の理解と活用	研修指導員	III - c III - c I - d
8	12 月	○ 遊びや生活の仕方の実際と指導⑤ ○ 保健・安全管理② ○ 幼児理解と評価②	研修指導員	III - c I - e IV - a
9	1 月	○ 遊びや生活の仕方の実際と指導⑥ ○ 保育の展開と評価② ○ 幼児理解と評価③	研修指導員	III - c IV - a IV - a
10	2 月	○ 学級事務の進め方② ○ 自主研修の進め方 ○ 1年間を振り返って	研修指導員	II - a III - e I - a
	3 月	○ 1年間を振り返って ○ 次年度に向けて	園長	I - a I - c

第1章

新規採用教員研修 (幼児教育)の 実施について

4 研修指導員による園内研修実施要項

1 目的

新規採用教員研修（幼児教育）の一環として、公立幼稚園及び公立認定こども園の新規採用教員に対して、茨城県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が派遣する研修指導員の指導及び助言による研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させる。

2 対象

公立幼稚園及び公立認定こども園の新規採用教員

3 内容

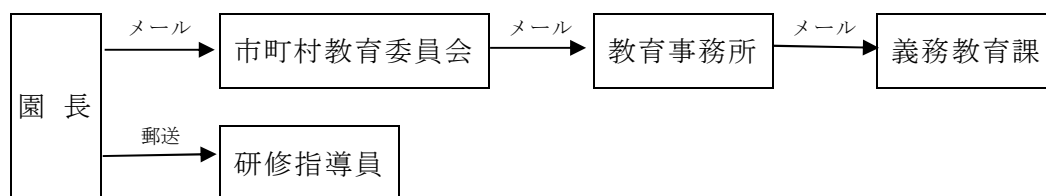
(1) 園内研修計画（様式1）の作成、提出

ア 園長は、県教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、園内研修計画を作成する。

イ 園長は、園内研修計画に各園の教育課程・指導計画を添付し、管轄する教育事務所（以下、「教育事務所」という。）の定める日までに市町村教育委員会教育長あて電子データで提出する。同時に、自園の研修指導員あて郵送する。

ウ 市町村教育委員会は、教育事務所を通して、義務教育課長あてメールで提出する。

<園内研修計画、教育課程・指導計画の提出の流れ>



(2) 研修指導員による園内研修の実施

ア 研修指導員は、年間10日間、該当園に訪問し、新規採用教員に対して指導及び助言（保育研究指導、示範指導、作業指導、口頭指導等）を行う。

イ 研修指導員の勤務は、午前8時30分から午後4時30分まで（60分の休憩時間を含む。）とする。また、必要に応じて、新規採用教員の指導案の事前検討や指導のための準備等を行う。

ウ 研修後、研修指導員と園長は指導内容等について話し合う。

(3) 園内研修指導票（様式2）の作成、提出

ア 研修指導員は、訪問日ごとに、園内研修指導票を作成する。

イ 研修指導員は、園内研修指導票を1か月ごとに担当している人数分をまとめて、教育事務所長あて提出する。

(4) 研修指導員は、年度末（3月中）に「研修の成果（様式3）」を、教育事務所を通して義務教育課あてメールで提出する。

4 研修についての配慮事項

(1) 研修内容の設定に当たっては、「基礎的素養」「学級経営」「全体的な計画・教育課程・指導計画」「幼児理解」の4領域のバランスに配慮するとともに、園外研修の内容との関連を図る。

(2) 研修の実施に当たっては、市町村教育委員会と連携を図り、適切な研修が実施できるようにする。

付 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

5 園外研修に係る各種届及び連絡・提出先

1 各種届

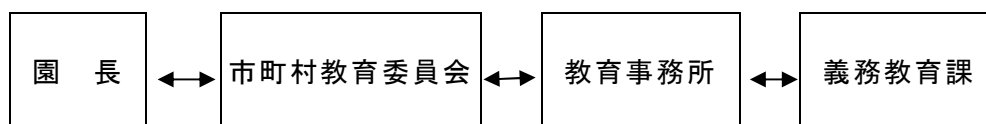
研修参加者について、下記の事由が生じた場合は、所定の届を提出する。

<届種類>

事 由	提出する届	
研修すべてに参加できない場合	受講辞退届	様式 4 (P. 11)
研修の一部に参加できない場合	欠 席 届	
受講当日、遅刻しなければならない事由が生じた場合	遅 刻 届	
受講当日、早退しなければならない事由が生じた場合	早 退 届	

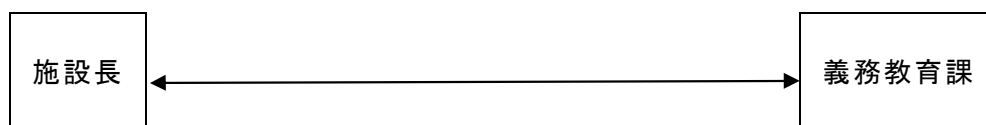
2 連絡・提出先

○ 公立幼稚園及び公立幼保連携型認定こども園



- ① 園長は、状況について市町村教育委員会へ連絡する。
- ② 市町村教育委員会は、管轄する教育事務所（「教育事務所」という。）を通して義務教育課と協議する。
- ③ 協議の結果を、義務教育課から教育事務所、教育事務所から市町村教育委員会、市町村教育委員会から園長へ連絡する。
- ④ 園長は、届を作成し、市町村教育委員会教育長あてメールで提出する。
- ⑤ 市町村教育委員会は、届を教育事務所へメールで提出する。
- ⑥ 教育事務所は、届を義務教育課へメールで提出する。

○ 上記以外の幼児教育施設



- ① 施設長は、状況について義務教育課へ連絡する。
- ② 義務教育課で協議した結果を、義務教育課から施設長へ連絡する。
- ③ 施設長は、届を作成し、メールで義務教育課長あて提出する。

(様式1)

新規採用教員研修（幼児教育）

園内研修計画

園名		新規採用 教員氏名	
担当学年	()年保育()歳児		
経験年数	新卒・認定こども園 年・保育所 年・講師 年(私学含む)		
園長名		研修指導員名	()教育事務所
園の実態		園長から見た 新規採用教員 の課題	
期 日		研 修 内 容	
令和 年 4 月 日 ()	園長による研修 ・ ・		
第 1 回	年 月 日 ()	・ ・	
第 2 回	年 月 日 ()	・ ・	
第 3 回	年 月 日 ()	・ ・	
第 4 回	年 月 日 ()	・ ・	
第 5 回	年 月 日 ()	・ ・	
第 6 回	年 月 日 ()	・ ・	
第 7 回	年 月 日 ()	・ ・	
第 8 回	年 月 日 ()	・ ・	
第 9 回	年 月 日 ()	・ ・	
第 10 回	年 月 日 ()	・ ・	
年 月 日 ()	園長による研修 ・ ・		

※ 園の教育課程・指導計画を添付する。

(様式2)

新規採用教員研修（幼児教育）
園内研修指導票

園名		新規採用 教員氏名	
----	--	--------------	--

研修指導員	() 教育事務所
-------	-----------

期日	第 回 年 月 日 ()
時間	時 分 ~ 時 分 (※60分の休憩時間を含む。)
指導計画	
指導内容	
所見	

(様式3)

令和○年度新規採用教員研修（幼児教育）
「研修の成果」

事務所名 ○○教育事務所	指導員名 ○○ ○○○	
園名 ○○市立○○幼稚園	新規採用教員名 ○○ ○○○	担当学級等 ○歳児担任

○記録のまとめ方は自由です。

新規採用教員がどのように課題をもち、どのように解決していったのか、など成長の様子についてまとめてください。

例1) 項目を立ててまとめる

- (1) 指導案の書き方について
- (2) 園児とのかかわり方について

例2) 月ごとにまとめる

- 5月の様子
- 6月の様子

(様式4)

〇 〇 第 号
令和 年 月 日

〇〇〇〇〇長 殿

※ (公立幼稚園及び公立認定こども園は) 市町村教育委員会教育長あて
(上記以外は) 教育庁学校教育部義務教育課長あて

施設名 職 施設長氏名
(公印省略)

〇 〇 届

このことについては、下記のとおりです。

記

研修名	新規採用教員研修 (幼児教育) 第〇回園外研修
期 日	令和 年 月 日 ()
施設名	
受講者	職・氏名
事 由	

※ 新規採用教員研修のうち、園外研修の受講を園の都合等で猶予を願い出る際は、本届 (様式4) を「猶予届」とし、「5 園外研修に係る各種届及び連絡・提出先」の「2 連絡・提出先」に従って提出すること。

第2章

園内研修 【指導の記録】

園内研修	研修日	年 4 月 日()
------	-----	------------

内 容	1 教員としての心得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（研修資料1）
	(1) 心得
	(2) 勤務
	(3) 園の保健・安全管理、事故防止対策等（熱中症、アレルギー、食事の際の事故） 資料 ・市町村立学校職員服務規程（市町村） ・園の教育課程 等
2 園の教育目標と方針	
(1) 園の教育目標	
(2) 園の教育方針	
(3) 園務分掌とその取組	
(1) 園務分掌	
(2) 園務の取組	
(3) 保護者対応	
	資料 ・園務分掌一覧 ・園の年間行事予定 等

研 修 の 記 録



こどものバス送迎・安全徹底マニュアル



プール活動・水遊びの事故防止



プール活動・水遊びに関するチェックリスト



なくそう！こどもの熱中症～先生向け～



こどもの重大な事故を防ぐためのポイント

回	第1回	研修日	年 5 月 日()
内 容	<p>1 園教育の基本……………(研修資料2、3、4、5、6)</p> <p>(1) 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領</p> <p>(2) 指導の実践、幼児期の特性</p> <p>(3) 園教育の基本</p> <p>(4) 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」</p> <p>(5) 教育課程の役割と編成</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>資料 ・幼稚園教育要領、幼稚園教育要領解説(文部科学省=以降「要領・解説」と表記)</p> <p>・幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説</p> <p style="text-align: center;">(内閣府、文部科学省、厚生労働省=以降「要領・解説」と表記)</p> <p>・幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開(文部科学省=以下同じ)</p> </div> <p>2 家庭との連携と保護者への対応……………(研修資料7)</p> <p>3 園内保育参観 (第2回園外研修のため)……………(研修資料 21)</p>		
	研 修 の 記 録		

回	第2回	研修日	年 6 月 日()
内容	<p>1 遊びや生活の仕方の実際と指導①</p> <p>(1) 登降園時の指導</p> <p>(2) 一日の生活の流れとのかかわり</p> <p>(3) 動と静のリズム</p> <p>(4) 遊びと指導 テーマ:季節の変化を生かした遊び(水遊び等)</p> <p>(5) 記録の取り方</p> <p>資料 ・要領・解説 ・幼児理解に基づいた評価(文部科学省=以下同じ) ・幼児期運動・指針ガイドブック(文部科学省)</p> <p>2 学級事務の進め方①.....(研修資料8)</p> <p>(1) 指導要録、補助簿</p> <p>(2) 出席簿</p> <p>(3) 健康診断票</p> <p>(4) その他の事務(会計等)</p> <p>資料 ・学校教育法、学校教育法施行規則 ・学校保健安全法、学校保健安全法施行規則</p> <p>3 特別な配慮を必要とする幼児への対応.....(研修資料9)</p> <p>(1) 障害のある幼児などへの指導</p> <p>(2) 特別支援教育</p> <p>・個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用、関係機関への連絡・相談</p> <p>・支援を要する幼児への指導の経過の記録</p> <p>(3) 幼児期における一人一人を大切にした教育</p> <p>(4) 障害の特性に応じた指導</p> <p>(5) 海外から帰国した幼児(外国籍の幼児)等の園生活への適応</p> <p>資料 ・個別の教育支援計画活用ガイドブック(県教育委員会 HP) ・外国人児童生徒受入れの手引き(文部科学省) ・要領・解説 ・茨城の幼児教育 第45号 ・外国人幼児等の受入れにおける配慮について(文部科学省) ・障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導(文部科学省、厚生労働省、内閣府)</p>		
	研 修 の 記 録		
<div data-bbox="263 1370 395 1505" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="263 1518 395 1585">外国人幼児等の受入れにおける配慮について</p>			

回	第3回	研修日	年 7 月 日()
内 容	1 指導計画の作成.....(研修資料 10)		
	(1) 指導計画の意義 (2) 指導計画の作成の手順 (3) 指導計画の作成のポイント (4) 日案の作成	資料 ・幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開 ・指導と評価に生かす記録(文部科学省)	
	2 環境の構成の意義.....(研修資料 11)		
内 容	(1) 幼児にとっての環境の意味 (2) 計画的な環境の構成 (3) 環境の構成と指導計画 (4) 主体的な遊びと環境の構成	資料 ・幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開 ・要領・解説	
	3 保健・安全管理①.....(研修資料 14)		
	(1) 保健・安全管理の具体的な内容(水遊び時の安全について) (2) 事故への対応 (3) 食育の推進	資料 ・学校保健安全法、学校保健安全法施行規則 ・要領・解説(健康) ・幼稚園教育要領解説 P151、幼保連携型認定こども園教育・保育 要領解説 P327、保育所保育指針解説 P310) ・教育・保育施設等におけるヒヤリ・ハット事例集(こども家庭庁)	

研 修 の 記 録



「食事指導ガイドブック」

回	第4回	研修日	年 8 月 日()
内 容	1 幼児理解と評価①……………(研修資料 12)		
	(1) 幼児理解に基づいた評価	資料・幼児理解に基づいた評価・要領・解説	
	(2) 保育記録の生かし方	・茨城の幼児教育 第46号	
	(3) まとめと評価・今後の課題		
	(4) 遊びと指導 テーマ:絵本、紙芝居の読み聞かせ……………(研修資料 17)		
2 指導計画の見直しと改善			資料・指導と評価に生かす記録・要領・解説
(1) 保育の振り返り	・幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開		
(2) 幼児の姿			
(3) 環境の再構成……………(研修資料 11)			
3 学校評価……………(研修資料 13)			
(1) 学校評価の目的	資料・幼稚園における学校評価ガイドライン(文部科学省)		
(2) 学校評価の定義と留意点	資料・茨城の幼児教育 51号(県HP)		
(3) 学校評価により期待される取組と効果	※園のアンケート(外部評価として作成しているもの)		
4 行事の考え方と実際……………(研修資料 16)			
(1) 園行事	資料・幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開		
(2) 園行事の取り入れ方と生活の流れとのつながり			
5 映像教材視聴(全体研修も可)			

研 修 の 記 録



茨城の幼児教育
51号

回	第5回	研修日	年 9 月 日()
内容	<p>1 遊びや生活の仕方の実際と指導②</p> <p>(1) 日案・週案の作成……………(研修資料 10)</p> <p>(2) 幼児の姿の捉え(「10の姿」1、2、3等)</p> <p>(3) 遊びと指導 テーマ:運動的な遊び</p> <p>(4) 記録の取り方</p> <p>(5) 反省・評価</p> <p>2 保育の展開と評価①</p> <p>(1) 保育の振り返り</p> <p>(2) 幼児の理解</p> <p>(3) 環境の構成①……………(研修資料 11)</p>		
	<p>資料 ・幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と 保育の展開 ・指導と評価に生かす記録 ・要領・解説</p>	<p>資料 ・幼児理解に基づいた評価 ・指導と評価に生かす記録</p>	
研 修 の 記 録			

回	第6回	研修日	年 10 月 日()
内 容	<p>1 遊びや生活の仕方の実際と指導③</p> <p>(1) 日案・週案の作成……………(研修資料 10)</p> <p>(2) 幼児の姿の捉え(「10の姿」7、10等)</p> <p>(3) 遊びと指導 テーマ:身近な生き物との関わり……………(研修資料 15)</p> <p>(4) 記録の取り方</p> <p>(5) 反省・評価</p> <div data-bbox="477 504 1414 674" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 資料 ・幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開 ・指導と評価に生かす記録 ・学校における動物飼育について(文部科学省) ・学校における望ましい動物飼育のあり方(日本初等理科教育研究会) </div> <p>2 教材の工夫</p> <p>(1) 遊具、用具、素材等の工夫</p> <div data-bbox="777 743 1433 804" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 資料 ・要領・解説 ・幼児理解に基づいた評価 </div> <p>(2) 教育機器の活用</p> <p>(3) 身近な情報の活用</p> <p>3 小学校教育との接続の在り方……………(研修資料 18)</p> <p>(1) 幼児教育と小学校以降の生活や学習とのつながり</p> <p>(2) 小学校児童との交流活動の工夫と推進</p> <p>(3) 互いの教育を理解するための教職員間の連携や交流</p> <p>(4) 教育課程上の接続</p> <div data-bbox="477 1055 1414 1182" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 資料 ・架け橋カリキュラム作成ガイドブック(県 HP) ・茨城の幼児教育 48・49号(県 HP) ・学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について(文部科学省) </div>		
	研 修 の 記 録		

回	第7回	研修日	年 11 月 日()
内容	1 遊びや生活の仕方の実際と指導④		
	(1) 日案・週案の作成……………(研修資料 10)		
(2) 幼児の姿の捉え(「10の姿」3、5、6、7等)			
(3) 遊びと指導			
テーマ:自然を活用した遊び			資料 ・幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開
(4) 記録の取り方			・幼児理解に基づいた評価
(5) 反省・評価			・指導と評価に生かす記録
2 道徳性の芽生えを培う指導……………(研修資料 15、19)			
			資料 ・幼稚園における道徳性の芽生えを培うための事例集
			(文部科学省)
3 地域の理解と活用			
(1) 自然とのふれあい			資料 ・要領・解説
(2) 近隣社会との関わり			
(3) 預かり保育と子育て支援……………(研修資料 20)			
研 修 の 記 録			

回	第8回	研修日	年 12 月 日()
内 容	<p>1 遊びや生活の仕方の実際と指導⑤</p> <p>(1) 日案・週案の作成……………(研修資料 10)</p> <p>(2) 幼児の姿の捉え(「10の姿」3、4、9等)</p> <p>(3) 遊びと指導 テーマ: 集団遊び</p> <div data-bbox="766 387 1433 488" style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 資料 ・幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開 ・指導と評価に生かす記録 </div> <p>(4) 記録の取り方</p> <p>(5) 反省・評価</p> <p>2 保健・安全管理②……………(研修資料 14)</p> <p>(1) 保健・安全管理(冬への対策)</p> <div data-bbox="766 593 1433 638" style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 資料 ・学校保健安全法、学校保健安全法施行規則 </div> <p>(2) 避難訓練</p> <p>3 幼児理解と評価②……………(研修資料 12)</p> <p>(1) まとめと評価、今後の課題</p> <div data-bbox="766 757 1433 801" style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 資料 ・幼児理解に基づいた評価 </div>		
	研 修 の 記 録		

回	第9回	研修日	年 1 月 日()
内容	<p>1 遊びや生活の仕方の実際と指導⑥</p> <p>(1) 日案・週案の作成……………(研修資料 10)</p> <p>(2) 幼児の姿の捉え(「10の姿」6、8、10等)</p> <p>(3) 遊びと指導 テーマ:知的好奇心を満たす遊び</p> <p>(4) 記録の取り方</p> <p>(5) 反省・評価</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 資料 ・幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開 ・要領・解説 ・指導と評価に生かす記録 </div> <p>2 保育の展開と評価②</p> <p>(1) 保育の振り返り</p> <p>(2) 環境の構成②……………(研修資料 11)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 資料 ・指導と評価に生かす記録 ・幼児理解に基づいた評価 </div> <p>3 幼児理解と評価③</p> <p>(1) 指導要録の作成に向けて……………(研修資料8)</p>		
研 修 の 記 録			

回	第10回	研修日	年 2 月 日()
内 容	1 学級事務の進め方②.....(研修資料8)		
	(1) 指導要録、補助簿等 (2) 出席簿 (3) 健康診断票 (4) その他の事務(会計等)	資料 ・学校教育法、学校教育法施行規則 ・幼児理解に基づいた評価 ・学校保健安全法、学校保健安全法施行規則	
内 容	2 自主研修の進め方		
	(1) 課題の把握 ・保育の振り返りから見いだした課題 (2) 課題解決に向けた研修の在り方	資料 ・茨城の幼児教育 48～50号(県HP) 「茨城県幼児教育研究推進校の取組」	
内 容	3 1年間を振り返って		
	(1) 自己評価(自分の成長、成果と課題、1年間のまとめを含む) (2) その他		
研 修 の 記 録			

園長による園内研修	研修日	年 3 月 日()
内 容	1 1年間を振り返って (1) 自分の成長 (2) 成果と課題 (3) 1年間のまとめ 2 次年度に向けて (1) 課題の解決に向けて (2) 次年度の準備	
研 修 の 記 録		

第 3 章

研修資料

1 教員としての在り方

1 教員としての一日

(1) 一日のスタート前のゆとり

- 明るい声で挨拶をする。
- 活動にふさわしい服装を心がける。
- 園舎内外の安全確認を行う。
- 簡単な清掃を行う。
- 飼育・栽培物の見回りを行う。(活動のきっかけが見つかることもある)
- ミーティングで職員間の共通理解を図る。

(2) 幼児との充実した生活の展開

- 一人一人への温かい言葉かけと受け止めを心がけ、視診も行う。
- 信頼関係の構築に留意する。
- 幼児が主体性を発揮できるような環境の構成・再構成に配慮する。
- 幼児と共に遊びを作り出す。
- 活動中での危険防止に努める。
- 幼児の生活リズム(動と静)に対応する。

(3) 幼児との生活を終えて

- 翌日の幼児の生活・遊びを予想して片付けを行う。
- 翌日の活動の準備をする。
- 記録をもとに、日案の反省・評価・改善策の検討を行う。
- 必要に応じて保護者への連絡を行う。
- 職員間のミーティングで一日を終えての報告・連絡・相談を行う。
- 戸締まりを確認する。

2 勤務への対応

- (1) 欠勤、遅刻、早退等は必ず管理職に連絡する。
- (2) 職務上の連絡は密に取り、報告や連絡を忘れないようにする。
- (3) 職務上知り得た秘密は他に絶対漏らすことのないように十分に注意する。
- (4) 長期にわたる欠勤については診断書等の届出をする。
- (5) 自家用車の使用は責任者の許可を得る。
- (6) 夏期、冬期などの長期休業は、保育中にはできない事務の整理、記録のまとめ研修などに積極的に取り組むように心掛ける。園庭の草花、飼育物等の管理を行い、休業明けに保育に生かす。
- (7) 戸締まり・火災予防は全職員が責任をもつ。非常事態には連携をとり、すぐに対応する。
- (8) 園内外の事故については、迅速かつ適切に対応するため、園長又は教頭等に連絡して指示を仰ぐ。また、園外に出る時は事前に園長に連絡をし、許可を得る。
- (9) 園運営に係る園務分掌については、内容をよく理解し積極的に取り組む。
- (10) 指導要録、健康診断票等の帳簿や園児の住所録等の個人情報については、漏えい、改ざん、破壊、消失等の様々な危険から安全に守るため、園の情報セキュリティ対策に従う。また、個人情報は園外に持ち出さない。
- (11) 出張・研修等には、ふさわしい服装で時刻を守って参加する。事前に日案等の準備や保育室の整理・整頓をし、事後には園長又は教頭等に報告する。

3 教員としての態度 ー教員に求められることー

- (1) やさしく接し、温かく包み込んでいくことができる。
- (2) 一人一人の幼児に明るく語りかけ、関わり合うことができる。
- (3) 幼児からの要求に耳を傾け、幼児と共に感じ合うことができる。
- (4) 幼児と共に身体を動かし、幼児と一緒に遊ぶことができる。
- (5) 幼児のモデルとなれるよう、言動に留意することができる。
- (6) 課題を見だし、協調性をもって、保育に取り組むことができる。
- (7) 健康に留意し、幼児に安心感をもたせるように接することができる。
- (8) 保護者の思いを受け止めて、的確に対応することができる。

教員の資質の向上

～「資質の向上に関する指標」を踏まえた研修と実践の往還～

- 人間性豊かで、高い使命感をもって、教育にあたることができる
- 子どもの多様性を理解し、一人一人に寄り添った関係を築くことができる
- 子どもの実態や社会の変化を的確に捉え、効果的な学びをデザインできる
- 授業改善に向け検証と研修を重ね、実践的専門性を高めることができる
- 他の教職員と協働し、学校教育目標の具現化に資することができる

2 教育要領、教育・保育要領について

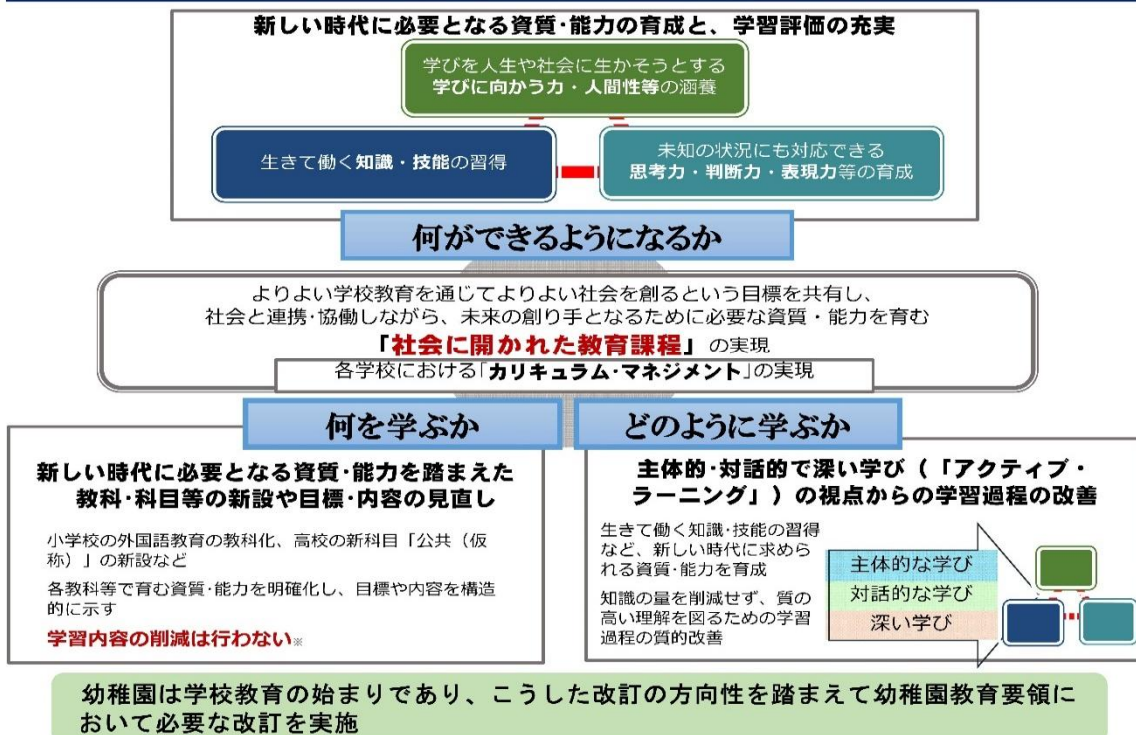
1 幼稚園

(参考) 幼稚園教育要領等の変遷



61

学習指導要領改訂の方向性



学習指導要領等改訂の概要 – 改訂の基本方針（1）

今回の改訂は中央教育審議会答申を踏まえ、次の基本方針に基づき行った。

- ① 今回の改訂の基本的な考え方
 - ア 子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力の一層確実な育成と、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現
 - イ 知識の理解の質を更に高めた確かな学力の育成
 - ウ 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実による豊かな心や健やかな体の育成
- ② 育成を目指す資質・能力の明確化
- ③ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
- ④ 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進
- ⑤ 言語能力の確実な育成、伝統や文化に関する教育の充実、体験活動の充実などについての教育内容の充実

学習指導要領等改訂の概要 – 改訂の基本方針（2）

幼稚園教育要領の改訂については、中央教育審議会答申を踏まえ、次の基本方針に基づき行った。

- ① 幼稚園教育において育みたい資質・能力の明確化
幼稚園教育で育みたい資質・能力として、次の3つを示し、幼稚園教育要領第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体によって育むこと
 - ・「知識及び技能の基礎」
 - ・「思考力・判断力・表現力等の基礎」
 - ・「学びに向かう力、人間性等」
- ② 小学校教育との円滑な接続
 - ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化
（「健康な心と体」「自立心」「協働性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量・図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」）
 - ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を小学校の教師と共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図ること
- ③ 現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直し
 - ・現代的な課題を踏まえた教育内容の見直しを図ること
 - ・いわゆる預かり保育や子育ての支援の充実を図ること

幼保連携型認定こども園教育・保育要領関連法令

認定こども園法 第2条

第2条

- 7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。
- 8 この法律において「教育」とは、教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校（第9条において単に「学校」という。）において行われる教育をいう。
- 9 この法律において「保育」とは、児童福祉法第6条の3第7項に規定する保育をいう。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

2

幼保連携型認定こども園教育・保育要領関連法令

認定こども園法 第9条

第9条 幼保連携型認定こども園においては、第2条第7項に規定する目的を実現するため、子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設（児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。次条第2項においても同じ。）としての保育並びにその実施する保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、次に掲げる目標を達成するよう当該教育及び当該保育を行うものとする。

- 1 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調理的発達を図ること。
- 2 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 3 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 4 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 5 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。
- 6 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図ること。

9

幼保連携型認定こども園教育・保育要領関連法令

認定こども園法 第10条

- 第10条 幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項は、第2条第7項に規定する目的及び前条に規定する目標に従い、主務大臣が定める。
- 2 主務大臣が前項の規定により幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めるに当たっては、幼稚園教育要領及び児童福祉法第45条第2項の規定に基づき児童福祉施設に関して厚生労働省令で定める基準（同項第3号に規定する保育所における保育の内容に係る部分に限る。）との整合性の確保並びに小学校（学校教育法第1条に規定する小学校をいう。）における教育との円滑な接続に配慮しなければならない。
- 3 幼保連携型認定こども園の設置者は、第1項の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。



- 幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性の確保
- 小学校における教育との円滑な接続に配慮

4

幼保連携型認定こども園教育・保育要領改訂の基本的な考え方

幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性

- 幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力の明確化 [➡第1章]
- 修了時までには育ってほしい具体的な姿「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化
※小学校との接続 [➡第1章]
- 園児の理解に基づいた評価の実施 [➡第1章]
- 特別な配慮を必要とする園児への指導の充実 [➡第1章]
- 乳児期及び満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関する視点及び領域、ねらい及び内容並びに内容の取扱いの明示 [➡第2章]
- 近年の子どもの育ちをめぐる環境の変化等を踏まえ、満3歳以上の園児の教育及び保育の内容の改善・充実 [➡第2章]
- 近年の課題に応じた健康及び安全に関する内容の充実、特に、災害への備えに関してや教職員間の連携や組織的な対応について明示 [➡第3章]

幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項等の充実

- 幼保連携型認定こども園の教育と保育が一体的に行われること、在園期間を通して行われること等を明示 [➡第1章]
- 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の明確化 [➡第1章]
- 満3歳以上の園児の入園時や移行時等について、多様な経験を有する園児の学び合いについて、長期的な休業中等について明示 [➡第1章]
- 多様な生活形態の保護者が在園していることへの配慮や地域における子育ての役割等、子育ての支援の充実 [➡第4章]

「中央説明会資料」平成29年7月 内閣府子ども・子育て本部 より

3 幼児期の特性

幼児期とは、幼児が家庭において親しい人間関係を軸にして営まれていた生活からより広い世界に目を向け始め、生活の場、他者との関係、興味や関心などが急激に広がり、依存から自立に向かう時期

- ・運動機能が急速に発達し、活動意欲も高まり、親や周囲の大人から見守られているという安心感に支えられて幼児の行動範囲は広がりを見せ始める。
- ・幼稚園において、他の幼児と生活を共にし感動を共有し、イメージを伝え合うなど互いに影響を及ぼし合い、興味や関心を広げ、言葉を獲得し表現する喜びを味わう。
- ・幼児の生活は、家庭、地域そして幼稚園と連続的に営まれていて、循環性をもって展開している。
- ・新たな生活の広がりに対して、期待と同時に不安感や緊張感を抱くことが多いので、幼児の行動を温かく見守り、適切な援助を行う教師の存在が不可欠となる。

幼児期は、自然な生活の流れの中で直接的・具体的な体験を通して人間形成の基礎を培う時期

- ・幼稚園においては、幼児教育の目標を達成するために必要な様々な体験が豊富に得られるような環境を用意して、幼児期にふさわしい生活が営まれるようにする。
- ・多数の幼児と関わり、イメージを伝え合い、協力して活動に取り組むような体験を通して、他の幼児と支え合って生活する楽しさを味わいながら、主体性や社会的態度を身に付けていくようにする。
- ・幼児が生活の中で触れ合える身近な動植物など様々な環境の下で、直接的・具体的な体験を通して一人一人の幼児の発達を促していくようにする。

人間は生まれながらにして、自然に成長していく力と同時に周囲の環境に対して自分から能動的に働きかけようとする力を持ち、幼児期は生活に必要な基本的な態度などを獲得していく時期

- ・心身の諸側面は、それぞれが独立して発達するものではなく、相互に関連し合うことにより発達が促されていく。
- ・幼児期特有の状態（依存を基盤にした自立、模倣等）を十分に理解して、幼児の発達の実情に即した教育を行う。

「幼稚園教育要領」平成 29 年 3 月 文部科学省

「中央説明会資料」平成 29 年 7 月 文部科学省 より

※幼保連携型認定こども園については、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を参照

4 園教育の基本

1 学校教育法における幼稚園

第3章 幼稚園

第22条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第23条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- ① 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- ② 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- ③ 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- ④ 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- ⑤ 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

第24条 幼稚園においては、第22条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

第25条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第22条及び第23条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第26条 幼稚園に入園することのできる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第27条 幼稚園には、園長、教頭及び教諭を置かなければならない。

- 2 幼稚園には、前項に規定するもののほか、副園長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、副園長を置くときその他特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる。
- 4 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 5 副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。
- 6 教頭は、園長（副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長）を助け、園務を整理し、及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。
- 7 主幹教諭は、園長（副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長）及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の保育をつかさどる。
- 8 指導教諭は、幼児の保育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
- 9 教諭は、幼児の保育をつかさどる。
- 10 特別の事情のあるときは、第1項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。
- 11 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第7項の規定にかかわらず、園長（副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長）及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

* 幼保連携型認定こども園の法的位置付け

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（改正後）

（定義）

第2条

7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。

8 この法律において「教育」とは、教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校（第9条において単に「学校」という。）において行われる教育をいう。

（教育及び保育の目標）

第9条 幼保連携型認定こども園においては、第2条第7項に規定する目的を実現するため、子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設（児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。次条第2項において同じ。）としての保育並びにその実施する保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、次に掲げる目標を達成するよう当該教育及び当該保育を行うものとする。第1～6号（略）

○ 児童福祉法

第7条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

○ 子ども・子育て3法公布通知（平成24年8月31日）

3 幼保連携型認定こども園

(1) 施設の定義（第2条関係）

幼保連携型認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子ども（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。）に対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいうこととしたこと。（第2条第7項関係）

なお、幼保連携型認定こども園は、学校であると同時に児童福祉施設としての性質も有するため、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定の多くが適用できないことから、学校教育法の適用される「学校」の範囲を定める学校教育法第1条は改正せず、改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下単に「認定こども園法」という。）において教育基本法第6条に基づく「法律に定める学校」である旨明らかにしている。

2 幼稚園の教育

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

このため教師は、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気づき、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。

- 1 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。
- 2 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。
- 3 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

その際、教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、教師は、幼児と人やものとの関わりが重要であることを踏まえ、教材を工夫し、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。

「環境を通して行う教育」を基本とする

（幼児期の教育における見方・考え方「身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気づき、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる」を生かし、よりよい教育環境を創造する。）

- 幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活を展開
（幼児は安定した情緒の下で自己発揮をすることにより発達に必要な体験を得ていく）
- 遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること
（「遊び」は、幼児にとって重要な「学習」）
- 一人一人の発達の特性に応じること

※環境とは物的な環境だけでなく、教師や他の幼児も含めた幼児の周りの環境すべて

「幼稚園教育要領」平成29年3月 文部科学省

「中央説明会資料」平成29年7月 文部科学省 より

* 幼保連携型認定こども園については、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を参照

5 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

1 幼稚園教育において育みたい資質・能力

「幼稚園教育の基本」を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。また、この資質・能力は、「ねらい及び内容」に基づく活動全体によって育むものである。

- (1) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
- (2) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
- (3) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

2 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、「ねらい及び内容」に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである。

- (1) **健康な心と体**
幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。
- (2) **自立心**
身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。
- (3) **協同性**
友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。
- (4) **道徳性・規範意識の芽生え**
友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。
- (5) **社会生活との関わり**
家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。
- (6) **思考力の芽生え**
身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

(7) 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気づき、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることをもちよくなる。

(8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

(9) 言葉による伝え合い

先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

(10) 豊かな感性と表現

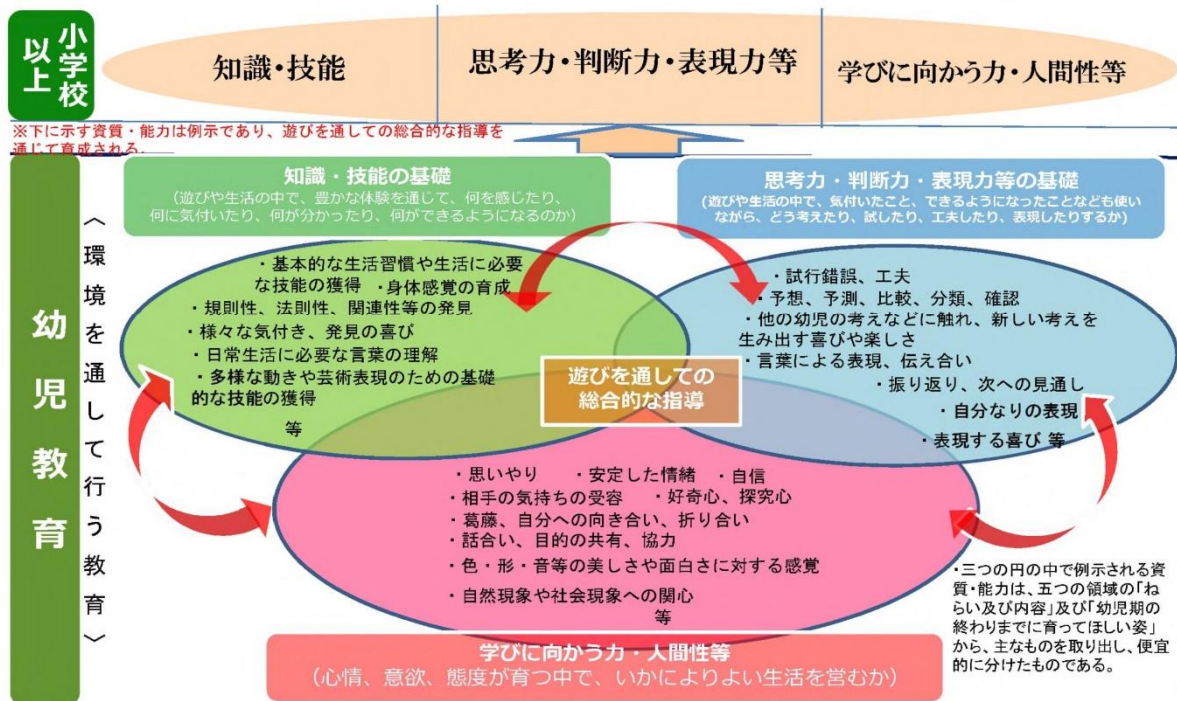
心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気づき、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

「幼稚園教育要領」平成 29 年 3 月 文部科学省

「中央説明会資料」平成 29 年 7 月 文部科学省 より

* 幼保連携型認定こども園については、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を参照

幼児教育において育みたい資質・能力の整理



「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめについて（報告）」

平成 28 年 8 月 26 日 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会 より

6 教育課程の役割と編成

1 教育課程の役割

- 教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに幼稚園教育要領による。
- 創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成する。
- カリキュラム・マネジメント
教育課程に基づき組織的かつ計画的に各幼稚園の教育活動の質の向上を図っていく。
 - ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ教育課程を編成する。
 - ・教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていく。
 - ・教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていく。

2 各幼稚園の教育目標と教育課程の編成

- 育みたい資質・能力を踏まえつつ、各幼稚園の教育目標を明確にする。
- 基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努める。

3 教育課程の編成上の基本的事項

- 具体的なねらいと内容を組織する。
 - ・自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を踏まえる。
 - ・入園から修了に至るまでの長期的な視野
- 幼稚園の毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならない。
- 幼稚園の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とする。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮するものとする。

4 教育課程の編成上の留意事項

- 幼児の生活は、入園当初の一人一人の遊びや教師との触れ合いを通して幼稚園生活に親しみ、安定していく時期から、他の幼児との関わりの中で幼児の主体的な活動が深まり、幼児が互いに必要な存在であることを認識するようになり、やがて幼児同士や学級全体で目的をもって協同して幼稚園生活を展開し、深めていく時期などに至るまでの過程を様々に経ながら広げられていくものであることを考慮し、活動がそれぞれの時期にふさわしく展開されるようにすること。
- 入園当初、特に、3歳児の入園については、家庭との連携を緊密にし、生活のリズムや安全面に十分配慮すること。また、満3歳児については、学年の途中から入園することを考慮し、幼児が安心して幼稚園生活を過ごすことができるよう配慮すること。
- 幼稚園生活が幼児にとって安全なものとなるよう、教職員による協力体制の下、幼児の主体的な活動を大切にしつつ、園庭や園舎などの環境の配慮や指導の工夫を行うこと。

「幼稚園教育要領」平成29年3月 文部科学省

「中央説明会資料」平成29年7月 文部科学省 より

* 幼保連携型認定こども園については、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を参照

7 家庭との連携と保護者への対応

幼児の生活は、家庭、地域社会、そして、園と連続的に営まれている。幼児の家庭や地域社会での生活経験が園において教師や他の幼児と生活する中で、さらに豊かなものとなり、園生活で培われたものが、家庭や地域社会での生活に生かされるという循環の中で幼児の望ましい発達が図られていく。

したがって、指導計画を作成し、指導を行う際には、家庭や地域社会を含め、幼児の生活全体を視野に入れ、幼児の興味や関心の方向や必要な経験などを捉える、適切な環境を構成して、その生活が充実したものになるようにすることが重要である。

このためには、家庭との連携を十分にとって、一人一人の幼児の生活についての理解を深め、園での生活の様子などを家庭に伝えるなどして、園と家庭が互いに幼児の望ましい発達を促すための生活を実現していく必要がある。

また、幼児が園において自己を発揮し、生き生きと生活するためには、園が安心して過ごすことができる場になっていることが大切である。幼児は、保護者の感情や生活態度に影響されることが大きく、保護者が園や教師に信頼感をもっていれば、幼児も安心して過ごすことができるようになってくる。

<保護者会>

- 園生活の実情を伝える。
- 園や学級の教育計画を知らせる。
- 園教育への理解や協力を得る。
- 保護者の願いや要望を受け止める。
- 誠実な態度で臨む。
- 愛情に基づいた正確な情報を伝達する。

<家庭通信>

- 園だより、学級だより、保健だより等を、園長等の許可を得て必要に応じて発行する。
- 連絡ノート等を活用し、個々の連絡を密にする。
- 啓発的なものを組み入れる。
- 保護者の反応に留意し、適切に受け止めていく。
- 表記や表現に正確さを心掛ける。

<家庭訪問>

- 家庭訪問の手順
 - ・園務会において、家庭訪問の実施案についての確認と共通理解を図る。
 - ・訪問日程、順路について、学級だより等で連絡をする。
 - ・訪問の際に話し合う内容について、十分に検討する。
 - ・住宅周辺の環境、保護者の子供への接し方、家庭生活の習慣や態度、近隣の友達や遊び場等を捉える。
- 訪問の際の配慮事項
 - ・謙虚な態度と丁寧な話し方を心掛けて、誤解を招かないようにする。
 - ・心の触れ合いを大切にす。
 - ・約束の時間を守る。やむを得ず遅れてしまう場合には電話をする。
 - ・家庭内のプライバシーに関することは、立ち入らないようにし、秘密事項は堅く守る。

- ・話をしている時には、不用意にメモを取ると、話しにくくなることに配慮する。
- ・園に対する要望や意見に対しては、その場では即答せず丁寧に聴き、あとで、園長等に報告する。回答する必要がある場合は園長等の助言を受けて、早いうちに適切な方法で伝えるようにする。
- ・どの家庭にも公平に訪問をするという気持ちを忘れないようにする。

○ 訪問後の整理

- ・訪問後は、記録を整理し、園の教員全体で一人一人の幼児について共通理解をするとともに、今後の対応について話し合う。
- ・今、保護者が問題としていることについて理解し、保育や家庭との連携の中で解決していくようにする。

<面談>

○ 保護者との面談

- ・幼児一人一人の育ちについて考え、保護者の気持ちをくみ取る姿勢で行う。
- ・園の指導方針を伝え、園に対する保護者の不安を解消し、信頼関係を築くようにする。

<ホームページ等>

○ 園の教育目標や園で取り組んでいることの紹介

- ・個人情報の保護に十分気を付けた上で、園の取組等を紹介し、保護者や地域社会に開かれた園づくりをする。

8 学級事務の進め方

1 指導要録

- 指導要録は、幼児の学籍並びに指導の過程とその結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるもの
- 学校教育法施行令第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本

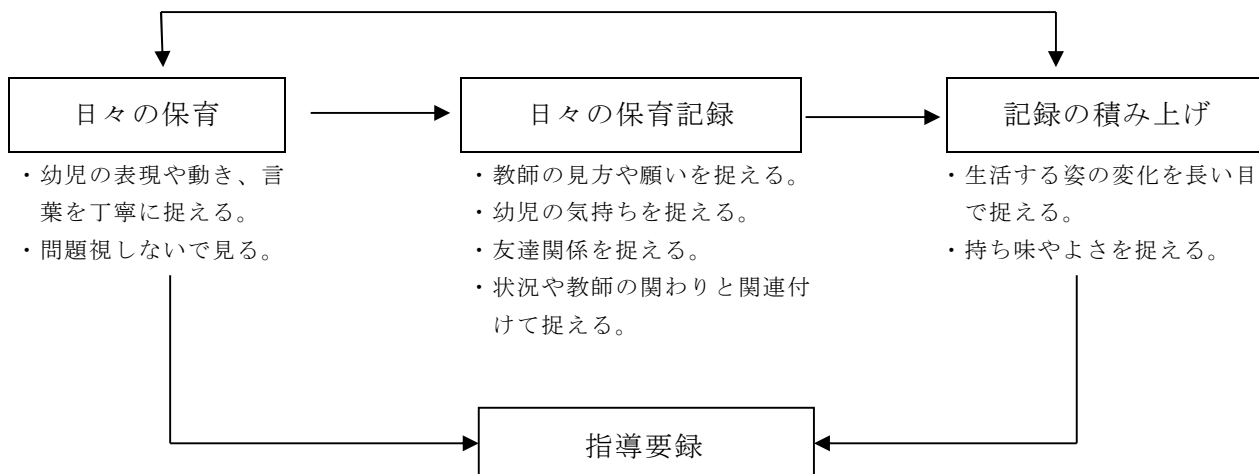
<法的根拠>

- 指導要録の様式や記入上の注意などは、学校を所管する教育委員会が定める。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第23条
 - ・文部科学省は、地域に根ざした主体的かつ積極的な教育の展開の観点から様式等が定められるよう、「指導要録に記載する事項」を示すとともに、創意工夫するための手がかりとなるよう「様式の参考例」を示している。
- 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録を作成しなければならない。
学校教育法施行規則 第24条
- 校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。
学校教育法施行規則 第24条
- 校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し及び前項の抄本又は写しを転学先の校長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。
学校教育法施行規則 第24条
- 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿は、5年間保存しなければならない。指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については20年間保存しなければならない。
学校教育法施行規則 第28条

○ 日々の保育の積み重ねを記録に残しておく

幼児の発達する姿は、園生活の中で興味や関心がどのように広げられ深められているか、遊びへの取り組み方はどのようなかなど、丁寧に見ていくことによって捉えることができる。日々の保育の積み重ねを記録に残すようにして、ある程度の期間の中で変化を読み取る必要がある。

日々の保育とその記録を繰り返し、積み重ねていくことによって、幼児の発達してきた道筋を捉え、その過程から、教師の幼児への関わり方を振り返り、次年度への指導の手がかりを見いだすことができる。



幼稚園幼児指導要録及び特別支援学校幼稚部幼児指導要録に関する内容

平成 30 年 3 月 30 日 29 文科初第 1814 号

「幼稚園及び特別支援学校幼稚部における指導要録の改善について（通知）」より

1 幼稚園等における評価の基本的な考え方

幼児一人一人の発達の理解に基づいた評価の実施に当たっては、次の事項に配慮すること。

- (1) 指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、幼児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすようにすること。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。
- (2) 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、次年度又は小学校等にその内容が適切に引き継がれるようにすること。

2 指導要録の改善の要旨

「指導上参考となる事項」について、これまでの記入の考え方を引き継ぐとともに、最終学年の記入に当たっては、特に小学校等における児童の指導に生かされるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して幼児に育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿を分かりやすく記入することに留意するよう追記したこと。このことを踏まえ、様式の参考例を見直したこと。

3 実施時期

この通知を踏まえた指導要録の作成は、平成 30 年度から実施すること。なお、平成 30 年度に新たに入園、入学（転入園、転入学含む。）、進級する幼児のために指導要録の様式を用意している場合には様式についてはこの限りではないこと。

この通知を踏まえた指導要録を作成する場合、既に在園、在学している幼児の指導要録については、従前の指導要録に記載された事項を転記する必要はなく、この通知を踏まえて作成された指導要録と併せて保存すること。

4 取扱い上の注意

- (1) 指導要録の作成、送付及び保存については、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 24 条及び第 28 条の規定によること。なお、同施行規則第 24 条第 2 項により小学校等の進学先に指導要録の抄本又は写しを送付しなければならないことに留意すること。
- (2) 指導要録の記載事項に基づいて外部への証明等を作成する場合には、その目的に応じて必要な事項だけを記載するよう注意すること。
- (3) 配偶者からの暴力の被害者と同居する幼児については、転園した幼児の指導要録の記述を通じて転園先、転学先の名称や所在地等の情報が配偶者（加害者）に伝わるのが懸念される場合がある。このような特別の事情がある場合には、平成 21 年 7 月 13 日付け 21 生参学第 7 号「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について（通知）」を参考に、関係機関等との連携を図りながら、適切に情報を取り扱うこと。
- (4) 評価の妥当性や信頼性を高めるとともに、教師の負担感の軽減を図るため、情報の適切な管理を図りつつ、情報通信技術の活用により指導要録等に係る事務の改善を検討することも重要であること。なお、法令に基づく文書である指導要録について、書面の作成、保存、送付を情報通信技術を活用して行うことは、現行の制度上も可能であること。
- (5) 別添資料 1 及び 2（様式の参考例）の用紙や文字の大きさ等については、各設置者等の判断で適宜工夫できること。

5 幼稚園型認定こども園における取扱い上の注意

幼稚園型認定こども園においては、「幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項等について（通知）」（平成 30 年 3 月 30 日付け府子本第 315 号・29 初幼教第 17 号・子保発 0330 第 3 号）を踏まえ、認定こども園こども要録の作成を行うこと。なお、幼稚園幼児指導要録を作成することも可能であること。

幼稚園幼児指導要録に記載する事項

○ 学籍に関する記録

学籍に関する記録は、外部に対する証明等の原簿としての性格をもつものとし、原則として、入園時及び異動の生じたときに記入すること。

1 幼児の氏名、性別、生年月日及び現住所

2 保護者（親権者）氏名及び現住所

3 学籍の記録

(1) 入園年月日

(2) 転入園年月日

他の幼稚園や特別支援学校幼稚部、保育所、幼保連携型認定こども園等から転入園してきた幼児について記入する。

(3) 転・退園年月日

他の幼稚園や特別支援学校幼稚部、保育所、幼保連携型認定こども園等へ転園する幼児や退園する幼児について記入する。

(4) 修了年月日

4 入園前の状況

保育所等での集団生活の経験の有無等を記入すること。

5 進学先等

進学した小学校等や転園した幼稚園、保育所等の名称及び所在地等を記入すること。

6 園名及び所在地

7 各年度の入園（転入園）・進級時の幼児の年齢、園長の氏名及び学級担任の氏名

各年度に、園長の氏名、学級担任者の氏名を記入し、それぞれ押印する。（同一年度内に園長又は学級担任者が代わった場合には、その都度後任者の氏名を併記する。）

なお、氏名の記入及び押印については、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に定義する「電子署名」をいう。）を行うことで替えることも可能である。

○ 指導に関する記録

指導に関する記録は、1年間の指導の過程とその結果を要約し、次の年度の適切な指導に資するための資料としての性格をもつものとする。

1 指導の重点等

当該年度における指導の過程について次の視点から記入すること。

(1) 学年の重点

年度当初に、教育課程に基づき長期の見通しとして設定したものを記入すること。

(2) 個人の重点

1年間を振り返って、当該幼児の指導について特に重視してきた点を記入すること。

2 指導上参考となる事項

(1) 次の事項について記入すること。

① 1年間の指導の過程と幼児の発達の姿について以下の事項を踏まえ記入すること。

・幼稚園教育要領第2章「ねらい及び内容」に示された各領域のねらいを視点として、当該幼児の発達の実情から向上が著しいと思われるもの。その際、他の幼児との比較

や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。

- ・ 幼稚園生活を通して全体的、総合的に捉えた幼児の発達の姿。
 - ② 次の年度の指導に必要と考えられる配慮事項等について記入すること。
 - ③ 最終年度の記入に当たっては、特に小学校等における児童の指導に活かされるよう、幼稚園教育要領第1章総則に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して幼児に育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿を分かりやすく記入するように留意すること。その際、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことに留意し、項目別に幼児の育ちつつある姿を記入するのではなく、全体的、総合的に捉えて記入すること。
- (2) 幼児の健康の状況等指導上特に留意する必要がある場合等について記入すること。

3 出欠の状況

(1) 教育日数

1年間に教育した総日数を記入すること。この教育日数は、原則として、幼稚園教育要領に基づき編成した教育課程の実施日数と同日数であり、同一年齢の全ての幼児について同日数であること。ただし、転入園等をした幼児については、転入園等をした日以降の教育日数を記入し、転園又は退園をした幼児については、転園のため当該施設を去った日又は退園をした日までの教育日数を記入すること。

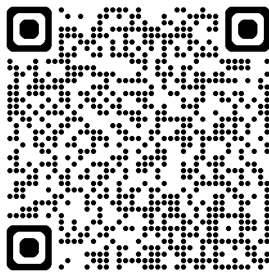
(2) 出席日数

教育日数のうち当該幼児が出席した日数を記入すること。

4 備考

教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動を行っている場合には、必要に応じて当該教育活動を通じた幼児の発達の姿を記入すること。

<文部科学省へのリンク>



幼保連携型認定こども園園児指導要録、認定こども園こども要録に関する内容

平成 30 年 3 月 30 日 府子本第 315 号・29 初幼教第 17 号・子保発 0330 第 3 号

「幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項等について（通知）」より

1 幼保連携型認定こども園における評価の基本的な考え方

園児一人一人の発達の理解に基づいた評価の実施に当たっては、次の事項に配慮すること。

- (1) 指導の過程を振り返りながら園児の理解を進め、園児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすようにすること。その際、他の園児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。
- (2) 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、次年度又は小学校等にその内容が適切に引き継がれるようにすること。

2 園児指導要録の改善の要旨

幼保連携型認定こども園における養護は教育及び保育を行う上での基盤となるものであるということ踏まえ、満 3 歳以上の園児に関する記録として、従前の「養護」に関わる事項は、「指導上参考となる事項」に、また、「園児の健康状態等」については、「特に配慮すべき事項」に記入するよう見直したこと。さらに、従前の「園児の育ちに関わる事項」については、満 3 歳未満の園児に関する記録として、各年度ごとに、「養護（園児の健康の状態等も含む）」に関する事項も含め、「園児の育ちに関する事項」に記入するよう見直したこと。

最終学年の記入に当たっては、これまでの記入の考え方を引き継ぐとともに、特に小学校等における児童の指導に生かされるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して園児に育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿を分かりやすく記入することに留意するよう追記したこと。

以上のことなどを踏まえ、様式の参考例を見直したこと。

3 実施時期

この通知を踏まえた園児指導要録の作成は、平成 30 年度から実施すること。なお、平成 30 年度に新たに入園（転入園含む。）、進級する園児のために園児指導要録の様式を用意している場合には様式についてはこの限りではないこと。

この通知を踏まえた園児指導要録を作成する場合、既に在園している園児の園児指導要録については、従前の園児指導要録に記載された事項を転記する必要はなく、この通知を踏まえて作成された園児指導要録と併せて保存すること。

4 取扱い上の注意

- (1) 園児指導要録の作成、送付及び保存については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 2 号。以下「認定こども園法施行規則」という。）第 30 条並びに認定こども園法施行規則第 26 条の規定により準用する学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 28 条第 1 項及び第 2 項前段の規定によること。
なお、認定こども園法施行規則第 30 条第 2 項により小学校等の進学先に園児指導要録の抄本又は写しを送付しなければならないことに留意すること。
- (2) 園児指導要録の記載事項に基づいて外部への証明等を作成する場合には、その目的に応じて必要な事項だけを記載するよう注意すること。
- (3) 配偶者からの暴力の被害者と同居する園児については、転園した園児の園児指導要録の記述を通じて転園先の園名や所在地等の情報が配偶者（加害者）に伝わる懸念がある場合がある。このような特別の事情がある場合には、「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について（通知）」（平成 21 年 7 月 13 日付け 21 生参学第 7 号文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長・文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長連名通知）を参考に、関係機関等との連携を図りながら、適切に情報を取り扱うこと。
- (4) 評価の妥当性や信頼性を高めるとともに、保育教諭等の負担感の軽減を図るため、情報の適切な管理を図りつつ、情報通信技術の活用により園児指導要録等に係る事務の改善を検討することも重

要であること。なお、法令に基づく文書である園児指導要録について、書面の作成、保存、送付を情報通信技術を活用して行うことは、現行の制度上も可能であること。

- (5) 別添資料（様式の参考例）の用紙や文字の大きさ等については、各設置者等の判断で適宜工夫できること。
- (6) 個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）等を踏まえて適切に個人情報を取り扱うこと。なお、個人情報の保護に関する法令上の取扱いは以下の①及び②のとおりである。
 - ① 公立の幼保連携型認定こども園については、各地方公共団体が定める個人情報保護条例に準じた取扱いとすること。
 - ② 私立の幼保連携型認定こども園については、当該施設が個人情報の保護に関する法律第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者が該当し、原則として個人情報を第三者に提供する際には本人の同意が必要となるが、認定こども園法施行規則第30条第2項及び第3項の規定に基づいて提供する場合においては、同法第23条第1項第1号に掲げる法令に基づく場合に該当するため、第三者提供について本人（保護者）の同意は不要であること。

5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における認定こども園こども要録の作成等の留意事項

- (1) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）においては、本通知「1 幼保連携型認定こども園における評価の基本的な考え方」及び「2 園児指導要録の改善の要旨」を踏まえ、別紙及び別添資料を参考に、適宜「幼保連携型認定こども園園児指導要録」を「認定こども園こども要録」に読み替える等して、各設置者等の創意工夫の下、認定こども園こども要録を作成すること。

なお、幼稚園型認定こども園以外の認定こども園において認定こども園こども要録を作成する場合には、保育所では各市区町村が保育所児童保育要録（「保育所保育指針の適用に際しての留意事項について」（平成30年3月30日付け子保発0330第2号厚生労働省子ども家庭局保育課長通知）に基づく保育所児童保育要録をいう。以下同じ。）の様式を作成することとされていることを踏まえ、各市区町村と相談しつつ、その様式を各設置者等において定めることが可能であること。

- (2) 5(1)に関わらず、幼稚園型認定こども園においては「幼稚園及び特別支援学校幼稚部における幼児指導要録の改善等について（通知）」（平成30年3月30日付け29文科初第1814号文部科学省初等中等教育局長通知）に基づく幼稚園幼児指導要録を作成することが、また、保育所型認定こども園においては保育所児童保育要録を作成することが可能であること。その際、送付及び保存等についても、それぞれの通知に準じて取り扱うこと。

また、認定こども園こども要録を作成した場合には、同一の子どもについて、幼稚園幼児指導要録又は保育所児童保育要録を作成する必要はないこと。

- (3) 認定こども園こども要録は、学級を編制している満3歳以上の子どもについて作成すること。

なお、これは、満3歳未満に関する記録を残すことを妨げるものではないこと。
- (4) 子どもの進学・就学に際して、作成した認定こども園こども要録の抄本又は写しを進学・就学先の小学校等の校長に送付すること。
- (5) 認定こども園においては、作成した認定こども園こども要録の原本等について、その子どもが小学校等を卒業するまでの間保存することが望ましいこと。ただし、学籍等に関する記録については20年間保存することが望ましいこと。
- (6) 「3 実施時期」並びに「4 取扱い上の注意」の(2)、(3)及び(4)について、認定こども園においても同様の取扱いであること。
- (7) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律等を踏まえて適切に個人情報を取り扱うこと。なお、個人情報の保護に関する法令上の取扱いは以下の①及び②のとおりである。
 - ① 公立の認定こども園については、各地方公共団体が定める個人情報保護条例に準じた取扱いとすること。
 - ② 私立の認定こども園については、当該施設が個人情報の保護に関する法律第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者が該当し、原則として個人情報を第三者に提供する際には本人の同意が必要となるが、学校教育法施行規則第24条第2項及び第3項又は保育所保育指針第2章の4(2)ウの規定に基づいて提供する場合においては、同法第23条第1項第1号に掲げる法令に基づく場合に該当するため、第三者提供について本人（保護者）の同意は不要であること。

幼保連携型認定こども園園児指導要録に記載する事項

○ 学籍等に関する記録

学籍等に関する記録は、外部に対する証明等の原簿としての性格をもつものとし、原則として、入園時及び異動の生じたときに記入すること。

1 園児の氏名、性別、生年月日及び現住所

2 保護者（親権者）氏名及び現住所

3 学籍等の記録

(1) 入園年月日

(2) 転入園年月日

他の幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、保育所等から転入園してきた園児について記入すること。

(3) 転・退園年月日

他の幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、保育所等へ転園する園児や退園する園児について記入すること。

(4) 修了年月日

4 入園前の状況

当該幼保連携型認定こども園に入園する前の集団生活の経験の有無等を記入すること。

5 進学・就学先等

当該幼保連携型認定こども園で修了した場合には進学・就学した小学校等について、また、当該幼保連携型認定こども園から他園等に転園した場合には転園した園等の名称及び所在地等を記入すること。

6 園名及び所在地

7 各年度の入園（転入園）・進級時等の園児の年齢、園長の氏名、担当・学級担任の氏名

各年度に、園長の氏名及び満3歳未満の園児については担当者の氏名、満3歳以上の園児については学級担任者の氏名を記入し、それぞれ押印すること。（同一年度内に園長、担当者又は学級担任者が代わった場合には、その都度後任者の氏名を併記、押印する。）

※ 満3歳以上の園児については、学級名、整理番号も記入すること。

なお、氏名の記入及び押印については、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に定義する「電子署名」をいう。）を行うことで代えることも可能である。

○ 指導等に関する記録

指導等に関する記録は、1年間の指導の過程とその結果等を要約し、次の年度の適切な指導に資するための資料としての性格をもつものとする。

【満3歳以上の園児に関する記録】

1 指導の重点等

当該年度における指導の過程について次の視点から記入すること。

(1) 学年の重点

年度当初に教育課程に基づき、長期の見通しとして設定したものを記入すること。

(2) 個人の重点

1年間を振り返って、当該園児の指導について特に重視してきた点を記入すること。

2 指導上参考となる事項

(1) 次の事項について記入すること。

① 1年間の指導の過程と園児の発達の姿について以下の事項を踏まえ記入すること。

- ・ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示された養護に関する事項を踏まえ、第2章第3の「ねらい及び内容」に示された各領域のねらいを視点として、当該園児の発達の実情から向上が著しいと思われるもの。その際、他の園児との比較や一定の基準に対する達成度についての評価によって捉えるものではないことに留意すること。
- ・ 園生活を通して全体的、総合的に捉えた園児の発達の姿。

② 次の年度の指導に必要と考えられる配慮事項等について記入すること。

③ 最終年度の記入に当たっては、特に小学校等における児童の指導に生かされるよう、幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章総則に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して園児に生まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿を分かりやすく記入するように留意すること。その際、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことに留意し、項目別に園児の育ちつつある姿を記入するのではなく、全体的かつ総合的に捉えて記入すること。

(2) 「特に配慮すべき事項」には、園児の健康の状況等、指導上特記すべき事項がある場合に記入すること

3 出欠状況

(1) 教育日数

1年間に教育した総日数を記入すること。この教育日数は、原則として、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき編成した教育課程の実施日数と同日数であり、同一学年の全ての園児について同日数であること。ただし、年度の途中で入園した園児については、入園した日以降の教育日数を記入し、退園した園児については、退園した日までの教育日数を記入すること。

(2) 出席日数

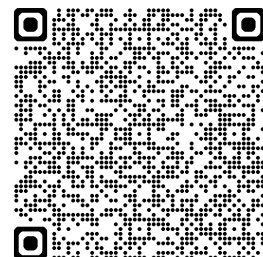
教育日数のうち当該園児が出席した日数を記入すること。

【満3歳未満の園児に関する記録】

<こども家庭庁へのリンク>

1 園児の育ちに関する事項

満3歳未満の園児の、次の年度の指導に特に必要と考えられる育ちに関する事項、配慮事項、健康の状況等の留意事項等について記入すること。



2 出席簿

<法的根拠>

- 校長（学長を除く）は、当該学校に在学する児童等について出席簿を作成しなければならない。
学校教育法施行規則 第25条
- 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿は、5年間保存しなければならない。指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、20年間保存しなければならない。
学校教育法施行規則 第28条を参考

3 健康診断票

<法的根拠>

- 学校においては、法第13条第1項の健康診断を行ったときは、児童生徒等の健康診断票を作成しなければならない。
学校保健安全法施行規則 第8条第4項の一部
- 校長は、児童又は生徒が進学した場合においては、その作成に係る当該児童又は生徒の健康診断票を進学先の校長に送付しなければならない。
学校保健安全法施行規則 第8条第4項の一部
- 校長は、児童生徒等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童生徒等の健康診断票を転学先の校長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。
学校保健安全法施行規則 第8条第4項の一部
- 児童生徒等の健康診断票は、5年間保存しなければならない。
学校保健安全法施行規則 第8条第4項の一部
- 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿は、5年間保存しなければならない。指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、20年間保存しなければならない。
学校教育法施行規則 第28条

9 特別な配慮を必要とする幼児への対応

1 障害のある幼児などへの指導

障害のある幼児などへの指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。また、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

「幼稚園教育要領」より

2 特別支援教育

(1) 特別支援教育の推進

平成19年4月に学校教育法の一部を改正する法律が施行され、特別支援教育が位置付けられました。特別支援教育は、障害のある子供たちが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。特別支援学校のみならず、幼稚園、小学校中学校、高等学校、中等教育学校の通常の学級に在籍する発達障害のある子供を含めて、障害により特別な支援を必要とする子供たちが在籍する全ての学校において実施されるものです。

(2) 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用

個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、障害のある幼児など一人一人に対するきめ細やかな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担っている。

個別の教育支援計画 教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある子供の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における子供の望ましい成長を促すため作成される個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものをいう。

個別の指導計画 個々の幼児の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものである。一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。

「特別支援教育の推進について」文部科学省通知 より

3 幼児期における一人一人を大切にした教育

(1) 子供を正しく理解して

子供たちの中には、様々な原因によって、目や耳が不自由である、知的発達に遅れがある、運動・動作が不自由である、病気や体が弱い状態にあるなどのため教育上配慮が必要な子供たちがいます。こうした支援を要する幼児については、他の子供と共通な点が多く、同じ思いや願いをもった子供であることを認識することが大切です。このような認識に立てば、障害を個人差の一つ、或いは「その子らしさ」と見ることができます。子供は一人一人違った個性的な存在であることを当然のこととして受け止め、違っていることを互いに認め合うことこそが大切なのです。

(2) 一人一人を大切にした教育を

支援を要する幼児の教育は、一人一人の個性を生かすものであり、また、それは子供の思いや願いを大切にした教育にほかなりません。障害の状態などに十分配慮し、一人一人を大切にした教育を行うに当たっては、まず、子供の人間としての尊厳が重んじられなくてはなりません。そのためには、子供を傷つけるような言葉遣いや行動をしないこと、年齢に配慮した対応をすること、プライバシーを保護する

ことなどに配慮することが大切です。また、支援を要する幼児の教育は、その可能性を最大限に伸ばし、可能な限り積極的に社会参加・自立する人間に育てることをねらいとしています。したがって、この教育においては、子供一人一人の発達を促すとともに、社会性を高めることが必要です。そのためには、身辺的な自立・精神的な自立・社会的な自立などを図るための教育活動を展開するとともに、交流教育など、社会への参加を促すような教育活動を重視することが大切です。

「一人一人を大切にした教育」 文部省より

4 障害の特性に応じた指導

視覚障害	<p>視覚障害とは、視力障害、視野障害、色覚障害、光覚障害（明順応障害、暗順応障害）などをいいます。</p> <p>視力障害のある子供は、視覚を通しての情報が十分に得られないために、日常生活や学習において様々な支障や困難を伴うことが多く、その程度は、生活環境、これまで受けた教育、本人の能力や性格等で個人ごとに大きく異なります。</p> <p>子供に必要な教育的対応の内容等に応じて、指導形態、指導方法等を弾力的に考えることが大切です。また、個々の可能性を最大限に伸ばす観点が重要であり、子供の実態に応じて慎重に検討することが大切です。</p>
聴覚障害	<p>聴覚障害とは、聴覚機能の永続的低下と環境との相互作用で生じる様々な問題点の総称です。その程度には、かすかな音や言葉を聞き取るのに不自由を感じるが日常生活にはほとんど支障がないものから、身近にあるいろいろな音や言葉が全く聞こえないものまであります。</p> <p>聴覚に障害があると、話し言葉によるコミュニケーションに、多かれ少なかれ不自由があるので、たとえ内容についての理解力はあっても、学習についていけなくなるおそれがあります。そのため、聞き取りの不足を補う対策が必要になります。また、言語の意味理解が不足している場合や学習内容の理解の遅れがある場合は、必要な経験を補充したり、進度を調整したり、個に応じた指導を増やしたりする必要が生じます。</p>
知的障害	<p>知的障害とは知的機能（認知や言語などに関係する）の発達に明らかな遅れと、適応行動（他人との意思の交換、日常生活や社会生活など）の困難性を伴う状態が発達期におこるものをいいます。発達上の遅れ又は障害の状態はある程度持続しますが、絶対的に不変であるということではありません。環境条件を整備することによって、知的発達の遅れが余り目立たなくなったり、適応行動がある程度改善されたりする場合があります。</p> <p>知的障害のある子供の学習上の特性としては、習得した知識や技能が偏ったり、断片的になりやすかったりします。そのため、習得した知識や技能が実際の生活に応用されにくかったり、抽象的な学習内容よりは実際の・具体的な内容が習得されやすかったりする傾向があります。</p> <p>指導に当たっては、子供が自ら見通しをもって行動できるよう、日課や学習環境などを分かりやすくし、規則的でまとまりのある学校生活が送れるようにすること、望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に必要な技能や習慣が身につくように指導することなどに心がけることが重要です。</p>
肢体不自由	<p>肢体不自由とは、発生原因のいかんを問わず、四肢体幹に永続的な運動障害があることをいいます。</p> <p>肢体不自由のある子供は、上肢、下肢又は体幹の運動・姿勢の障害のため、日常生活や学習上の運動・姿勢の全部又は一部に困難があります。</p> <p>肢体不自由のある子供の運動・姿勢の困難の程度は、一人一人異なっているので、日常生活や学習上具体的にどのような困難があるのか、それは補助的手段の活用によってどの程度軽減されるのか、といった観点から把握していくことが必要です。また、心理的側面への支援が必要です。自分でできること、支援によってできること、できないことへの認識を育て、障害の受容につなげていき、自立と社会参加へ向けての支援につなげていくことが重要です。</p>

病弱・身体虚弱	<p>病弱とは、身体又は心の病気のため継続して又は繰り返し医療又は生活規則（生活管理）を必要とする状態を指します。身体虚弱とは、身体が弱いという状態を表し、病気とは関係なく不調な状態が続く、病気になりやすいなどのため、持続的に生活規制を必要とする状態を指します。小児慢性特定疾患としては、悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患などがあります。</p> <p>指導に当たっては、個々の子供の主治医による精密な診断結果を基盤とし、積極性・自主性・社会性の涵養を図る、心理的安定をもたらす健康回復への意欲を育てる、病気に関する自己管理能力を育てるなどの支援が必要です。</p>
言語障害	<p>言語障害とは、言語情報の伝達及び処理過程における様々な障害を包括する広範な概念です。一般的には、言語の受容から表出に至るまでのいずれかまたは複数の過程において障害がある状態であり、その実態は複雑多岐にわたっています。</p> <p>言語障害の子供に対しては、教育的、心理学的及び医学的な観点から総合的な支援をすることが必要です。それぞれの子供の器質性・機能性（発達性）構音障害、吃音などの状態に合わせて必要な指導内容を選定し、適切な指導方法等を考えることが重要です。</p>
自閉症	<p>自閉症は、他人との社会関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわるなどを特徴とする発達の障害です。</p> <p>自閉症やそれに類するものと、主として心理的な要因の関与が大きい場合とでは、それぞれの原因や指導内容・方法、学習環境の調整方法が異なることに留意が必要です。また、教育的・医学的・心理学的観点から、種々の方法により、検査・観察等が必要です。</p>
情緒障害	<p>情緒障害とは、状況に合わない感情・気分が継続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や、社会生活に適応できなくなる状態です。選択性かん黙、不登校、その他の情緒障害（偏食、夜尿、指しゃぶり、爪かみなどによる集団生活への適応が困難な場合）があります。</p> <p>指導に当たっては、情緒の安定を図り、円滑に集団に適応していくことなどができるようにするために、多様な状態に応じた指導が大切です。</p> <p>基本的な生活習慣の確立、適切に意思の交換ができるようにすること、円滑な対人関係を築く方法を身に付けること、目標をもって学習に取り組めるようにすること、不登校による学習空白に配慮しつつ、基礎的・基本的な学力を身に付けることなど個々の子供によって指導目標や指導内容・指導方法が異なることにも留意が必要です。</p>
学習障害	<p>学習障害（LD：Learning Disabilities）とは、基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示します。</p> <p>学習障害は、一部の能力の習得と使用のみに困難を示すものであるため、障害の存在が見逃されやすくなります。</p> <p>指導に当たっては、障害の特性に応じた指導や支援が必要であることを保護者や学校教育関係者が認識する必要があり、早期からの適切な対応が効果的である場合が多いことから、低学年の段階で学級担任などがその特性を十分に理解し、適切な指導や必要な支援の意義を認識することが重要です。</p>
注意欠陥多動性障害	<p>注意欠陥多動性障害（ADHD：Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性を特徴とする障害であり、社会的な活動や園生活を営む上で著しい困難を示す状態をいいます。</p> <p>不注意、衝動性、多動性の状態は、注意欠陥多動性障害のない子供も示すことがあることから、「怠けている」、「自分勝手な行動をしている」などとみなされて障害の存在が見逃されやすくなります。</p> <p>指導に当たっては、これらの行動が障害に起因していて、その特性に応じた指導や支援が必要であることを保護者や学校教育関係者が認識する必要があります。特に早期からの適切な対応が効果的である場合が多いことから、低学年の段階で学級担任などがその特性を十分に理解し、適切な指導や必要な支援の意義を認識することが重要です。</p>

「障害のある子供のための就学事務の手引き」令和3年3月・県教育委員会

「教育支援資料」平成25年10月・文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 を基に作成

5 海外から帰国した幼児等の園生活への適応

海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児については、安心して自己を発揮できるよう配慮するなど個々の幼児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

10 指導計画の作成

1 指導計画の意義

(1) 指導計画の基本

① 幼児期の発達と指導計画

○ 幼児期の発達の特性

- ・ 幼児は、家庭での生活を軸にしながらも、次第にその行動範囲が広がり、より広い世界に目を向けるようになる。
- ・ 幼児は、家庭での生活とは異なる環境で家族とは異なる人々と出会い、様々な出来事に遭遇し、心を動かす体験を重ねながら、自己の世界を広げていく。

○ 発達と指導計画

- ・ 指導計画の作成においては、幼児の生活する姿を捉えるという全体的・総合的な視点と、発達の諸側面から捉えるという分析的な視点の二つの視点から発達の理解を深めていくことが大切である。

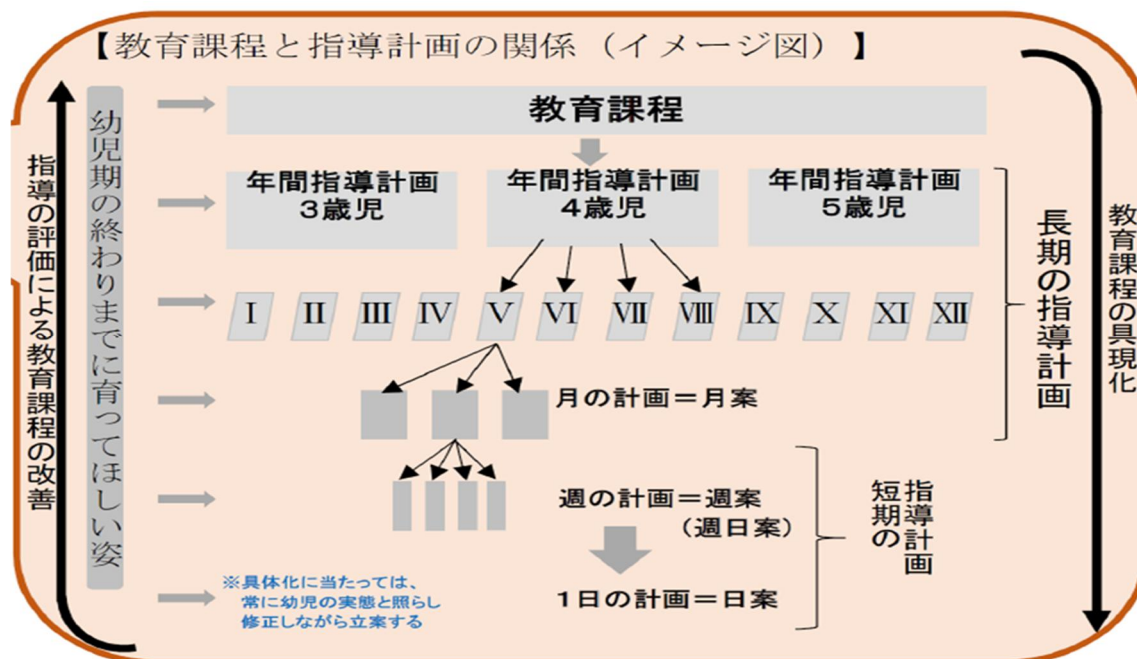
○ 幼児の主体性と指導の計画性

- ・ 幼児一人一人が幼児期にふさわしい生活を展開し発達に必要な経験が得られるように、具体的なねらいや内容、環境の構成などの指導の内容や方法について予想する。
- ・ 幼児の興味や関心に基づく環境への働きかけなどを無理なく指導計画の中に位置付け、自然な生活の流れの中でそれらとの関わりを深めるようにする。

② 教育課程と指導計画の関係

教育課程	指導計画
指導計画の骨格となるもので、園における教育期間の全体を見通し、それぞれの時期の指導のねらいや内容を示す。	それぞれの時期の幼児の発達や生活を踏まえ、指導内容をさらに具体化し、環境の構成や教師の援助などの指導の内容や方法を具体的に示す。

図1 教育課程と指導計画



「幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開」文部科学省 P.30 より

A 幼稚園の《教育課程》3年保育5歳児Ⅳ期（10月から12月）

教育目標：健康で明るい幼児

発達の過程	ねらい	内容
<ul style="list-style-type: none"> 友達と一緒に共通の目的やイメージをもって遊びを進める楽しさを感じる時期 友達と一緒に体を動かして遊ぶ楽しさが分かるようになる時期 生活の流れが分かって、過ごし方を考えて生活するようになる時期 	<ul style="list-style-type: none"> 共通のイメージや目的に向けて、互いの考えを出し合ったり工夫したりしながら、一緒に遊びを進めていく楽しさを味わう。 友達と一緒に体を十分に動かし、進んで運動しようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 友達と遊びを進める中で、共通のイメージや目的をもち、実現に向けて工夫して取り組む楽しさを味わう。 一緒に遊ぶ友達や学級の友達と、相談したり力を合わせたりしながら取り組む中で、喜びや悔しさを共感し合う。 友達と競い合ったり協力し合ったりして、力一杯体を動かして遊ぶ。

《長期（年間）の指導計画》3年保育5歳児Ⅳ期（10月から12月）

年間教育目標：自分の力を十分に発揮しながら、友達と一緒に自分たちで遊びや生活を進める充実感を味わう。

期の生活する姿	ねらい	内容
<ul style="list-style-type: none"> ○友達と一緒に戸外で体を動かして遊ぶ楽しさが分かるようになる時期 	<ul style="list-style-type: none"> 友達と一緒に戸外で体を十分に動かし、進んでいるいろいろな運動をする。 友達と一緒にルールや作戦を考えながら遊びを進めるおもしろさを味わう。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分から試したり繰り返し取り組んだりして実現しようとする。 運動会後にも様々な運動に繰り返し取り組み、できるようになる喜びや充実感を味わう。 学級の友達と勝敗を競い合ったり、チームの仲間と協力し合ったり、仲のよい友達と互いに刺激し合ったりする。 遊びのルールを考えたり守ったりして、友達と楽しく遊ぶ。
環境の構成	<ul style="list-style-type: none"> 目的をもって自分なりの力を出して遊ぶことができる環境 戸外で集団の遊びを楽しむことができる環境 	

《長期（月）の指導計画》5歳児10月

9月の幼児の姿	内容
	<ul style="list-style-type: none"> 運動会に期待をもって、友達とリレーや跳りを繰り返し行い、運動会後も友達や小さい組を誘って体を動かして遊ぶ。ドッジボールやサッカー、鉄棒や一輪車など新たな遊びに挑戦しようとする。ドッジボールやサッカーは、チームは決めるものの、自分がボールを投げたり蹴ったりすることを楽しむ姿が多く見られる。

ねらい	内容	環境の構成・教師の援助
<ul style="list-style-type: none"> ○友達と一緒に十分に体を動かして遊ぶ楽しさを味わう。 ◆力一杯走ったり、跳んだり、踊ったりすることの心地よさを味わう。 ◆友達と励まし合ったり認め合ったりしながら、竹馬や一輪車、距離跳びなどに挑戦する。 ◆ドッジボールやサッカー、鬼ごっこ遊び方を知り、チームに分かれて遊ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分たちで友達と一緒に体を動かして遊ぶことができるように、パトンやボール、跳び箱やカセットブックスなどを出しやすいところに用意しておく。 できるようになったことを具体的に認め、手応えを感じられるようにする。また、友達に二つを知らせたりできるようになったことを喜んだりする姿を認める。 友達の頑張りを学級でも話題にし、友達の上さを認めたり挑戦してみようという気持ちをもったりできるようにする。 繊細に動いたり、細かいことができるようになったりするので、自分なりに挑戦できるもの、根気よく取り組めるものを用意する。 教師もチームの一員になって動きながら、皆にボールが行き渡るようにしたり、一人一人の動きを認めたりして、ゲームが進む楽しさが味わえるようにする。 	

《短期（週）の指導計画》5歳児10月第3週

前週の幼児の生活する姿	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き体を動かして遊ぶよう一輪車やなわとびのなわなどを出したところ、友達と誘い合って取り組もうとしている。 できるようになってきたことを友達に伝えたり認め合ったりして、より意欲的に取り組もうとしている。
発達の捉えと教師の願い	<ul style="list-style-type: none"> 自分なりの目的に向かって繰り返し取り組もうとする姿を支え、できるようになる達成感や自信を味わってほしい。 友達や教師との関わりを基に、頑張りを励ましたり二つを教え合ったりし、根気よく取り組んでほしい。

週のねらい	<ul style="list-style-type: none"> 友達と共通の思いをもって取り組み、考えを出し合いながら表現して遊ぶ。 身近な自然に関わり、生活に取り入れる。 友達と一輪車やなわとびに繰り返し挑戦する。
内容	<ul style="list-style-type: none"> 友達と二つを教え合ったり励まし合ったりしながら、一輪車やなわとびに繰り返し取り組む。 自分なりの目的に向かって繰り返し取り組み、できた喜びを味わう。
環境の構成・教師の援助	<ul style="list-style-type: none"> 一輪車のサドルの高さは、乗りやすい高さのものを選ぶように用意する。 教師も手をつないで支えたり一緒に挑戦したりし、「さっきより速くまでこげたね」「10回も跳べたね」など、できるようになったことを具体的に認める。 友達を励ましたりできるようにになったことを一緒に喜んだりする姿に共感する。
安全・保健	<ul style="list-style-type: none"> 好きな遊びの時間に火災が起きた場合の避難の仕方を確認する。 感染症予防のため、手洗い・うがいを丁寧にやる。

「幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開」文部科学省 P.66～67 より

③ 指導計画と具体的な指導

- 指導計画は、幼児一人一人が幼児期にふさわしい生活を展開しながら必要な経験を得ていくように、あらかじめ考えた仮説であることを踏まえ、具体的な指導を行うことが大切である。

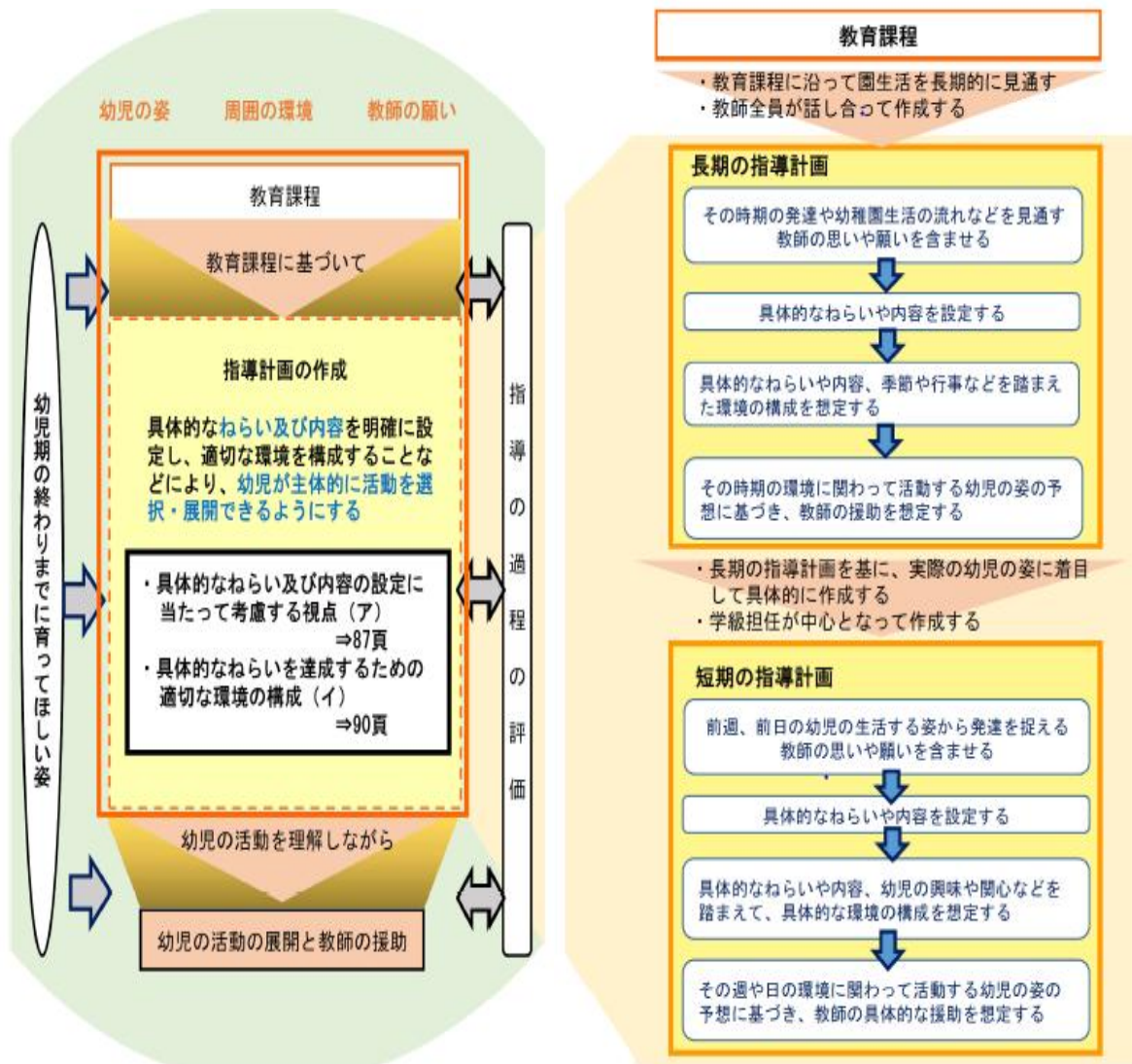
- 具体的な指導の場面では、個々の幼児の心の動きに応じて適切な指導を行うことが、結果的に幼児一人一人の発達を保障していくことになることを踏まえ、状況に応じた柔軟な指導が求められる。

(2) 長期の指導計画と短期の指導計画

長期の指導計画	短期の指導計画
年間指導計画、学期ごとの指導計画等	週案、日案等
教育課程に沿って、園生活を長期的に見通した計画	長期の指導計画を基に、学級全体の実態を把握して、より具体的な指導内容や方法を考える計画
全教職員が協力して作成	学級担任が作成

2 指導計画の作成の手順

※ 指導計画作成の手順や形式などに一定のものはない。各園で工夫して作成する。ここでは、一般的に考えられている作成の手順を参考として示す。



「幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開」文部科学省 P. 62～63 より

3 指導計画の作成のポイント

- (1) 幼児の生活する姿の捉え
 - 記録する視点と読み取り方
 - ・保育中のエピソード等から幼児と関わるヒントを得る。
 - ・日々の記録を通して幼児の育ちを捉える。
 - ・それぞれの遊びの姿から学級の実態を捉える。
 - 幼児を見る視点
 - ・新鮮な目で発見する。
 - ・継続的に見て変化を捉える。
 - ・他の幼児との関わりを見ながら共通点を捉える視点をもつ。
- (2) ねらいや内容の設定
 - ねらいの設定
 - ・教育課程におけるねらいに沿って考える。
 - ・幼児の姿から具体的なねらいを考える。
 - 内容の設定
 - ・ねらいから具体的な内容を考える。
- (3) 環境の構成
 - ・生活する姿から環境の構成を考える。
 - ・発達の視点をもって環境の構成を考える。
 - ・いつも周囲の環境に新鮮な目をもつ。
 - ・生活の流れを捉える。
 - ・環境の再構成を行いながら遊びを展開させる。

4 日案の作成

- (1) 日案に必要な事項
 - 幼児の実態に合わせること
 - ・教育時間、時期、興味の傾向、意欲の程度、経験の差、持続時間、疲労度等に配慮する。
 - ねらいを明確にすること
 - ・学級の幼児一人一人がどのような経験や活動をするかを予想し、その日の指導のねらいを設定する。
 - 一日の活動と流れを考慮すること
 - ・その日のねらいを達成するのにふさわしいものであり、幼児の興味・欲求に合ったものは一つの活動とは限らない。
 - ・一日の流れ、生活のリズムを考慮した時間配分を行う。
 - 環境の構成に配慮すること「ねらいの環境化」
 - ・環境は具体的なねらいを達成するために適切なものとなるように構成し、幼児が自らその環境に関わることにより発達に必要な様々な経験ができるようにする。
 - 反省・評価・改善
 - ・幼児の変容について振り返る。（個人、学級全体）
 - ・計画全体について振り返る。（ねらい、活動、環境の構成等）
 - ・指導について振り返る。
（内容の組み方、流れやリズム、教師自身の指導の方法、アイデア、技術等）
 - ・ドキュメンテーション等を作成する。
- (2) よりどころ
 - 日々の生活のつながり
 - ・一昨日、昨日があつての今日である。ねらいや活動も流れの中の一コマとして捉える。

- 本日の幼児の姿
 - ・計画のための展開にならないように、あくまでもその日の幼児の姿、実態を的確に捉える。それには1案だけでなく、2案、3案の日案をもつ。
- 天候その他突発的な活動等
 - ・日々の変化を適切に受け止め、指導の中に生かす。
- 長期的な見通し
 - ・その日のみで育ちを捉えるのではなく、常に長期的な見通しの中で考えていく。

(3) 作成の手順

- ねらい
 - ・前日のねらい、幼児の姿、長期のねらい等の関わりの中で押さえる。
- 内容
 - ・幼児がこの時期に経験してほしいことを押さえる。
- 活動の予想
 - ・幼児の自発的な活動を援助しながら、興味・関心の方向を正しく把握し、ねらいが達成できるようにする。
- 一日の流れ
 - ・曜日、天候、活動内容等を考慮して発達に即した流れを組む。
- 環境の構成
 - ・環境の構成が幼児の活動に即したものとなるように考慮する。
- 幼児一人一人への配慮
 - ・全体的な傾向の把握にとどまらず、一人一人の幼児の実態を捉えて配慮すべきことについて押さえる。

(4) 内容

- 月日、曜日
- 在籍数
- 指導者名、職名
- 昨日までの幼児の姿、特徴的な傾向
- 本日のねらい
- 安全面への配慮（特に園外保育の場合）
- 活動の内容
- 天候等により計画変更の場合の主な内容（環境の再構成）
- 園行事、幼児の誕生日、家庭への連絡事項
- 本日の指導の位置付け
 - ・その時期のねらい
 - ・予想される活動
 - ・予想される活動の展開とその見通し
- 指導の展開
 - ・時間的経過
 - ・活動の形態
 - ・準備する環境とその変化
 - ・幼児の活動の姿
 - ・教師の援助方法と留意事項
 - ・活動の記録
 - ・反省と考察・評価
 - ・生活の流れの中で、総括的に
 - ・個々の幼児について、全体の傾向について
 - ・幼児の実態把握、環境の構成の在り方、その他教師の工夫配慮 等

日案の項目と内容（例）

○組（○年保育○歳児）日案

指導者（ ）

○月 ○日（ 曜日）		○○名（男児○名、女児○名）
幼児の姿		
ねらい ・ 内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一日の活動を通して達成されるもの ○ 長期の見通しをもって、ねらいが達成されるもの ○ ねらいを達成させるために体験してほしい事柄や活動 	
一日の 生活の 流れ・ 時間等	予想される幼児の姿 環境の構成 教師の援助	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 準備する環境・変化に応じての対応 <ul style="list-style-type: none"> ・活動意欲を高める環境・教材の工夫 ・安全を考慮した環境（場・位置） ・幼児の心の動きに沿った環境の再構成と対応 ・幼児の要求に応じられる準備 ○ 予想される活動・指導上の留意点 <ul style="list-style-type: none"> ・教師自身の直接的な関わり（援助・助言・方向付け） ・活動を側面から支える教師の関わり ・活動の生まれる背景となるもの ・今、幼児が求めているもの ・幼児の遊びの姿とその意味するもの ・一人一人の幼児の発達と集団としての発達との関わり ・長期的な見通しを踏まえた本日の活動の位置付け ・振り返り 	
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ○ ねらい、活動内容が幼児の実態に即していたか。 ○ 環境の構成や教師の援助、配慮は適切であったか。 ○ 幼児の変容はどうか、特に留意する幼児の状態はどうであったか。 ※ 反省・評価し、翌日の保育に生かす。 	

11 環境の構成の意義

1 幼児にとっての環境の意味

- 幼児期は心身の発達が著しく、環境との関わり合いによって発達に必要な体験を積み重ねていくことから、幼児期の発達は生活している環境の影響を大きく受ける。
- 幼児期にどのような環境とどのように関わり、生活してきたのかが将来にわたる発達や人としての生き方などにも重要な意味をもつ。
- 幼児にとって環境は幼児を取り巻く全てである。

- ・ 物理的な事象、建物や設備、自然物や素材などをはじめ、通信機器や出版物など広く社会文化的な情動的なものを含めた物的環境
- ・ 自分も含め、親や兄弟姉妹、祖父母などの家族、近隣を含めた地域の人々等、それらが形づくる人間関係やその中での社会的な役割や地位、それらが醸し出す雰囲気や意識、価値観などを含めた人的環境
- ・ さらには、広く時間や空間などのほか、これらの様々な環境が相互に関連し合っ

- 幼児が主体的に関わり、そこで得られる直接的、具体的な体験を通して、幼児一人一人の発達を促す意味のある環境を構成する。
- 園教育における環境は、教師等によって幼児の発達との関連で意味付けられ、意図的、計画的に構成される教育的な環境を意味する。
- 幼児の自由な発想や見立てなどを通して幼児にとっての環境の意味を探っていくことが大切である。

2 計画的な環境の構成

- 教師は、一人一人の幼児に園教育のねらいを着実に実現して発達を促すために幼児が必要な体験を積み重ねていくことができるよう、発達の道筋を見通して、教育的に価値のある適切な環境を計画的に構成することが必要である。
- その環境を意図的、計画的に具体的なねらいや内容にふさわしいものとなるようにする。
- 発達の見通しをもち、計画を立てることによってはじめて、幼児が今行っている経験の意味を理解し、発達を促す関わりや環境の構成を考えることができる。
- 常に活動に沿って環境を構成し直し、その状況での幼児の活動から次の見通しや計画をもち、再構成し続けていくことが必要である。

<視点>

- ・ 状況をつくる。
- ・ 幼児の活動に沿う。
- ・ 環境を再構成する。
- ・ 材料や用具を用意する。

3 環境の構成と指導計画

教師は、教育的に価値のある環境をあらかじめ考え、事前に準備をしなければならない。すなわち、指導計画の中で環境の構成は十分に検討されなければならない。

(1) 状況の変化を予想する

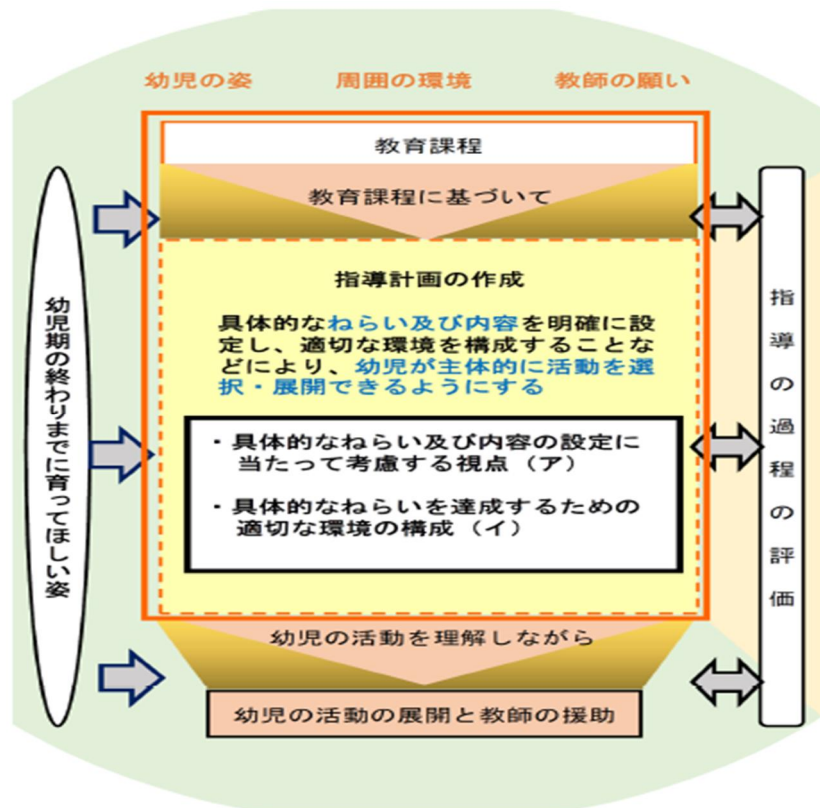
- 園生活の流れの中における状況の変化を予想する。
- 幼児の気付きや発想を大切にしようとする姿勢をもつ。
- 幼児自身がつくりだした場や見立て、工夫などをいかにして園生活の中に組み入れていくかを考える。

(2) 活動の展開と発達の方角を見通す

- 幼児の活動の展開を予想し、幼児が主体的に活動を展開していけるような援助として環境の構成を考える。
- 幼児一人一人がこれからどのような過程を経て発達していくのかを見通し、それぞれが固有の道筋を通りながらも、望ましい方向に向かって発達していくためにどのような体験が必要かを考える。

(3) 環境の再構成を行う

- 幼児にとっての体験の意味を理解することで、幼児一人一人の発達を促す環境を考えることができる。
- 幼児がその成長や発達にとって必要な体験を積むために環境の再構成が必要である。
- 指導計画の中で、幼児の興味や関心を踏まえて、幼児にとって必要な体験を可能にする具体的な活動を選ぶ。
- 具体的な活動を考える基盤は、「幼児にとって必要な体験」の理解である。



「幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開」文部科学省 P.86 より

12 幼児理解と評価

1 幼児理解に基づいた評価

第1章総則
第4

幼児理解に基づいた評価

第1章 総則

※下線部：主な改訂箇所

第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

4 幼児理解に基づいた評価の実施

幼児一人一人の発達理解に基づいた評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、幼児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすようにすること。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。

P122

○ 評価の実施に当たっては、指導の過程を振り返りながら、幼児がどのような姿を見せていたか、どのように変容しているか、そのような姿が生み出されてきた状況はどのようなものであったかといった点から幼児の理解を進め、幼児一人一人のよさや可能性、特徴的な姿や伸びつつあるものなどを把握するとともに、教師の指導が適切であったかどうかを把握し、指導の改善に生かすようにすることが大切である。

○ 幼児理解に基づいた評価を行う際には、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意する必要がある。

第1章総則
第4

幼児理解に基づいた評価

第1章 総則

※下線部：主な改訂箇所

第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

4 幼児理解に基づいた評価の実施

幼児一人一人の発達理解に基づいた評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (2) 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、次年度又は小学校等にその内容が適切に引き継がれるようにすること。

P123

○ 評価の妥当性や信頼性が高められるよう、例えば、幼児一人一人のよさや可能性などを把握するために、日々の記録やエピソード、写真など幼児の評価の参考となる情報を生かしながら評価を行ったり、複数の教職員で、それぞれの判断の根拠となっている考え方を突き合わせながら同じ幼児のよさを捉えたりして、より多面的に幼児を捉える工夫をするとともに、評価に関する園内研修を通じて、幼稚園全体で組織的かつ計画的に取り組むことが大切。

2 幼児理解のための記録

保育中に記録を行うことは難しいので、保育が終わってから保育中にとったメモ等を参考にしながら一つ一つ思いおこして記録をするようにしていく。

その作業の中で、教師が自分自身の保育を見直したり、改善したりしていく手がかりを得ることができる。

○ 教師が自分自身の関わり方に気付く

- ・記録の中に教師の思いや動きなどを書き込み、教師の関わり方によってどう幼児が反応したかを思いおこして、関わり方の適切さについて反省をする。
- ・幼児をつい否定的に捉えてしまったり、手立てが分からなくなってしまうたりした時には、記録をひもときながら、自分の見方や受け止め方に偏りがいかどうか見直す。

○ 幼児の遊びの内面に気付く

- ・教師は「何をして遊んでいる」という表面に見える幼児の活動にばかり目を向けず、その中で、幼児の目の高さでその幼児がどんな経験をしているところかを読み取れるように習慣付ける。
- ・幼児についての理解は、その幼児を取り巻く他の幼児の関わりによって可能になることもある。（幼児に共感して遊びの中に入りながら・・・、つぶやきを捉えて・・・）

○ 記録を積み重ねていく

- ・自分なりに記録の仕方を工夫してみる。
- ・その積み重ねによって、幼児が育っていく様子を捉えることができる。
- ・エピソード等をもとに記録していくと、記録も楽しいものになり、幼児を温かく見る目も養われてくる。

○ 機器を活用する

- ・「その場面の様子を知りたいが、近付くことが難しい」、「クラス全体のことを考えると記録するのが困難」などの場合もある。遊びの場面の邪魔にならないように写真を撮ったり、録音・録画機器で記録したりして、保育後分析する方法もある。
- ・教育機器の活用においては、個人情報の流出に注意する。

○ 多くの目で見取る

- ・自分一人の記録にばかり頼らず、他の教師の見つけた場面などの話が役立つことも多い。担任に見せない乳幼児の一面を受け止め、記録に残しておきたい。

13 学校評価

<幼稚園における学校評価に係る関係法令>

○ 学校教育法（抄）	第 28 条 第 37 条第 6 項、第 8 項及び第 12 項から第 17 項まで並びに第 42 条から第 44 条までの規定は、幼稚園に準用する。
第 42 条	小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。
第 43 条	小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。
○ 学校教育法施行規則（抄）	第 39 条 第 48 条、第 49 条、第 54 条、第 59 条から第 68 条までの規定は、幼稚園に準用する。
第 66 条	小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。 2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。
第 67 条	小学校は、前条第 1 項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。
第 68 条	小学校は、第 66 条第 1 項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

1 学校評価の目的

- 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者・地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
- 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講ずることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

2 学校評価の定義と留意点

<評価の形態>

自己評価	各学校の教職員が行う評価
学校関係者評価	保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価
第三者評価	学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況を踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から行う評価

(1) 自己評価

- 自己評価は、園長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行うものである。
- 自己評価を行う上で保護者や地域住民を対象とするアンケートによる評価や保護者等との懇談会を通じて、保護者の幼稚園教育に関する理解や意見、要望を把握することが重要である。
- なお、アンケート等については、学校が、学校の目標等の設定・達成状況や取組の適切さ等について自己評価を行う上での資料と捉えることが適当であり、学校関係者評価とは異なることに留意する。
- 一方、幼稚園においては、園児の送迎や園の行事の際などの保護者とのコミュニケーションの機会を積極的に利用し、保護者の要望や意見を収集する努力も大切である。

(2) 学校関係者評価

- 学校関係者評価は、保護者、地域住民などにより構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行うものである。

(3) 第三者評価

- 第三者評価は、学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営全般について、専門的視点から評価を行うものである。
- 第三者評価は、実施者の責任の下で、第三者評価が必要であると判断した場合に行うものであり、法令上、実施義務や実施の努力義務を課すものではない。

3 学校評価により期待される取組と効果

- 学校評価の結果を踏まえ、各学校が自らその改善に取り組むとともに、評価の結果を学校の設置者等に報告することにより課題意識を共有することが重要である。これを踏まえ、設置者等は予算・人事上の措置や指導主事の派遣を行うなどの適切な支援を行うことが必要である。
- 学校関係者評価の取組を通じて、教職員や保護者、地域住民等が学校運営について意見交換し、学校の現状や取組を知り課題意識を共有することにより、相互理解を深めることが重要である。学校評価を学校・家庭・地域間のコミュニケーション・ツールとして活用することにより、保護者・地域住民の学校運営への参画を促進し、共通理解に立ち家庭や地域に支えられる開かれた学校づくりを進めていくことが期待される。さらに、学校評価を軸とした情報の共有と連携協力の促進を通じて、学校・家庭・地域それぞれの教育力が高められていくことが期待できる。
- また、第三者評価の取組を通じて、学校が自らの状況を客観的に見ることができるようになるとともに、専門的な分析や助言によって学校の優れた取組や、学校の課題とこれに対する改善方策が明確となる。さらに、学校運営が適切になされているかどうかを確認される。これらの結果、学校の活性化や信頼される魅力ある学校づくりにつながることを期待される。
- 学校評価は、限られた時間や人員を、必要度・緊急度の高い活動や教育効果の高い活動に集中するといった、学校の教育活動の精選・重点化を進める上で重要な役割を果たすものである。学校評価の取組を通じて、学校として組織的に、今、重点的に取り組むべきことは何かを把握し、その伸長・改善に取り組むようになることが期待される。
- 学校評価は、あくまでも学校運営の改善による教育水準の向上を図るための手段であり、それ自体が目的ではない。学校評価の実施そのものが自己目的化してしまわないよう、地域の実情も踏まえた実効性のある学校評価を実施していくことが何よりも重要である。

14 保健・安全管理

<学校保健安全法>

第一章 総 則

(目的)

第一条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

1 保健・安全管理の具体的事項 「学校保健安全法、学校保健安全法施行規則」より

(1) 学校保健計画の策定、学校安全計画の策定

- 健康な生活習慣、健康診断、健康相談、感染症の予防、保健指導、救急処置、環境衛生（採光・換気・保温・保湿等）
- 安全意識の育成、避難訓練、園内事故防止（施設設備の保全）、交通事故防止等

(2) 環境衛生の維持

- 暖房・室内換気
 - ・暖房器具の手入れや点検、エアコンの清掃はこまめに行う。
 - ・消火器の位置・使用の仕方の確認をする。
 - ・定期的に換気を行い、屋外との温度差があまり違いすぎないように留意する。
- ストープのそばで遊ばせないことや火の怖さを十分に知らせ、指導する。

(3) 安全の維持

施設は全てが教育的環境として生かせるように、点検を十分に行わなければならない。幼児の場合、園舎内外とも同じように活動の場となるため、負傷者が多い。挫傷が最も多く、骨折・打撲・切傷の順となっていて、負傷の部位では顔部と頭部の負傷が多いこと、天候がよい日には負傷が多いことも気を付けなければならない。

(4) 幼児及び職員の健康診断の実施

- 身長、体重
- 栄養状態
- 脊椎及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態
- 視力及び聴力
- 眼の疾病及び異常の有無
- 耳鼻咽喉疾患及び皮膚疾患の有無
- 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- 結核の有無
- 心臓病の疾病及び異常の有無
- 尿
- その他の疾病及び異常の有無

(5) 幼児に関する健康相談の実施

<学校において予防すべき感染症と出席停止期間の基準>

学校保健安全法施行規則では、学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準などが定められている。

第1種 出席停止期間はすべて「治癒するまで」

第2種 学校保健上重要で、飛沫感染をするもの。出席停止期間は下表のとおりであるが、ただし病状により学校医、その他の医師においておそれがないと認めるときはこの限りではない。

第3種 感染病状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

その他の感染症

ア 条件によっては出席停止の措置が必要となるもの

溶連菌感染症、手足口病、異型肺炎、伝染性紅斑、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症

イ 通常出席停止の必要のないと考えられる感染症、伝染性膿痂疹（とびひ）、水いぼ、アタマジラミ

	病名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）及び鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎 菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※ 第1種若しくは第2種の感染症患者のある家に居住する者またはこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

※ 第1種又は第2種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

※ 第1種又は第2種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

2 事故への対応

以下に例を示すが、各園の事故対応マニュアル等を基に対応する。

<事故発生時の基本的な流れ（例）>

対 応	説 明
1 事故発生	
2 事故の状況把握 ・応急処置	① 事故の状況を的確に把握する。（けが人、現場・周囲の状況等） ② けがの程度等を見極め、救急の処置をする。 ③ 事故現場からの移動が可能な場合は、保健室等へ連れて行く。 ④ 他の幼児は別室等で保育を行い、落ち着かせる。
3 園長または教頭に連絡	① 養護教諭が配置されている園は、養護教諭にも連絡する。
4 処置の決定	① 園長、教頭を交えて処置を決定する。（担当教諭のみで判断しない。） a. 救急車を要請する。 b. 園で付近の医療機関に連れて行く。 c. 園内で安静にさせ経過を見る。 d. 応急手当を行い、保育を続行する。 ② 事故の経過及び乳幼児の状況を、「事故発生時及び受診時チェックリスト」に記入して、状況を整理する。
5 保護者への連絡	① 「保護者へ連絡するときの注意事項」を参考に、速やかに電話連絡する。 ※ 園内で処置したごく軽度なけがについても、降園の際には必ず口頭で説明する。
6 市町村教育委員会へ連絡	① 4で記入したチェックリストを、市町村教育委員会に送る。 ※ 救急車を要請した場合には、事前に電話連絡する。
7 降園後の経過確認	① 小さな事故でも電話をし、保護者の信頼を裏切らないようにする。
8 事後処理	① 「事故報告書兼事故記録簿」に事故・けがの状況、受診結果及び再発防止策をまとめ、決裁を受ける。 ② 医療機関等で診断を受けた場合は、（独）日本スポーツ振興センター等への医療等の請求事務を行う。

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

平成 28 年 3 月 内閣府、文部科学省、厚生労働省 を基に作成

次のことについて、事前に把握しておく。

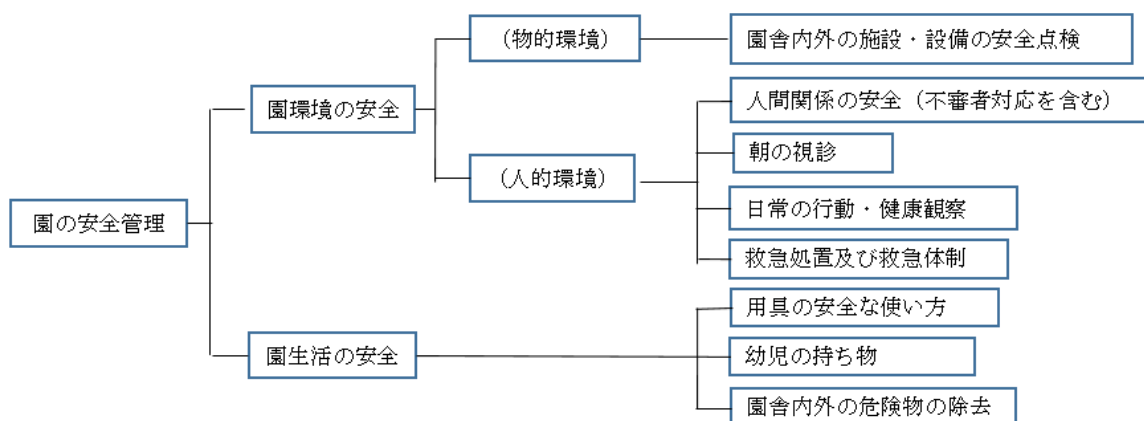
- 体質に合わない薬品の確認
- アレルギーの有無（食物、動物、化学物質等）
- エピペンの使用の有無
- かかりつけの病院・医師、電話番号
- 既往症、生育歴、平熱等
- 緊急連絡先（自宅、勤務先、不在時の連絡先）

3 食に関する資料



「食事指導ガイドブック」（茨城県教育委員会）

4 安全管理



<点検事項 (例) >

場所	点 検 事 項		
園舎内	<input type="checkbox"/> 床板のはがれ、ささくれ、破損、すべり <input type="checkbox"/> 天井の落下物 <input type="checkbox"/> 帽子・かばん・傘掛けの突出、破損 <input type="checkbox"/> 机、いすの破損 <input type="checkbox"/> 照明器具の不良 <input type="checkbox"/> 戸棚、テレビの固定 <input type="checkbox"/> ストーブの故障 <input type="checkbox"/> 歩行の障害となる物品 <input type="checkbox"/> 腰板、壁の破損、くぎの突出	<input type="checkbox"/> 黒板、展示板、額の鉤手の破損 <input type="checkbox"/> 窓、出入口の戸、ガラス、枠、鍵、レール、はずれ止めの破損 <input type="checkbox"/> 安全柵の破損、がたつき <input type="checkbox"/> スイッチ、コンセントの故障、破損 <input type="checkbox"/> 防火用水、非常口の表示ランプ切れ <input type="checkbox"/> 消火器の設置と薬品の充填状況 <input type="checkbox"/> 出入口の来園者名簿、名札等 (不審者対応)	
園舎外	<input type="checkbox"/> 地面の凹凸、すべり <input type="checkbox"/> 倒れそうな木立や支柱の腐食 <input type="checkbox"/> 屋根材、壁側面等の落下 <input type="checkbox"/> コーナーポイント、ロープの緩みや突出 <input type="checkbox"/> 砂場 (枠の破損、硬さ、消毒)	<input type="checkbox"/> 石、ガラス片、木片、くぎ <input type="checkbox"/> フェンスの破損、土手の崩壊 <input type="checkbox"/> 排水溝の蓋の破損 <input type="checkbox"/> 門扉の破損、すべり <input type="checkbox"/> 遊具、体育施設の破損	
足洗い場	<input type="checkbox"/> すべり	<input type="checkbox"/> 周囲の危険物の整理状況 <input type="checkbox"/> 排水の不良	
体育用具・器具及び固定施設	とび箱	<input type="checkbox"/> 布の破れ、たるみ <input type="checkbox"/> 板の破損 <input type="checkbox"/> 踏み切り板の滑り、止めねじのゆるみ	<input type="checkbox"/> くぎのゆるみ <input type="checkbox"/> 継木や止め金の破損、ゆるみ
	マット	<input type="checkbox"/> 布の破損 <input type="checkbox"/> 取っ手、止め糸の破損	<input type="checkbox"/> フェルトの片寄り
	平均台	<input type="checkbox"/> 支柱のぐらつき、腐食	<input type="checkbox"/> 台のゆがみ、ささくれ
	鉄棒	<input type="checkbox"/> 支柱のぐらつき、腐食 <input type="checkbox"/> バーの変形	<input type="checkbox"/> 止めねじの破損 <input type="checkbox"/> 着地点の整地不備
	遊具施設	<input type="checkbox"/> 板の破損 <input type="checkbox"/> 鎖や回転部分の摩耗 <input type="checkbox"/> 周囲の安全整備	<input type="checkbox"/> 支柱、接続部分の腐食とぐらつき <input type="checkbox"/> 着地点の整地不備

5 避難訓練 ー火災・地震・不審者等に備えてー

- 災害に対して予想されることを、職員全体で話し合い、見解を統一する。
- 危機管理マニュアルにより、共通理解を図る。
- 地理的なこと、地域としての特徴をよく知っておく。
- 警察・学校・「110番の家」等をはじめとする地域との連携を図っておく。
- 避難場所の定期的確認を忘れない。
- 避難訓練の計画を立てる。

(1) 災害の想定を行う

地域的な特色、立地条件などの問題もあるが、火災・地震・台風・豪雨、不審者などを想定してどのような方法で避難したら安全なのかを話し合う。

(2) 避難場所の想定を行う

園内・園外ともに、職員全員が実地調査をしておき、環境を十分に知っておくようにする。

(3) 重点目標を立てる

以下の内容を、さらに具体化（例えば、放送をよく聞いて教師の指示に従って行動するなど）し、一年間を通した指導計画を立てる。

- 避難の意味や方法を知る。
- 合図に従って行動する。
- 口を閉じて速やかに行動する。
- 一人で行動せず常に誰かと一緒に行動する。
- 靴やカバンなどはいっさい持たない。

(4) 指導上の留意点

以下の内容を中心に、一年間の計画を立て、少なくとも毎月1回の避難訓練（引き渡し訓練を含む）を行うようにして、幼児が十分に避難方法を習熟できるように指導する。

- 登園後必ず出欠を把握しておく。
- 避難する際に出席簿を携帯する。（この場合、取りに戻れない場合もあるので、園全体の園児名簿を作成しておき、担任以外の職員が携帯するようにする。）
- 絶対安全と考えられる場所まで、確実に誘導する。
- 非常階段の点検
- 屋上、便所、遊戯室、図書室、材料室、保育室などの確認
- 所要時間の確認
- 連絡網のチェック
- 拡声器の電池の確認

15 身近な生き物との関わり

1 幼児期の発達と心の教育の重要性

幼児期は大人への依存を基盤として自立へ向かう時期であり、幼児は生活や遊びのなかでの具体的な体験を通して、生きるための最も基本となることを獲得していく。特に、幼児期において自然（身近な動植物との触れ合い等）のもつ意味は非常に大きい。

幼児は、自然の偉大さ、美しさ、不思議さや、命の大切さなどを、直接触れる体験を通して実感し、心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力等の基礎を培うことができる。また、生き物の飼育を通して、自分以外の相手を思いやる心を育み、豊かな人間形成の基礎を培うことが期待できる。

2 幼児の見方、考え方、感じ方を豊かにする生き物との関わり

－まず触れること、親しむこと－

幼児期には、身近な生き物に興味をもち、抱いたりエサをやったりするようになる。幼児たちは生き物を飼育する中で、生き物の形や色、匂いや動きなどに驚いたり発見したりしながら経験を広げていく。教師には、幼児が生き物に十分親しみ、愛着をもって接することができるような環境を作っていくことが求められる。例えば、園庭にサークルを置いてモルモットやウサギを放し、幼児たちがいつでも触れたり、抱いたり、エサをやったりできるようにしておくことも、環境の配慮の一つである。

中には、生き物に恐怖心や嫌悪感をもち、関わることに抵抗を示す幼児がいる。そのような場合、まず教師が生き物をかわいいと受け止めることが重要である。教師の生き物との関わり方に触れることで、徐々に抵抗が解消していくことがある。

また、自己中心的な思いが強い3～4歳児の中には、生き物の動きを試し、オモチャのように見立てて遊ぼうとする幼児もいる。そのような幼児には、教師が生き物の気持ちを代弁したり、生き物にやさしく接するなど幼児に生き物への関わり方のモデルを示したりすることも大切である。

3 命あるものとしてのいつくしみの心情や思いやりの心を育む

幼児は、生き物に親しみ、日々世話をし、愛情を抱くようになると、生き物を生命あるものとして受け止め、いたわりや思いやりの気持ちをもつようになる。人間形成の基礎を培う幼児期に、このような体験を通して命の尊さを実感していくことは、大きな価値がある。

4 飼育に当たって

(1) 飼育の考え方

生き物を飼育することは“生き物と共に暮らす”ということである。生き物は、教材としての「物」ではなく、幼児たちにとってのよき「生きた仲間」である。生き物の世話をすることは“命を預かる”ことを意味する。世話をする者は自分と同じように、体の健康や心の安定を考えながら交流しなければならない。

また、望ましい飼育をするにはゆとりが必要である。園や地域の実態に合った生き物を、適切な数だけ丁寧に末永く飼育するようにしたい。

(2) 何を飼育するか

適切な飼育のためには、園や地域の実態に即した生き物を選ぶことが望ましい。園の規模、施設、教職員等、自園の実態を考慮する。また、地域の気候や環境などにも配慮する必要がある。あまり特殊であったり、手間がかかりすぎたりする生き物は飼わないことが望ましい。

また、地域でよく飼われている生き物は、園で飼育するに当たっての支援者や協力者等も得られやすい。

(3) どのように飼育するか

飼育の実際を考えれば、生き物の快適な生活環境の維持、掃除や管理のしやすさなどを考慮して、適切な空間を確保することも大切である。それによって生き物同士の争い、ケガや病気も少なくなり、生き物は安心して生活ができるようになる。さらに、幼児たちもゆとりをもって飼育を楽しむことができる。

また、生き物の数は基本的に増やさないようにし、生き物の子育てに出会わせたい場合には、事前に飼育してくれる人を見付けてから繁殖させる配慮が必要である。

5 その他

- 動物アレルギーへの対応
 - ・入園時に、幼児一人一人の動物アレルギーに関する状況を確認して、幼児の健康及び安全を最優先に対応する。
- 衛生管理
 - ・飼育場所の清潔を保つ。特に室内で飼育する場合は、飼育ケースやかごを毎日よく掃除して、衛生に留意する。
- 生き物に触れる時
 - ・生き物には、手を清潔にしてから触れるよう援助する。
 - ・生き物を触った後は、手をよく洗うよう援助する。
- 生き物に噛まれる等ケガをした時
 - ・応急処置として、傷口をよく水で洗う。
 - ・傷の深さや生き物の種類によっては、直ちに医療機関の診察を受けさせる。その際、医療機関には噛んだ生き物の種類やその時の状況、おおよその時刻などを伝えられるよう記録を取っておく。

「学校における望ましい動物飼育のあり方」 平成12年日本初等理科教育研究会 を基に作成

16 行事の考え方

1 園行事について

幼児が日常の生活の中で出会う行事には様々なものがある。

- 家庭生活を中心に伝承されてきた、四季折々の節目となるもの
 - ・正月 ・節分 ・ひな祭り ・こどもの日 ・七夕 ・七五三祝 ・月見 など
- 社会生活への意識を高めるためのもの
 - ・敬老の日 ・勤労感謝の日 など
- 園で独自に行われるもの
 - ・運動会 ・生活発表会 ・誕生会 など

行事は、本来日常の生活に変化や潤いを与えたり、社会生活上必要なことに気付いた上で大きな意味をもつ。これらの行事は、幼児に適切な生活のリズムを生み出し、幼児が楽しんで取り組めるものにしていくことが必要である。

幼児が適切な時期に適切な行事に出会うことは、幼児の活動に目的感を生み出し、挑戦意欲を育てることにもつながってくる。

行事は、幼児の生活の自然な流れが妨げられないように、十分に検討し精選することが必要である。

2 園行事の取り入れ方と生活の流れとのつながり

幼児は行事に出会いそれを楽しみ、いつもの幼稚園生活とは異なる体験をすることで、幼児自身が飛躍したり新たな生活を広げたりする。

しかし、行事の結果や出来ばえを期待し行事に追われる生活や、行事のための生活にならないようにしなければならない。

幼児自身が行事に主体的に取り組んでいくためには、長期の見通しの中で位置付けることが大切である。

(運動会、生活発表会)

大勢の人の前でやってみせるのは誰でも緊張したりはにかしく思ったりするものである。しかし、その気持ちを乗り越えて「私たち、今こんなすてきな事をしているのですよ、だからぜひ見てほしい」という積極的な体験をする場とすることが大切である。

また、保護者にとっては、活動の様子を見てわが子の成長を喜ぶとともに、園の活動や指導方針について理解する絶好の機会でもある。日頃幼児が興味をもって喜んで行っていることに、少し演出を加えながらまとめてみる。演じる幼児も楽しみながら、その子なりの表現ができるよう配慮する。

一人一人が輝いて、しかも仲間と一緒に一つのことをつくり上げていく経験ができれば最高であり、保護者には行事の意図や幼児の経験の意味などを前もって伝えておくことよい。

17 絵本・紙芝居などの読み聞かせ

1 読み聞かせの時間

絵本の読み聞かせの時間は、幼児を想像や空想の世界へ誘う時である。1日の保育の中で、できるだけ幼児に絵本を読み聞かせる時間をとるようにする。

遊びが一段落して、幼児が教師のそばに集まりたいと思うようなひとときを、その時間にあてる。

2 読み聞かせに当たって

読み聞かせにあたって、まず、幼児を温かく包み込むような雰囲気づくりをする。教師の感じ方を幼児に押しつけるのではなく、反応を見て幼児の受け止め方を理解しながら、話を進めていくようにする。

絵本は、1回読んで聞かせればよいというものではなく、回を重ねるにつれて幼児の受け止め方にも変化が見られ、教師と感動を共有することができるようになる。

年長児になると、絵本だけでなく、絵がない物語などの少し長い作品も聞けるようになり、続きを楽しみに待つようになる。

一人一人の幼児と絵本との出会いを充実したものにしていくためには、絵本が幼児の目に触れやすい場に置かれていて、落ち着いてじっくり見ることができる環境を整えることも大切なことである。幼児の動線などを考えて、絵本コーナーの場所を決めていきたい。

第2章 ねらい及び内容 領域 言葉

〔経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。〕

1 ねらい

(3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。

2 内容

(9) 絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。

3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

(3) 絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること。

(4) 幼児が生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。

「幼稚園教育要領」平成29年3月 文部科学省 より

18 小学校教育との接続の在り方

幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けて

■ 「遊び」が育てる「学び」の未来

幼児期の自発的な遊びの中で育まれた、やり抜く力や協調性、自信などの「非認知能力」は、変化する社会を生きていく上で重要な力です。幼児期の「遊びに没頭する中の育ちや学び」を小学校以降の「主体的・対話的で深い学び」へと円滑につなぐことが大切です。

幼児期 学びの芽生え

- 楽しいことや好きなことに集中することを通して、様々なことを学んでいく。
- 遊びを中心として、頭も心も体も動かし、様々な対象と直接関わりながら、総合的に学んでいく。
- 日常生活の中で、様々な言葉や非言語によるコミュニケーションによって他者と関わり合う。



幼児教育

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

自立

成長

安心

児童期 自覚的な学び

- 学ぶことについての意識があり、集中する時間とそうでない時間（休憩の時間等）の区別が付き、自分の課題の解決に向けて、計画的に学んでいく。
- 各教科等の学習内容について授業を通して学んでいく。
- 主に授業の中で、話したり聞いたり、読んだり書いたり、一緒に活動したりすることで他者と関わり合う。

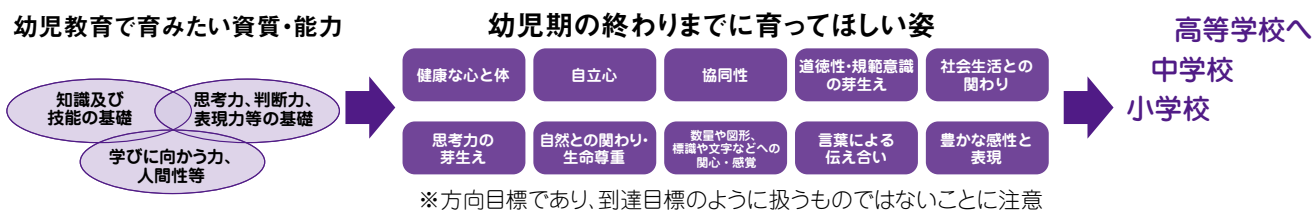


小学校教育

■ 幼児期と小学校以降の教育を「育みたい資質・能力」でつなぐ

～「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに～

「育みたい資質・能力」の三つの柱は、幼児教育から高等学校まで続けて育てていくものとして保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園、小学校以降高等学校までの各要領・指針等に共通して示されています。そして、幼児教育で資質・能力が十分に育まれると修了前の子どもに現れる姿（方向目標）として、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」があり、小学校以降でも続けて育てていく必要があります。



■ 「架け橋プログラム」の実施に向けて

未来を担う子どもに学びや生活の基盤を育み、持続可能な社会の創り手となることのできる力の基礎を育むため、幼児期から児童期の発達を見通しつつ、5歳児と1年生の2年間のカリキュラムを一体的に捉え、幼児教育・小学校教育関係者が連携してカリキュラムや教育方法の充実・改善にあたるなど、接続期の教育の質向上が求められています。

「架け橋プログラム」の目指す方向性

- 架け橋期（5歳児から1年生の2年間）のカリキュラムの編成・実施
保幼小の保育者と教員が協働し、共通の視点をもって検討し、編成・実施
- 保育者と教員が対話を通して相互理解・実践を深める体制作り



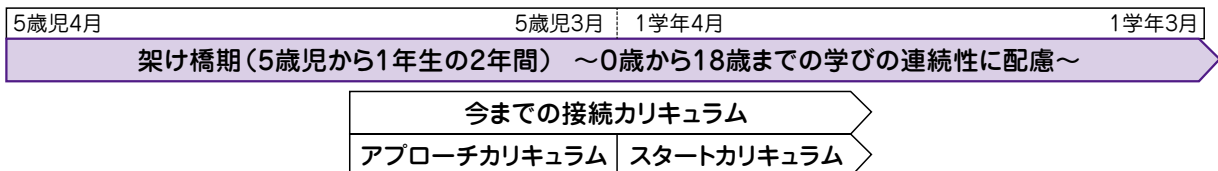
架け橋プログラム
(文部科学省HP)

■ 入学前後の数か月の取組を充実・発展させながら、架け橋期（5歳児から1年生の2年間）のカリキュラムの作成・実施へ

小学校においては、入学当初、スタートカリキュラムの編成・実施により、幼児期の育ちや経験を生かした指導の工夫を充実させていく必要があります。（合科的・関連的な指導の工夫、弾力的な時間割の設定等により幼児期に大切にしてきた生活リズムや一日の過ごし方に配慮等）※小学校学習指導要領解説生活編第4章1 P62～参照

子どもたちが安心して主体的に自己発揮し、新しい生活を創り出そうとする姿を実現していくことが大切です。

アプローチカリキュラム・スタートカリキュラムの取組を生かしながら、入学前後の数か月だけにとどまらず、架け橋期の2年間の保育・教育の質の向上に向けて、保育者と教員で相互理解を深めながら、作成していきましょう。



「架け橋カリキュラム」の作成・実施を

「架け橋カリキュラム作成ガイドブック」(令和6年10月)

茨城県架け橋カリキュラム検討会により作成しました。市町村や学校区
の取組を進める際の参考にしてください。

【内容】○「架け橋」で何をつなぐのか？

- 「架け橋カリキュラム」作成イメージ
- 「架け橋カリキュラム」作成のプロセス
- フェーズごとの扉（取組のポイント）
- グループワークの取組例
- 幼児教育や小学校教育の好事例
- ☆架け橋カリキュラムの様式や記入例、

グループワークのワークシートや参観メモの様式も掲載

※「架け橋期のカリキュラム」のことを「架け橋カリキュラム」と呼びます。





架け橋カリ
キュラム作成
ガイドブック



■「架け橋カリキュラム」作成のプロセス

「架け橋カリキュラム」作成において大切なことは、保育者と小学校教員で子どもの姿をもとに語り合える体制を作り、保育・教育の充実に向けて実践・検証しながら、協議を通して改善していくことです。そのためには、市町村や学校区ごとに継続的に開発会議等を開催することが重要です。それぞれの保育・教育の違いを互いに尊重し理解し合いながら、共に育てていく子どもの姿を真ん中に、共通に大切にしたいことを語り合い、作成を進めていきましょう。

今、自分の市町村（または近隣の小学校と幼児教育施設）は、どのフェーズの取組をしているかをチェックしながら、接続の充実に向かうように、できるところから取り組んでみましょう。

<p style="text-align: center;">フェーズ1 基盤作り</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 園長・校長間及び担任間の関係作り <input type="checkbox"/> 子どもの交流の実施 <input type="checkbox"/> 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有 <input type="checkbox"/> 園や小学校での子どもの生活の流れや活動について共有（相互参観等） <input type="checkbox"/> <開発会議> 構成員の選定と目指す方向性の共有 <input type="checkbox"/> <開発会議> 地域の実態の把握 <input type="checkbox"/> 架け橋プログラム（体制作り・架け橋カリキュラム作り）の取組への理解と合意形成
<p style="text-align: center;">フェーズ2 検討・開発</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 【共通の視点】をもとに保幼小で意見交換し、架け橋カリキュラムを検討 <input type="checkbox"/> <開発会議> 架け橋カリキュラムの【共通の視点】の検討 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">【共通の視点】の例</p> <p>「育てたい子どもの姿」「育みたい資質・能力」「遊びや学びのプロセスで大切にしたいこと」「指導上の配慮事項（環境の構成・先生の関わり）」 「交流・連携計画」「家庭との連携」</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> <開発会議> 保育者・小学校教員が協働して開発するための支援（研修等） <input type="checkbox"/> 5歳児～1年生の2年間を対象とするカリキュラムへ <input type="checkbox"/> 事前・事後打合せ等、幼児と児童の双方に学びのある交流を工夫
<p style="text-align: center;">フェーズ3 実施・検証</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 各幼児教育施設や小学校での実施・検証 <input type="checkbox"/> <開発会議> 実施状況の把握・検証と支援 <input type="checkbox"/> 実践事例の収集・共有 <input type="checkbox"/> 教育課程や指導計画の見直し <input type="checkbox"/> 教材としての「環境」の活用について保育者と小学校教員で一緒に考える機会の設定 <input type="checkbox"/> 子どもの自発的な交流が生まれるよう、保育者と小学校教員で協働して工夫
<p style="text-align: center;">フェーズ4 改善・発展 サイクルの定着</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 持続的に改善・発展できる仕組みづくり <input type="checkbox"/> <開発会議> 方針の改善・発展と支援 <input type="checkbox"/> フェーズ2～3のPDCAサイクルの定着 <input type="checkbox"/> 改善・発展のため、接続する園・小学校で、子どもの学びや生活を具体的にイメージして話し合う場を設定 <input type="checkbox"/> 子どもの実態に応じて、各園・小学校の創意工夫を生かした動的なカリキュラムに

19 道徳性の芽生えを培う指導

幼児は幼稚園生活において、他の幼児と関わりながら生活する中で、生活に必要な行動の仕方を身に付け、また、友達と楽しく過ごすためには、守らなければならないことがあることに気付いていく。幼児は基本的には他律的で、大人の言うことが正しく、言われたから、しかられるから従うという傾向がある。一方、幼児期から繰り返し経験する生活の中で規則性や秩序に気付いたり、物を壊したり、相手を泣かしたりすると顔色を変えたり、あるいは泣いている子を慰めようとするなど、道徳性の芽生えは存在している。

幼児は他者と様々なやり取りをする中で、自分や他者の気持ち、自他の行動の結果などに徐々に気付くようになり、道徳性の芽生えをより確かなものにしていく。特に、仲間と楽しく過ごす一方で、いざこざや葛藤の経験を重ね、それについて考えたり、教師や仲間と話し合ったりすることは、自他の気持ちや欲求は異なることに気付かせ、自分の視点からだけでなく相手の視点からも考えることを促して、他者への思いやりや善悪の捉え方を発達させる。葛藤の体験は幼児にとって大切な学びの機会であるが、いざこざや言葉のやり取りが激しかったり、長い間続いたりしている場合には仲立ちをすることも大切である。さらに、幼児がなかなか気持ちを立て直すことができそうにない場合には、教師が幼児の心のよりどころとなり、適切な援助をする必要もある。

幼児は信頼し、尊敬している大人の言葉や行動に基づいて何がよくて何が悪いのかの枠をつくっており、教師の言動の影響は大きい。特に、人としてしてはいけないことに対しては、悪いと明確に示す必要がある。このように、教師はときには、善悪を直接的に示したり、また、集団生活のきまりに従うように促したりすることも必要になる。また、それだけでなく、他者とのやり取りの中で幼児が自他の行動の意味を理解し、何がよくて何が悪かったのか考えることができるように、それまで気付かなかったことに気付くように働き掛け、援助していくことが重要である。

1 基本的な考え方

- 子供を受け入れ、認める。
- 多様な人・生き物・ものと細やかに関わる。
- 他者との交流・協力を大切にする。
- 集団生活のルールやきまりの意味に繰り返し触れる。

2 指導と指導計画作成の手掛かり

- (1) 生活の中で学ぶ
 - ・園生活で起こる様々ないざこざや葛藤の中で学ぶ。
 - ・ゆっくりと時間をかけて幼児と向き合う。
- (2) 教師が適切な役割を果たす
 - ・幼児の行動の意味をより深く理解する。
 - ・状況に応じた多様な関わりを大切にする。
- (3) 人との関わりを通して学ぶ
 - ・一人一人の幼児の状態に沿う。
 - ・友達と遊ぶ面白さを知る。
 - ・ルールやきまりの意味を知る。
 - ・幼児の自尊心を大切にする。
 - ・トラブルを通して学ぶ。
 - ・遊びの中で公平さを学ぶ。
 - ・必要に応じた細やかな配慮をする。
 - ・多様な人々との関わりをもつ。
- (4) 家庭との連携を図る
 - ・園を親と子の育ちの場と捉える。
 - ・園を子育てを啓発する場として活用してもらう。
- (5) 園全体の協力体制を整える
 - ・多くの職員の中で、子供一人一人の育ちをみとる。
 - ・情報の共通理解、検討をする。

20 預かり保育と子育て支援

第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

- 1 地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動については、幼児の心身の負担に配慮するものとする。また、次の点にも留意するものとする。
 - (1) 教育課程に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のないものとなるようにすること。その際、教育課程に基づく活動を担当する教師と緊密な連携を図るようにすること。
 - (2) 家庭や地域での幼児の生活も考慮し、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成するようにすること。その際、地域の人々と連携するなど、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な体験ができるようにすること。
 - (3) 家庭との緊密な連携を図るようにすること。その際、情報交換の機会を設けたりするなど、保護者が、幼稚園と共に幼児を育てるという意識が高まるようにすること。
 - (4) 地域の実態や保護者の事情とともに幼児の生活のリズムを踏まえつつ、例えば実施日数や時間などについて、弾力的な運用に配慮すること。
 - (5) 適切な責任体制と指導體制を整備した上で行うようにすること。
- 2 幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力を配慮しつつ、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、幼稚園と家庭が一体となって幼児と関わる取組を進め、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めるものとする。その際、心理や保健の専門家、地域の子育て経験者等と連携・協働しながら取り組むよう配慮するものとする。

「幼稚園教育要領」文部科学省 より

<解説>

- 社会と教育課程のつながりを大切にする「社会に開かれた教育課程」としての役割は、預かり保育や子育ての支援を通じて、施設や機能を開放してきた幼稚園ではこれまでも担われてきたものである。近年の社会環境の急速な変化に対応し、今後、幼稚園における教育課程が「社会に開かれた教育課程」としての役割を更に果たしていくことが必要である。
- 幼稚園生活全体を通じて幼児の発達を把握し、幼稚園生活を更に充実する観点から、預かり保育について、教育課程に係る教育時間を含めた全体の中で計画、実施する必要があることや地域の人々との連携などチームとして取り組むこと。
- 幼稚園が地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を一層果たしていく観点から、子育ての支援について、心理士、小児保健の専門家、幼児教育アドバイザーなどの活用や地域の保護者と連携・協働しながら取り組むようにすること。

「中央説明会資料」平成29年7月 文部科学省 より

21 保育参観に当たって

参観の心構え

- 感謝の気持ちをもって
- 指導の妨げにならないように
- 本日の指導のねらいをよく把握して
- よい点をたくさん学ばせてもらうつもりで

1 園舎内外の環境の構成の仕方をよく見る

- 清潔感、温かみがあるか。
- 今日のねらい達成のための工夫はどうか。
 - ・ねらいの環境化、準備、手順 等
- 遊びが発展し深まるような工夫が見られるか。
 - ・その時々に応じた援助
- 長期の計画に即した配慮があるか。
- 潜在危険に対する配慮が見られるか。

2 幼児の動き（活動）をよく見る

- 各々の活動に没頭し楽しんでいるか。
- 幼児相互の人間関係はどうか。（幼児同士の関わりの様子などから）
- 遊びに入らない幼児の様子はどうか。（なぜ？要因を探ってみる）
- 遊具や用具の活用の様子はどうか。

3 指導の態度をよく見る

- 教師の働きかけが幼児の活動をどう発展させていくか。
 - ・ほめ方、注意の仕方 等
- 集団の中で個人差に対する配慮をどのようにしているか。
- 遊具、用具の活用の仕方かどうか。
- 安全面の配慮はどうか。
- 教師の位置、目配りはどうか。
- 教師の言葉づかい、表情、服装はどうか。

茨城県公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する指標（モデル）

【幼稚園教諭等】

令和7年12月

採用時の姿		第1期（形成期）	第2期（成長期）	第3期（発展・充実期）	第4期（貢献・深化期）
項目	1～5年	6～11年	12～23年	24年～	園運営及び 若手・中堅教員への支援
① 基本的資質	① 教職に必要な素養	<p>【社会人として】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 人間性が豊かで、言葉遣い、あいさつ、礼儀等の備えておくべきマナーを持って行動することができる。 <input type="checkbox"/> ダイバーシティに関する知識があり、人権感覚を持って寛容の精神で人と接することができる。 <input type="checkbox"/> コミュニケーション意識を持ち、社会人として自分を律することができる。 <input type="checkbox"/> コミュニケーション力を生かし良好な対人関係を構築することができる。 <input type="checkbox"/> ストレスと身体面の健康を適切に自己管理することができる。 <input type="checkbox"/> ICTを活用するなど、社会の様々な情報を収集し、仕事に役立てることができる。 	<p>【教員として】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 幼児を尊重し、幼児の気持ちを理解するよう努めるなど、幼児の学びを支えることができる。 <input type="checkbox"/> 教職員組織の一員として、他の教職員の意見や考えに耳を傾け、学び続けることができる。 <input type="checkbox"/> 保護者や地域の声に耳を傾け、誠実に対応することができる。 <input type="checkbox"/> 学校教育に関する法令や知識・指導法等を積極的に取り入れながら、教育活動に取り組むことができる。 <input type="checkbox"/> 教育者として高いコミュニケーション能力を持ち、自覚と責任を持って教育活動に取り組むことができる。 <input type="checkbox"/> ICTを活用して、教育に関する情報を収集し、教育活動に役立てることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 園務分掌等の企画調整及び若手教員への支援 	
	② 指導力	<p>① 幼稚園教育要領等に基づき、教育課程を具体化するために指導計画が必要であることを理解し、幼児の発達や実態を踏まえて基本的な指導計画を作成できる。</p> <p>② 幼児教育は『環境を通して行う教育』であることを理解し、幼児の主体的な活動を促す環境が教師の意図をもつて構成されていることを理解できている。</p> <p>③ 幼児が安心して活動できるように受容的にかかわり、発達の特性に応じて援助する技術を身に付けている。</p> <p>④ 幼児の姿を振り返ることが教育の改善につながることを理解している。</p> <p>⑤ 幼児は生活や遊びを通して全体的に発達するという特性について理解している。</p> <p>⑥ 特別な配慮が必要な幼児への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 管理職や他の教諭等の指導・助言の下、幼児の実態を踏まえながら、ねらいを明確にした指導計画を作成することができる。 <input type="checkbox"/> 管理職や他の教諭等の指導・助言の下、幼児の実態を踏まえながら、興味や関心に即した環境を構成することができる。 <input type="checkbox"/> 幼児の興味・関心や集団の実態に沿った教育を展開するために、保育技術（ICTの活用を含む）の向上に努めている。 <input type="checkbox"/> 管理職や他の教諭等の指導・助言の下、幼児の姿を振り返ることが教育の改善につながることを理解している。 <input type="checkbox"/> 幼児は生活や遊びを通して全体的に発達するという特性について理解している。 <input type="checkbox"/> 特別な配慮が必要な幼児の実態について把握し、個別の指導計画を基に、個に応じた指導や必要な支援を行うことができる。 <input type="checkbox"/> 幼児の思いや保護者の悩み、要望等を誠実に受け止め、管理職や他の教諭等の指導・助言の下、問題の解決に向けて教育相談を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 実践後の反省や記録を基に、指導計画をよりよいものに改善することができる。 <input type="checkbox"/> 園の教育課程等に基づき、具体的な指導計画の作成について、他の教諭等へ適切に指導・助言することができる。 <input type="checkbox"/> 園全体を視野に入れながら、地域の資源を活用した環境を構成することができる。 <input type="checkbox"/> 他学年や他学生の教育の展開を踏まえ、他の教諭等へ適切に指導・助言することができる。 <input type="checkbox"/> 園全体の教育の質の向上を意図し、より高度で専門的な保育技術の向上に努めている。 <input type="checkbox"/> 若手教員のモデルとなり、専門的な保育技術について、他の教諭等へ適切に指導・助言することができる。 <input type="checkbox"/> 園全体の取組について客観的に分析することができ、課題を明確にし、改善することができる。 <input type="checkbox"/> 指導の評価について、他の教諭等へ適切に指導・助言することができる。 <input type="checkbox"/> 園全体を視野に入れながら、幼児一人一人の発達の特性に応じた援助をすることができる。 <input type="checkbox"/> 幼児一人一人の発達の特性に応じた援助について、他の教諭等へ適切に指導・助言することができる。 <input type="checkbox"/> 特別な配慮が必要な幼児への理解や関わり方について専門性を高め、小学校、特別支援学校との接続や関係機関との連携を視野に入れながら、幼児や保護者に対して適切に対応することができる。 <input type="checkbox"/> 特別な配慮が必要な幼児への対応について、他の教諭等へ適切に指導・助言することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 園や地域の実態を把握し、職員との話し合いに積極的に参加しながら、指導計画の評価・改善に努めることができる。 <input type="checkbox"/> 園の教育課程等に基づく指導計画の作成について、教諭等へ適切に指導・助言することができる。 <input type="checkbox"/> 地域との信頼関係を築き、地域の資源を活用しながら、園全体の環境の維持・改善に努めることができる。 <input type="checkbox"/> 環境の構成について教諭等へ適切な指導・助言を行い、職員の自分らしさを生かしながら、園全体の教育の質を向上させることができる。 <input type="checkbox"/> 保育技術について教諭等へ適切な指導・助言を行い、保育技術の向上させようとする意欲を高め、園全体の教育の質を向上させることができる。 <input type="checkbox"/> 指導の評価について教諭等へ適切な指導・助言を行い、職員の実態やよさを生かしながら、園全体の教育の質を向上させることができる。 <input type="checkbox"/> 幼児一人一人の発達の特性に応じた援助について、教諭等へ適切な指導・助言を行い、園全体の教育の質を向上させることができる。 <input type="checkbox"/> 必要に応じて小学校や特別支援学校及び関係機関と連携しながら、保護者を支援する体制を構築することができる。 <input type="checkbox"/> 特別な配慮が必要な幼児やその保護者への対応について、教諭等へ適切に指導・助言することができる。
③ 幼児を理解し、援助する力	<p>① 特別な配慮が必要な幼児への対応</p> <p>② 教育相談</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 特別な配慮が必要な幼児への理解や関わり方について専門性を高め、小学校、特別支援学校との接続や関係機関との連携を視野に入れながら、幼児や保護者に対して適切に対応することができる。 <input type="checkbox"/> 特別な配慮が必要な幼児への対応について、他の教諭等へ適切に指導・助言することができる。 <input type="checkbox"/> 教育相談の在り方や技法について専門性を高め、関係機関との連携を視野に入れながら、幼児や保護者に対して適切に教育相談を行うことができる。 <input type="checkbox"/> 教育相談について、他の教諭等へ適切に指導・助言することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 特別な配慮が必要な幼児への理解や関わり方について専門性を高め、小学校、特別支援学校との接続や関係機関との連携を視野に入れながら、幼児や保護者に対して適切に対応することができる。 <input type="checkbox"/> 特別な配慮が必要な幼児への対応について、他の教諭等へ適切に指導・助言することができる。 <input type="checkbox"/> 教育相談の在り方や技法について専門性を高め、関係機関との連携を視野に入れながら、幼児や保護者に対して適切に教育相談を行うことができる。 <input type="checkbox"/> 教育相談について、他の教諭等へ適切に指導・助言することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 特別な配慮が必要な幼児への理解や関わり方について専門性を高め、小学校、特別支援学校との接続や関係機関との連携を視野に入れながら、幼児や保護者に対して適切に対応することができる。 <input type="checkbox"/> 特別な配慮が必要な幼児への対応について、他の教諭等へ適切に指導・助言することができる。 <input type="checkbox"/> 教育相談の在り方や技法について専門性を高め、関係機関との連携を視野に入れながら、幼児や保護者に対して適切に教育相談を行うことができる。 <input type="checkbox"/> 教育相談について、他の教諭等へ適切に指導・助言することができる。 	

④ 学級を経営する力	経営案の作成・実践	<input type="checkbox"/> 学級経営は、幼児が安心して生活し、集団の中で主体的に活動できるように、教育課程を具体化しているものであることを理解している。 <input type="checkbox"/> 学級の生活や集団の育ちを振り返り、その評価が学級経営の改善につながる意義を理解している。	<input type="checkbox"/> 管理職や他の教諭等の指導・助言の下、目標を明確にした学級経営案を作成し、実践することができている。 <input type="checkbox"/> 管理職や他の教諭等の指導・助言の下、各園の評価項目に沿って学級経営を振り返ることができている。	<input type="checkbox"/> 学級の実態を的確に捉え、目標を明確にした学級経営案を作成し、他の教諭等と連携しながら実践することができている。 <input type="checkbox"/> 学級経営について多面的に省察し、他の教諭等と連携を図りながら実践に生かすことができる。	<input type="checkbox"/> 教育目標を具現化する視点から学級経営案を作成し、他の教諭等と連携を図りながら実践することができている。 <input type="checkbox"/> 経営案の作成について、他の教諭等へ適切に指導・助言することができる。	<input type="checkbox"/> 教諭等が自信をもって学級経営に取り組みることができよう、協力的な指導体制を整えることができる。 <input type="checkbox"/> 学級経営の進捗状況を確認し、教諭等へ適切に指導・助言することができる。
	⑤ 園運営に関する力	経営の評価	<input type="checkbox"/> 家庭との連携が、幼児理解を深め、教育の一貫性を保障する上で重要であることを理解している。	<input type="checkbox"/> 管理職や他の教諭等の指導・助言の下、適切に家庭との連携を図ることができる。	<input type="checkbox"/> 学級経営について多面的に省察し、他の教諭等と連携を図りながら実践に生かすことができる。	<input type="checkbox"/> 園全体を視野に入れながら、学級経営について多面的に省察し、他の教諭等と連携を図りながら実践に生かすことができる。
家庭との連携		<input type="checkbox"/> 指導要録や記録など、学級運営に必要な事務処理を正確に行う技能を身に付けている。	<input type="checkbox"/> 管理職や他の教諭等の指導・助言の下、適切に家庭との連携を図ることができる。	<input type="checkbox"/> 適切に家庭との連携を図り、保護者とともに関係構築することができる。	<input type="checkbox"/> 関係機関との連携を視野に入れながら、適切に家庭との連携を図り、保護者とともに関係構築することができる。	<input type="checkbox"/> 必要に応じて関係機関と連携しながら、組織として保護者を支援する体制を整えることができる。 <input type="checkbox"/> 家庭との連携や保護者への支援について、教諭等へ適切に指導・助言することができる。
事務処理	<input type="checkbox"/> 指導要録や記録など、学級運営に必要な事務処理を正確に行う技能を身に付けている。	<input type="checkbox"/> 管理職や他の教諭等の指導・助言の下、適切に学級事務を処理することができる。	<input type="checkbox"/> 他の教諭等と連携を図りながら、迅速に学級事務を処理することができる。	<input type="checkbox"/> 園全体を視野に入れながら、他の教諭等と連携を図り、適正かつ迅速に学級事務を処理することができる。	<input type="checkbox"/> 教諭等が、適正かつ迅速に学級事務を処理することができよう、教諭等へ適切に指導・助言することができる。	
園務分掌の遂行	<input type="checkbox"/> 園務分掌が園運営を支える役割であることを理解し、組織の一員として園務を遂行しようとする心構えを持っている。 <input type="checkbox"/> 「互恵的な関わり」の意味を理解している。	<input type="checkbox"/> 園務の内容について理解し、管理職や他の教諭等の指導・助言の下、組織の一員として園務を遂行することができる。	<input type="checkbox"/> 他の教諭等と連携を図りながら、組織の一員として園務を遂行することができる。	<input type="checkbox"/> 小学校との円滑な接続についての調整や計画を進め、連続性の確保につながる実践をすることができる。	<input type="checkbox"/> 園の課題を踏まえ、小学校との接続が円滑かつ互恵的に行えるよう、園内外に積極的に働きかけることができる。 <input type="checkbox"/> 園務分掌の遂行について、教諭等へ適切に指導・助言することができる。	
危機管理	<input type="checkbox"/> 幼児の安全を守るために危機管理が不可欠であることを理解し、事故防止・健康管理、災害時対応など、危機管理に必要な基礎的な知識を身に付けている。	<input type="checkbox"/> 管理職や他の教諭等の指導・助言の下、危機管理マニュアルに沿って、幼児が安心・安全に生活できる環境を整えることができる。	<input type="checkbox"/> 危険管理マニュアルを整備し、幼児の安全確保のための園内体制を構築することができる。	<input type="checkbox"/> 危機管理マニュアルを整備し、幼児の安全確保のための園内体制を構築することができる。	<input type="checkbox"/> 危険管理マニュアルを整備し、幼児の安全確保のための園内体制を構築することができる。	
教育課程等の編成・実施・評価	<input type="checkbox"/> 教育課程等は、幼稚園教育要領に基づき、園の教育の全体像を組織的に構成する枠組みであることを理解し、その編成や実施・評価が園の教育の質を高める意義を理解している。	<input type="checkbox"/> 教育課程等の役割や編成の基本的な考え方について理解し、教育課程等に基づいた教育を展開することができる。	<input type="checkbox"/> 幼児の生活経験や発達の過程などを考慮し、教育課程等の編成に参画し、教育課程等に基づいた教育を展開することができる。	<input type="checkbox"/> 創意工夫し、幼児の心身の発達と園及び地域の実態に応じた教育課程等を編成・実施・評価することができる。	<input type="checkbox"/> カリキュラム・マネジメントの視点から、教育課程等を編成・実施・評価し、改善を図ることができる。 <input type="checkbox"/> カリキュラム・マネジメントの視点から、教育課程等の編成・実施・評価について、教諭等へ適切に指導・助言することができる。	
園内研修	<input type="checkbox"/> 研修が、教員自身の資質向上と園全体の質の向上に必要であることを理解している。	<input type="checkbox"/> 研修に積極的に参加し、園や自分の課題解決に向けた取組を考えられることができる。	<input type="checkbox"/> 他の教諭等と協議し、園や自分の課題解決に向けた取組を見いだすことができる。	<input type="checkbox"/> 中心的役割として研修を企画・運営し、研修体制を整えることができる。	<input type="checkbox"/> 研修体制を構築し、園全体で学び合う質の高い職員集団をつくることができる。	
園外研修	<input type="checkbox"/> 研修の成果を他の教諭等と共有し、実践に生かすことができる。	<input type="checkbox"/> 研修の成果を他の教諭等と共有し、専門性やリーダー性を高めるとともに、研修の成果を他の教諭等と共有し、園全体の教育の質を向上させることができる。	<input type="checkbox"/> 向上心をもって研修に参加し、研修の成果を他の教諭等と共有し、園全体の教育の質を向上させることができる。	<input type="checkbox"/> 職員の課題やニーズに応じた研修に進んで参加できるように、職員の自己研鑽の場を確保することができる。	<input type="checkbox"/> 職員の課題やニーズに応じた研修に進んで参加できるように、職員の自己研鑽の場を確保することができる。	

高度専門職としての教員に求められる力量

Memo

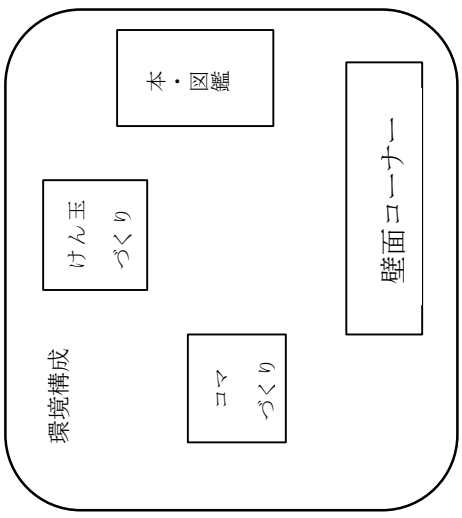


參考資料

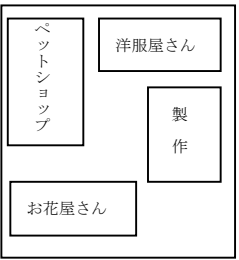
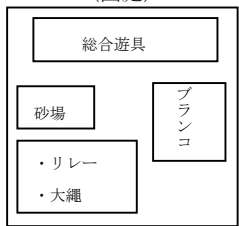
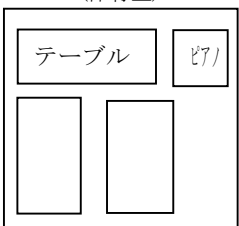
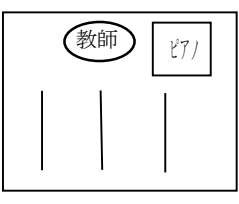
□ 週案 (例1)

10月 第○週 10/○(月) ~11/○(金) ○年保育4歳児(男○名 女○名 計○名) ○○組 ○○○幼稚園 指導者 ○○ ○○

幼児の姿	<ul style="list-style-type: none"> ・友達との遊びの中で思いに気付いて行動したり、我慢をしたりする場面がある。 ・約束を守ってルールのある遊びを友達と関わりながら遊ぶ姿がある。 ・季節の変化に気付いていて興味をもっている。 	月のねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○体を思い切り動かして遊ぶことを楽しむ。 ○集団として、簡単な約束を守りながら行動できるようにする。 	週のねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・相手の思いを受け入れながら、友達と一緒に遊ぶことを楽しむ。 ・季節の変化を味わう。 ・音楽に合わせて表現することを楽しむ。 	歌・絵本	虫のこえ ウンパッパ こどもの世界 森の音楽家 どうぞのいす 11びきのねこシリーズ おおきなかぼちゃ
月日	10月○日(月) 天候	10月○日(火) 天候	10月○日(水) 天候	11月○日(木) 天候	11月○日(金) 天候		
主な活動	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面の製作をする。(みのむし) ・ダンスをする。 ・楽器を使って遊ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダンスをする。 ・ルールのある遊びをする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダンスを使って遊ぶ。 ・楽器を使って遊ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ルールのある遊びをする。 			

内容	<p>友達の思いを受け入れながら、遊びや活動を楽しむ。</p> <p>○友達と言葉のやり取りをしながら一緒に遊ぶ。</p> <p>※友達との言葉のやり取りの様子を見守りながら、イメージが共有できるように言葉掛けをしていく。</p> <p>※遊び方を確かめたり、友達とイメージを共有して遊ぶ楽しさが感じられたりするようにしていく。</p> <p>※生活の様々な場面で、話し合いの場を設け、幼児の意見を聞きクラス全体で思いが共有できるようにしていく。</p> <p>どんぐりや落ち葉等の観察や、製作を通して季節の変化を味わう。</p> <p>○拾った落ち葉やどんぐりを観察して遊びに取り入れる。</p> <p>※拾ってきた自然物に触れられるコーナーを作ったり、一緒に図鑑で調べたりする。</p> <p>※どんぐりコマや松ぼっくりのけん玉等、自然物を使った製作を遊びの中に取り入れていく。</p> <p>※壁面の製作を通して、自然や気候の変化を伝えていく。</p> <p>楽器を使ったりダンスをしたりして表現する楽しさを味わう。</p> <p>○楽器に触れたり、音楽に合わせてダンスしたりする。</p> <p>※遊びの中にダンスを取り入れ、身体を使って表現することを楽しめるようにする。</p> <p>※ダンスの動き方を伝えながら、みんなで体を動かす楽しさが味わえるようにする。</p> <p>※簡単なリズム楽器を準備しておき、音楽に合わせて、自分なりの表現を楽しめるようにする。</p>	 <p>環境構成</p> <p>けん玉 づくり</p> <p>本・図鑑</p> <p>コマ づくり</p> <p>壁面コーナー</p>
※教師の援助		
・環境の構成		

評価

11月 ○日 () 天気 晴れ		本日の 主な活動	・自然物を使って遊ぼう
幼児 の姿	<ul style="list-style-type: none"> 様々なごっこ遊びでは、イメージを伝え合いながら遊びを進め、やりとりを楽しんでいるが、思いを一方向的に伝えてしまいがちでぶつかり合うこともある。一方で、話し合いを通して、少しずつ幼児同士で自己解決ができるようになってきている。 秋の自然に興味を示し、落ち葉拾いや虫探しなどをして楽しみ、疑問に感じたことは、図鑑で調べようとしている。 		
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> 互いの思いや考えを出したり聞いたりしながら、友達と一緒に遊びを進める楽しさを味わう。 葉や実の色に気付いたり、虫探しをしたりして秋の自然に触れるとともに、遊びの中に取り入れて楽しむ。 		
時間	活動内容	環境の構成・準備物	環境の構成と教師の援助
8:30	<ul style="list-style-type: none"> ○登園 ・先生や友達に挨拶する。 ○朝の支度 ・出席シールを貼る。 ・体操ズボンに履き替える。 ○室内遊び ・製作 ・洋服屋さん ・ペットショップごっこ ・お花屋さん 	<p>(遊戯室)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・季節の変わり目であるため、一人一人と元気に挨拶をしながら視診を丁寧に行い、健康状態を把握する。 ・互いの思い (イメージ) を出し合う仲間と一緒に様々なごっこ遊びを楽しめる環境や場、素材等を必要に応じて幼児と考えるながら作っていく。 ・片付けの仕方を繰り返し伝えていくとともに、みんなで協力して行くと早く終わるということを教師が手本を見せながら教えていく。 ・一日の生活が主体的に取り組めるよう、具体的な言葉で伝えていく。 ・幼児が興味を示したことに對して、教師も一緒に関わり共有していく。 ・落ち葉の色の変化や虫の声、虫の名称や特徴など、幼児の気付きに共感し、疑問に感じたことは図鑑を用いて調べることができるよう必要に応じて言葉を掛けていく。また、秋から冬への季節の移り変わりを感じとれるような言葉掛けをしていく。 ・製作では、前日に園外保育で拾ってきたイチョウなどの葉や落ち葉を使ってイメージしたものを形にする楽しさを味わうことができるようにする。 ・一人一人の様子を把握し、「○○していてすごいね」「○○が上手にできたね」など具体的な言葉を添えながら良いところを言葉にして伝えていく。 ・全体への指示では理解が難しいA児には、個別の関わりを増やして一緒に遊べるよう援助する。 ・先の見通しをもち、時間を意識しながら食べることができるよう個別に声を掛け、気付かせていく。 ・準備や片付けなど、先を急いで雑になりがちであるため、一つ一つ丁寧に行うことの大切さを伝えながら、個別に声を掛けていく。(ほうきやちり取りの使い方など) ・振り返りでは、“話したい”“伝えたい”という気持ちを大切に、相槌を打ちながら丁寧に耳を傾けていく。 ・一日の生活の中で、気温に応じて衣服を調節するなど、幼児自身が気付き、健康を意識しながら過ごすことができるよう必要に応じて声を掛けていく。 ・振り返りでは、不明瞭ではあるが言葉が増え、友達や教師との会話のやりとりを楽しめるようになったB児には、振り返りでの発表を励まし、話し合いに参加する喜びを味わえるよう援助する。 ・明日の予定を伝え、期待をもって登園できるよう、元気に帰りの挨拶をする。
9:30	○片付け・排泄・手洗い・消毒	<準備物> 布、ハンガー、画用紙、ストロー、はさみ、ペン、折り紙、テープ、カラービニール袋 他	
9:45	○今日の活動についての話を聞く。	(園庭)	
10:00	○歌を歌う。 ・虫の声 ・きのこ ・手のひらを太陽に ・ハッピーチルドレン		
10:20	○戸外遊び ・リレー ・砂場 ・虫探し ・色水遊び (マリーゴールド)		
10:50	○片付け・水分補給	(保育室)	
11:00	○自然物を使って遊ぶ。 ・園庭で落ち葉を拾ってくる。 ・イメージしたものを、画用紙の上で形にする。		
11:30	○片付け ○手洗い・うがい・排泄・消毒		
12:00	○昼食 ○片付け・歯磨き ○保育室の整理整頓		
13:00	○帰りの支度をする ○帰りの会 ・絵本の読み聞かせ ・今日の振り返り ・当番交代 ・帰りの挨拶		
13:30	○降園		
雨天時の活動	読み聞かせタイム <準備物> 紙芝居又は、絵本	評 価	<p>(幼児)・友達と思いを伝え合いながら、同じ目的に向かって遊びを進める楽しさを味わうことができたか。</p> <p>(教師)・幼児の気付きや発見を聞き逃さず、共に感じたり一緒に考えたりしながら関わるのができたか。</p>

<p>幼児の姿</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発表会で友達と協力して取り組む楽しさを味わい、園生活に見通しと自信をもって生活している。 戸外で友達と誘い合っている遊びをしたり、縄跳びやマラソンなど体を動かして遊んだりすることを楽しんでいる。 話を聞く時や食事の時など、だんだんに姿勢が崩れてしまう幼児が多い。 	<p>ねらい</p> <p>本日の主な活動</p> <p>クリスマス飾りの製作</p>	<ul style="list-style-type: none"> 友達と共通の目的をもって、遊びに必要なものを考えたり工夫してつくったりする。
<p>○登園 (～9:00)</p> <ul style="list-style-type: none"> 教師や友達と朝の挨拶を交わす。 所持品を始末し、出席シールを貼る。着替える。 当番活動をする。 	<p>○室内遊び (9:15～10:30)</p> <ul style="list-style-type: none"> クリスマス飾り製作 サンタごっこ 発表会ごっこ <p>クリスマス飾り製作</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼児の自由な発想で作れるように、また、イメージが膨らむようにいろいろな材料を用意する。 <p>サンタごっこ</p> <ul style="list-style-type: none"> サンタのそりを作ったりプレゼントを作ったりする様子を見守り、クリスマスを楽しみにしている気持ちに共感する。イメージを形にできるように素材や用具の使い方を知らせ、必要に応じて援助する。 <p>発表会ごっこ</p> <ul style="list-style-type: none"> 年長として自信を持って表現できるような援助をする。 楽しく表現遊びができるような環境構成をする。 皆の前で発表することで期待感や満足感が得られるような言葉かけをしていく。 	<p>○戸外遊び (10:50～11:20)</p> <ul style="list-style-type: none"> 給食の準備をしてから、帽子をかぶって園庭に出る。 竹馬、縄跳びなど、個人で目標をもって取り組む。 友達と誘い合ってチームをつくり、ドッジボールをする。 <ul style="list-style-type: none"> 上手に出来ている友達に刺激を受け挑戦しようとする幼児の意欲を認める。また、幼児同士で教え合えるように助言していく。 ドッジボールは広いスペースを確保し、場を設定する。チームをつくり、競い合う楽しさが感じられるように教師も仲間に入り一緒に楽しむ。 仲間を募ったり競い合ったりしていく中で、一人一人の楽しみ方、幼児同士の人間関係を把握し、つながりが深まっていくように見守る。 仲間とのトラブルの場面では、互いに相手の言い分に耳を傾けられるような助言をしながら幼児同士で解決できるようにしていく。 	<p>○夕食 (11:30～12:30)</p> <ul style="list-style-type: none"> 配膳されたものを自分で取りに行く。 当番は献立を発表する。 給食を食べる。(黙食) 歯磨き、うがい、消毒をする。 <p>○おなか休み (12:30～13:00)</p> <p>(すごろく、かるた、トランプ等)</p> <ul style="list-style-type: none"> バランスよくしっかりと食事を摂ることが健康な体づくりにつながることを伝え、食への関心をもてるようにする。 かるたで取った札やすごろくのサイコロの目を数えたり、かるたの読み手を務めた目やりすることを通して数や文字に興味をもてるようにしていく。
<p>○朝の活動 (9:05～9:15)</p> <ul style="list-style-type: none"> 集まって教師の話聞く。 出欠確認をする。 今日の予定を確認する。 「赤鼻のトナカイ」を歌う。 時間を決めて室内の換気をする。 	<p>クリスマス</p> <p>発表会ごっこ</p> <p>道具棚</p> <p>発表会ごっこ</p> <p>サンタごっこ</p> <p>発表会ごっこ</p> <p>発表会ごっこ</p>	<p>○4年生との交流会 (13:00～13:20)</p> <ul style="list-style-type: none"> 帽子をかぶって戸外に出る。 小学生の話をよく聞く。 一緒に戸外でゲームをする。 お礼を言う。 	<p>○降園準備 (13:20～13:50)</p> <ul style="list-style-type: none"> 身支度を整え、手洗い、うがいをする。 「十二支の歌」を歌う。 「エルマーの冒険」の物語を聞く。 今日の活動を振り返り、明日の予定を確認する。
<p>健康観察カードと出席確認の様子をふまえて職員室へ報告をする。</p> <p>朝の気温について触れ、風の冷たさや園庭の木々の様子など、身近な自然の移り変わりを発見できるような話題にする。</p> <p>感染症や風邪予防のための手洗いやうがい、消毒、ハンカチの携帯、衣服の調節など自分で気付けて行えるように具体的に話をする。</p> <p>一日の流れや少し先の行事に向けて見通しをもって活動できるように確認する。</p>	<p>発表会ごっこ</p> <p>発表会ごっこ</p> <p>発表会ごっこ</p> <p>発表会ごっこ</p> <p>発表会ごっこ</p> <p>発表会ごっこ</p>	<p>○片付け、給食準備 (11:20～11:30)</p> <ul style="list-style-type: none"> 排泄、手洗い、うがい、消毒をする。 おしぼりを濡らし、給食の準備をする。 	<p>○おなか休み (12:30～13:00)</p> <p>(すごろく、かるた、トランプ等)</p> <ul style="list-style-type: none"> バランスよくしっかりと食事を摂ることが健康な体づくりにつながることを伝え、食への関心をもてるようにする。 かるたで取った札やすごろくのサイコロの目を数えたり、かるたの読み手を務めた目やりすることを通して数や文字に興味をもてるようにしていく。
<p>発表</p> <p>(幼児)・友達と共通の目的をもって、考えたり工夫したりして遊びを進めることができたか。(教師)・幼児が主体的に考えたり工夫したりできるような説明、準備や援助はできていたか。</p>	<p>発表会ごっこ</p> <p>発表会ごっこ</p> <p>発表会ごっこ</p> <p>発表会ごっこ</p> <p>発表会ごっこ</p> <p>発表会ごっこ</p>	<p>雨天時の対応</p> <p>○ゲーム 「ラウンドチェーン」</p>	<p>○4年生との交流会 (13:00～13:20)</p> <ul style="list-style-type: none"> 帽子をかぶって戸外に出る。 小学生の話をよく聞く。 一緒に戸外でゲームをする。 お礼を言う。
<p>○活動内容</p> <p>□ 予想される幼児の姿</p> <p>⋯ 教師の援助</p> <p>□ 環境構成</p> <p>○ 準備物</p>	<p>発表会ごっこ</p> <p>発表会ごっこ</p> <p>発表会ごっこ</p> <p>発表会ごっこ</p> <p>発表会ごっこ</p> <p>発表会ごっこ</p>	<p>発表会ごっこ</p> <p>発表会ごっこ</p> <p>発表会ごっこ</p> <p>発表会ごっこ</p> <p>発表会ごっこ</p> <p>発表会ごっこ</p>	<p>○4年生との交流会 (13:00～13:20)</p> <ul style="list-style-type: none"> 帽子をかぶって戸外に出る。 小学生の話をよく聞く。 一緒に戸外でゲームをする。 お礼を言う。

期のねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○喜んで登園をし、保育者に親しみをもち。 ○園の遊具や玩具に興味をもち、自分の好きな遊びを十分に楽しむ。 ○生活に必要な言葉がある程度分かり、したいことを伝えようとする。 	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">出入口</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">生き物</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">ステージ</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">ロッカー</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">お部屋さん</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">出入口</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">季節の製作</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">製作</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">お部屋さん製作</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">ごっこ遊び</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">絵本やパズル</div>	園舎					
園児の姿と保育教諭の願い	<ul style="list-style-type: none"> ・園生活にも慣れて身の回りのことを自分で行おうとする姿がある。出来たことを嬉しそうに知らせる園児がいる一方で、出来ないままになっている園児もいる。難しい部分は知らせながら一緒に園児に問いかけたりしながら自分のできるよう援助していく。その中で、自分でできた喜びを感じ、自分で行うことへの意欲につながってほしい。 ・お部屋さんごっこやアイドルごっこなどのごっこ遊びを通して園児同士での関わりが見られ、友達との遊びにも興味をもち始めている。遊びこ入りにくそうにしている園児には保育教諭が架け橋となりながら友達との関わりを楽しんで欲しい。また、使いたい玩具が同じ場合には取り合いをして気持ち悪くさせる姿がある。互いの気持ちを十分に受け止め、必要な言葉を補ったり代弁したりしながら、具体的にどのようにしたらよいか伝えながら納得して遊べるようにしていきたい。 	環境の構成	ウツドデッキ 水遊び 鬼ごっこしっぽとり フープやポックリ 雲梯・鉄棒・ぶらんこ					
本日のねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○身の回りのことを自分で行ってみようとする。 ○好きな場所や好きな遊びを見つけて、十分に遊びを楽しむ。 	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>本時の主な活動</th> <th>好きな遊びをみつけて遊ぼう</th> </tr> <tr> <td>9:00 ~10:00 クラスへ移動・所持品の始末 室内遊び</td> <td>11:00 ~ 戸外遊び</td> </tr> </table>	本時の主な活動	好きな遊びをみつけて遊ぼう	9:00 ~10:00 クラスへ移動・所持品の始末 室内遊び	11:00 ~ 戸外遊び	14:00 うざぎ小屋	15:00 起床・おやつ
本時の主な活動	好きな遊びをみつけて遊ぼう							
9:00 ~10:00 クラスへ移動・所持品の始末 室内遊び	11:00 ~ 戸外遊び							
一日の生活	7:30 ~ 順次登園	11:15 ~ 給食準備・給食・歯磨き	13:00 ~ 降園 (1号認定児と2号認定児に分かれる)	16:00 ~19:00 順次降園				

<p>○登園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・友達や保育者と挨拶をする。 ・所持品の始末や出席シールを貼る。 ・身支度が終わった園児から順次イレに行く。 <p>・笑顔で元気よく挨拶をすることで園児が一日を気持ちよくスタートできるようにする。週明けで気持ち乗らない様子の園児には、気持ちに寄り添いながらも挨拶が出来るように声をかける。また、朝の視診をしながらその日の様子を見ていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分たちで身支度をやるようにする姿を認めながら難しい部分は自分で少しでもできるようにし、喜びを感じられるようにしていく。 ・身支度が途中になってしまっている園児には何が用意できていないのか自分で気付けるよう声をかける。 ・A児は、様々なことに目が行き身支度がなかなか進まないで、リュックの中を一緒に見ながら一つ一つ確認し、自分でできるようにしていく。できたことは十分に褒めながら次の行動に移れるようにする。 	<p>○好きな遊びや場所を見つけて十分に遊びを楽しむ (ままごと・ブロック・製作・ごっこ遊びなど)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ままごとやお部屋さんごっこ、製作など園児が好きなことで遊び始められる環境を作っておく。 ・製作するものがどのようなものか分からぬ園児もいるので、写真などを掲示してイメージしやすいようにしておく。 ・季節の製作ではのりを使用するので、使用方の確認をしながら楽しく製作が行えるようにする。 ・お部屋さんごっこや病院ごっこでは園児の経験を生かしながら友達とのやり取りを楽しめるようにしていく。 ・玩具の取り合いになった時は、双方の気持ちを受け止めながら、言葉の足りないところは補ったり、具体的にどのように話せばよいかを伝えたりする。その中で相手の気持ちにも気付けるようにする。 ・周りの友達が行っていることに興味をもっているものの遊びに入れない園児もいる。保育教諭が仲介に入りながら友達との関わりを楽しめるようにしていく。 	<p>○片付け、振り回り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊びから次の活動への切り替えが難しい園児もいるが時間を意識的に見ている園児も増えてきている。片付けの前には時計を見せたり、タイマーで視覚的に分かりやすくしたりしながら切り替えがスムーズに行きやすいようにしていく。 ・一緒に片付けを行いながらきらいに片付けられる気持ちを感じられるようにする。 ・遊びを簡単に振り回りながら友達が行っていた他の遊びにも興味をもてるようにし、次の日の遊びにもつながりやすいようにする。 	<p>○戸外でのびのびと体を動かして遊ぶ (固定遊具、フラフープ、鬼ごっこ、砂場など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室に戻る時間を園児と確認をし、切り替えが行いやすいようにする。 ・園児のやりたいことを尊重しながら、固定遊具の使用の方をその都度伝えていく。また、保育者間で連携を取りながら安全に遊びを楽しめるようにしていく。 ・鬼ごっこやしっぽとりに興味をもつ園児が増えてきている。周りにいる園児も誘いながら全身を使って走ることや開放感を味わえるようにしていく。また、友達や保育教諭と一緒に遊ぶ楽しさを味わえるようにしていく。 ・園児が遊びやすいようにまずは、保育者が鬼になりたり、しっぽを付けたりしながら楽しむ姿を見せていく。 ・水遊びを通して、水や砂、泥の感触を味わうことができるようにする。 ・曇りも増してきているので水分補給や休息の時間を取りながら、無理なく過ごせるようにしていく。 <p>※雨天時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・室内で体操 (げんきイチャバンバン体操、どうぶつ体操1・2・3、エビカニクスなど) をして限られた空間の中でも友達と体を動かす楽しさを味わいながら発散できるようにする。 ・廊下はいつもより滑りやすくなっているので安全面に十分に配慮する。 	<p>○給食</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄・手洗いをする。 ・給食の準備・給食・片付けをする。 ・うがいをする。 <p>・歌に合わせて全体で手の洗い方を確認しながら、手洗いの大切さを知らせる。</p> <p>・給食準備では、お箸セットを床に置いてしまいう園児がいる。友達を見ながら気付けるよう声を掛けていく。</p> <p>・「おいしいね」や「○○が入っているね」など声を掛けながら、友達や保育教諭と楽しく食べられるようにする。</p> <p>・スプーンやフォーク、食器の持ち方などを意識できるように、上手に持てている園児を褒めながら友達への刺激となるようにする。また、食事マナーも全体に伝えつつ、その都度声を掛けて身に付くようにしていく。</p> <p>・うがいをする時には勢いがあるあまり水が鏡や自分の洋服にかかかってしまっていることがある。個々に応じて声を掛けていく。</p>	<p>○降園 (1号認定児 14:00)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・降園準備をする。 ・手遊び、絵本、振り回りをする。 ・身支度等は自分でやるようにする意欲を大切にする。ボタンかけが難しい園児にはボタンのかけ方などさりげなく伝え、自分で出来た喜びを感じられるようにする。 ・全体で振り返る時間を持ち、明日が楽しみにできるようにする。同時に明日の予定を伝え期待がもてるようにする。 <p>○午睡 (13:30~15:00)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・眠りにつくまで園児の側に寄り添って安心して眠れるようにする。 ・午睡中も一人一人の様子を見ながら変化に早く気付けるようにしていく。 <p>○起床・ベッド片付け・おやつ (15:00~16:00)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分で布団を畳もうとしている姿を見守っていく。なかなか進まない園児には、寄り添いながらさりげなく手伝っていく。自分でできた喜びを感じられるように声を掛けていく。 <p>(2号認定児・1号認定児預かり保育 16:00~19:00)</p>
準備物	<ul style="list-style-type: none"> (室内) 画用紙・花紙、ステージとなる段ボール 紙スプーン・カップ・CD デッキ (戸外) お散歩バッグ・水やり用のペットボトル・紙テープ・フープ 	評価	<ul style="list-style-type: none"> (園児) <ul style="list-style-type: none"> ・身の回りのことを自分で行ってみようとする姿ができたか。 ・好きな遊びや場所を見つけて、十分に遊ぶことができたか。 (保育教諭) <ul style="list-style-type: none"> ・自分でやるようにする姿を認めて個々に合わせた声掛けができたか。 ・すぐに好きな遊びを行える環境の構成ができたか。 		

幼児教育関係資料一覧

＜政府等刊行物＞

資料名、発行年月等	解 説
① 幼稚園教育要領 平成 29 年 3 月 文部科学省	幼稚園で教育課程を編成する際の基準として、国が示したものである。
② 幼稚園教育要領解説 平成 30 年 3 月 文部科学省	幼稚園教育要領について具体的に解説をしている。幼稚園教育要領の改訂の基になった考え方や幼稚園教育の基本を示した教育要領に関する最も基本的な参考資料である。
③ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 平成 29 年 3 月 内閣府 文部科学省 厚生労働省	幼保連携型認定こども園で教育・保育課程を編成する際の基準として、国が示したものである。
④ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説 平成 30 年 3 月 内閣府 文部科学省 厚生労働省	幼保連携型認定こども園教育・保育要領について具体的に解説をしている。幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂の基になった考え方や園教育の基本を示した教育・保育要領に関する最も基本的な参考資料である。
⑤ 幼稚園教育指導資料 第 1 集 「指導計画の作成と保育の展開」 平成 25 年 7 月改定 文部科学省（フレーベル館）	指導計画作成に当たっての基本的な考え方、指導計画の作成の具体的な手順とポイントを示すとともに、幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続や指導計画の評価・改善のポイントなどについて実践事例を取り上げて解説している。
⑥ 幼稚園教育指導資料 第 2 集 「家庭との連携を図るために」 平成 4 年 7 月 文部省（世界文化社）	幼稚園と家庭とが連携して相互の教育機能を高め合いながら幼児の発達を促していくための基本的な考え方や方法などについて、実践事例を取り上げて解説している。
⑦ 幼稚園教育指導資料 第 3 集「幼児理解と評価」 平成 22 年 7 月改定 文部科学省（ぎょうせい）	幼稚園教育における幼児理解と評価の意味、幼児理解に必要な教師の姿勢と方法、記録の方法、指導要録の記入などについて述べているほか、創意工夫して適切な幼児理解と評価を進めていった実践事例を紹介している。
⑧ 幼稚園教育指導資料 第 4 集 「一人一人に応じる指導」 平成 7 年 4 月 文部科学省（フレーベル館）	幼稚園教育の課題と教師の専門性について考えるとともに、一人一人に応じるための教師の基本姿勢や指導の実践について、事例を基に解説している。
⑨ 「幼稚園における道徳性の芽生えを培うための事例集」 平成 13 年 3 月 文部科学省（ひかりのくに）	幼児の道徳性の発達についての基本的な考え方や具体的な事例を通して、道徳性の芽生えにつながる幼児の姿と教師の関わりについて、幅広い角度から述べられている。
⑩ 「幼児期から児童期への教育」 平成 17 年 2 月 国立教育政策研究所教育課程研究センター （ひかりのくに）	幼児期から児童期の教育を考える際の基本的な事項、幼稚園教育に期待されること、幼児期から児童期への教育を豊かにする視点のほか、発達の時期の特徴をとらえた実践事例を通じて、幼児理解、環境の構成や教材、教師の援助について解説している。
⑪ 「幼稚園における子育て支援活動及び預かり保育事例集」 平成 21 年 3 月 文部科学省	少子化や都市化、男女共同参画の進展や核家族化によって、多くの幼稚園で行われている子育て支援や預かり保育の事例を取りまとめたもの。
⑫ 「保育所や幼稚園等と小学校における連携事例集」 平成 21 年 3 月 文部科学省 厚生労働省	「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」に盛り込まれた小学校との連携の推進をする上で、参考となる事例を取りまとめたもの。
⑬ 「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について」 平成 22 年 11 月 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議	子供の発達や学びの連続性を保障するため幼児期の教育と児童期の教育が円滑に接続できるよう幼小接続における教育課程編成、指導計画作成上の留意点や幼小接続の取組を進めるための方策をまとめたもの。
⑭ 幼児期運動指針ガイドブック 「毎日楽しく体を動かすために」 平成 25 年 2 月 文部科学省（サンライフ企画）	幼児期に必要な多様な動きの獲得や体力・運動能力の基礎を培い、様々な活動への意欲や社会性、創造性などを育てるために、子供の発達段階に応じてどのような運動をさせ、どんな能力を身につけさせればよいのかという目安を示し、その具体的な方法を例示したものの。
⑮ 発達や学びをつなぐスタートカリキュラム ースタートカリキュラム導入・実践の手引きー 平成 30 年 3 月 文部科学省 国立教育政策研究所教育課程研究センター	新しい小学校学習指導要領の理念の実現に加え、スタートカリキュラムの取組を学校全体として一層充実させていくことを目的として、この手引きが新たに作られた。本手引きには、各学校が抱える様々な実態に対応できるように、スタートカリキュラムを実際に編成・実施していくために必要な具体的な手順、事例等を盛り込んでいる。

⑫ 幼児理解に基づいた評価 平成31年3月 文部科学省 (チャイルド本社)	一人一人の幼児を理解し、適切な評価に基づいて保育を改善していくための基本的な考え方や方法について、実践事例を取り上げながら解説している。
⑬ 幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開 令和3年2月 文部科学省 (チャイルド本社)	教育課程に基づいて幼児の発達の実情に照らし合わせながら、一人一人の幼児が生活を通して必要な経験が得られるような具体的な指導計画を作成するための基本的な考え方や方法などについて解説している。
⑭ 指導と評価に生かす記録 令和3年10月 文部科学省 (チャイルド本社)	教師の専門性を高めるための記録の在り方や、その記録を実際の指導や評価にどのように生かしていくのかなどについて実践事例を取り上げて解説している。

<映像教材 (DVD) >

タイトル、対象学年等	解 説
① 幼児理解に始まる保育① 「3歳児の世界」 3歳児 23分 平成14年 文部科学省初等中等教育局幼児教育課監修 岩波映像株式会社	入園当初の自分中心な3歳児が様々な出来事と出会う場面で、幼児が何を求めているのか戸惑う新任の先生の姿をとらえている。〈ひとりじめしたいの？それとも思いやり？〉〈友だちってなあに？友だちと一緒に楽しい？〉〈一人一人のこだわりはどこまでつきあうの？〉〈一人一人のリズムと園生活〉の4場面。
② 幼児理解に始まる保育② 「せんせいだいすき」 4歳児 20分 平成15年 文部科学省初等中等教育局幼児教育課監修 岩波映像株式会社	幼児の表情や言葉、動きなどから、幼児の思いや願いを捉え、幼児理解を深める教材として編集されている。〈アカリちゃんありがと〉〈甘いしたいの？それとも……〉〈お靴をとりに入れて〉〈先にいただきますしていいからね〉の4場面。
③ 幼児理解に始まる保育③ 「ぎゅうにゆうできたよ —子供の思い・先生の願い—」 4歳児 22分 平成16年 文部科学省初等中等教育局幼児教育課監修 岩波映像株式会社	保育記録を書きながら、子供の思いと自分の願いのずれに気付く先生の姿が描かれる。〈メガネつくろうよ〉〈みんなできれいにしよう〉〈みんなの顔をかいてほしいんだけど〉〈修理してたの？〉の4場面。
④ 幼児理解に始まる保育④ 「友だちと出会う」 4歳児 22分 平成17年 文部科学省初等中等教育局幼児教育課監修 岩波映像株式会社	一人一人がイメージを出しながら一緒に遊びを楽しむためにはどのような関わりが必要なのか。〈6まいもってるすごいだろう〉〈かわいいひとははいれない〉〈やるかふたりで〉〈みどりのぬまつくってみる〉の4場面。
⑤ 幼児理解に始まる保育⑤ 「いっしょにやろうよ～伝え合う気持ち・5歳児」 5歳児 35分 平成18年 文部科学省初等中等教育局幼児教育課監修 岩波映像株式会社	一人一人の思いに教師はどう応じ、どのようにつなげていけばよいのか。教師の関わりが幼児の言動にどのような変化をもたらしているのか考えることができる。〈子供会で人形劇をしよう〉〈遠足バスはどこにいくの〉〈お客さんをよんできたら〉〈どうしてハルカちゃんやらないの〉の4場面。
⑥ 幼児とのかかわりを考えるA 「新しい先生とともに」 4歳児 20分 平成4年 「はじめての幼稚園」 4歳児 21分 平成5年 「こんなことがおこったら」 4歳児 22分 平成6年 「新しい生活がはじまって」 3歳児 20分 平成7年 文部省初等中等教育局幼稚園課監修 岩波映像株式会社	「新しい先生とともに」 新任の先生が園生活の中で幼児との関わりに戸惑う場面を通して、幼児理解の在り方を考えていく。保育の中の教師の指導の実際について、様々な観点から話合いの資料とすることができる教材である。 「はじめての幼稚園」 登園、かたづけ、お弁当など、毎日の園生活での幼児の思いにふれながら、その指導の在り方を考えていく。保育の中でよく起こると思われる場面を取り上げて活用しやすいようになっている。 「こんなことがおこったら」 園生活で起こる様々な出来事は、いずれも幼児の発達に関わる大切な場面である。生活の中で育つ姿やそのための援助を考えていく。それぞれの場面に自分自身が直面したと想定して、どうしたらよいかを考える上で参考となる。 「新しい生活がはじまって」 新しい園生活がはじまって戸惑う幼児の姿から、幼児とともに園生活のリズムをつくり出すことを考えていく。教師のどのような関わりが幼児のどのような行動を生み出しているのか考える上で参考となる。

<p>⑦ 幼児とのかかわりを考えるB 「せんせい、見てて」 4歳児 20分 平成8年 「だって、やりたいんだもん」 4歳児 20分 平成9年 「せんせいは、トオルくんとつきあってるんだよ」 4歳児 22分 平成10年 文部省初等中等教育局幼稚園課監修 岩波映像株式会社</p>	<p>「せんせい、見てて」 一人一人に応じていくためには、幼児一人一人のやっていることに温かな関心を寄せ、その思いを受け止めていく必要がある。二人の幼児との関わりを通して一人一人に応じる指導の在り方を考えていく。 「だって、やりたいんだもん」 幼児一人一人がそのらしさを発揮していくためには、温かな雰囲気のある学級を作ることが大切である。友達との出会いから始まる集団生活を考えていく。 「せんせいは、トオルくんとつきあってるんだよ」 幼児の話に最後まで耳を傾け行動を見守るという教師としての関わりは、幼児との信頼関係を築き、充実した園生活をつくり出すことにつながる。幼児が語りかける言葉からその心の揺れ動きを受け止め幼児との関わりを考える。</p>
<p>⑧ 幼児とのかかわりを考えるC 「ふたりだったらチョーさみしそう」 4歳児 24分 平成11年 「ここだからねせんせい」 5歳児 22分 平成12年 「アリちゃんはアメリカへいっちゃったの～3歳児・5月の生活」 3歳児 21分 平成13年 文部省初等中等教育局幼稚園課監修 岩波映像株式会社</p>	<p>「ふたりだったらチョーさみしそう」 幼児の主體的な活動は友達との関わりの中でより豊かになっていく。幼児一人一人の心を受け止め、幼児同士の関わりを深めながら、一人一人のよさを生かす指導の在り方を考えていく。 「ここだからねせんせい」 幼児の主體的な活動を促すためには、幼児一人一人の思いや願いを受け止め、それにそって教師が様々な役割を果たすことが必要である。教師と幼児とのやり取りから、幼児理解に基づく保育について考えていく。 「アリちゃんはアメリカへいっちゃったの」 園生活に慣れ、安定した気持ちをもつようになるためには、幼児一人一人の心の動きにそった教師の関わりが大切である。入園当初の3歳児が次第に安定していく姿から、幼児理解に基づく保育について考えていく。</p>
<p>⑨ 3年間の保育記録 「よりどころをもとめて」 3歳児前半 38分 「やりたい でも、できない」 3歳児後半 35分 平成16年 文部科学省特別選定 小田豊国研理事長・神長美津子教授/監修 岩波映像株式会社</p>	<p>「よりどころをもとめて」 入園から卒園まで一人の子供を通して幼児の発達と教育の実際を描くシリーズの1作目。初めて保護者と離れる不安を先生がどのように受け止めるか、入園から夏休みまでのリョウガくと教師の関わりから考える。 「やりたい でも、できない」 3歳児の2学期、次第に先生や友達のしていることに興味をもち、自分の世界を広げていくが、やりたい気持ちが強くなるにつれ、うまくいかないこともでてくる。そんなとき、先生は子供たちをどのように支えるかを考える。</p>
<p>⑩ 3年間の保育記録 「先生とともに」 4歳児 46分 「育ちあい学びあう生活の中で」 5歳児 57分 平成17年 文部科学省特別選定 小田豊国研理事長・神長美津子教授/監修 岩波映像株式会社</p>	<p>「先生とともに」 4歳は友達との関係の中に自分の世界を広げていくが、心に葛藤を感じる時期でもある。幼児の心をほぐし動き出させるためには幼児の心に寄り添い支える保育者の存在が大切なことを伝えている。 「育ちあい学びあう生活の中で」 5歳児はたくさんの友達に出会い、刺激を受け、時にはぶつかり合いながら育っていく。そうした子供同士の関係をつくっていくことが保育者の大切な役割であることを伝えている。</p>
<p>⑪ 「年長さんがつくったおばけやしきー生活発表会に向けてー」 5歳児 23分 平成15年 文部科学省特別選定 岩波映像株式会社</p>	<p>5歳児11月の幼児が、先生や友達と一緒に生活発表会に向かう。幼児同士がぶつかり合ったりアイデアを出し合ったりしながら、互いに認め合って成長する姿。それを支える教師のかかわりが、幼児に活動する充実感を与え、行事や園生活をより魅力あるものとしていることを読み取ることができる。</p>
<p>⑫ 「迷路ごっこだよー伝える喜びから伝えあう楽しさへー」 5歳児 22分 平成13年 文部科学省特別選定 岩波映像株式会社</p>	<p>5歳児12月の幼児たちと教師とのありのままの生活が映し出されている。教師の仲立ちによって、「伝わる喜び」から「伝えあう楽しさ」へと変容する幼児の姿を通して、コミュニケーションを育てる教師の関わりを考えていく。</p>
<p>⑬ 「ごめんね、またこんどねー4歳児のゆれる心ー」 4歳児 22分 平成16年 文部科学省選定 日本映画新社</p>	<p>幼稚園の年中組にスポットをあて、遊びを通して友達との関わり方や思いやる気持ちを学んでゆく姿を紹介しながら、子供たちと関わる先生の想いや役割について考える。</p>

<p>⑭ 「やっぱりそうだよねー認めあう友達との生活・5歳児3学期」 5歳児 36分 平成20年 文部科学省特別選定 幼児教育映像制作委員会</p>	<p>幼稚園生活最後の生活発表会の準備を始める5歳児。どんな劇にするか、背景や衣装をどうするか。それまで学んだ経験を生かしながら友達と協力して活動を豊かに展開しようとする幼児たちの姿と、幼児同士の心のつながりのある温かい学級集団を育てようとする教師の姿が映し出されている。</p>
<p>⑮ 「ある認定こども園の挑戦ー環境がはぐくむ健やかな子どもの育ちー」 0歳児～6歳児 90分 平成17年 岩波映像株式会社</p>	<p>認定こども園での教育及び保育は「環境を通して行う」ことが基本である。0歳児から6歳児までの子供が安心して、心地よく生活できる環境、また子供の自発的な活動である遊びを保証する環境を求めて、子供と保育教諭そして保護者、ときには地域の方と創造する認定こども園の生活が描かれている。</p>
<p>⑯ 「保育所保育指針を映像に」 0歳児～6歳児 121分 平成21年 岩波映像株式会社</p>	<p>第1巻では子供の遊びや環境への関わり、友達や保育士とのやりとりに着目し、具体的な保育実践について考えていく。第2巻では保育所の社会的役割や責任を果たすことの重要性と地域社会に貢献していく必要性を伝えていく。</p>
<p>⑰ 「3.11 その時、保育園は”いのちをまもるいのちをつなぐ”」 検証編(60分) 証言編(124分) 日本女子体育大学 天野珠路教授/監修 岩波映像株式会社</p>	<p><検証編> 1 避難先・避難ルートの確認 2 地域との連携 3 保護者への連絡・伝達 4 保育園の備蓄 5 保育中の安全教育 6 子どもの安全を考慮して 7 社会的役割と使命 <証言編>被災した岩手県・宮城県・福島県 14園からの声</p>
<p>⑱ 「希望をささえるー3.11 その時、保育園は”続編”」 日本女子体育大学 天野珠路教授/監修 岩波映像株式会社</p>	<p>1 プロローグ・2分 2 子ども達の震災・9分 3 保育を支えあう・7分 4 神戸の記憶・7分 5 保育士の痛み・18分 6 放射能から子どもを守る・14分 7 未来を紡ぐ保育園の再建・14分</p>
<p>⑲ 幼児教育研修用DVD(45分) 「幼児教育から小学校教育へー1ねんせいになるってことはー」 5歳児～小学1年生 平成28年 聖徳大学大学院 篠原孝子教授/監修・解説 幼児教育映像製作委員会</p>	<p>幼児教育と小学校教育では、生活の仕方、学び方など大きな違いがあり、双方の教育内容や指導方法等の理解が課題となっている。このDVDは、一人の子供の5歳児3学期から小学校生活に適應するまでを連続して映像で記録している。幼児期に育みたい力とは何か、子供はどのような段差を感じるのか、小学校のスタートカリキュラムはどうあったらよいかなどを考えられるようになっている。</p>
<p>⑳ 「ある認定こども園の挑戦Ⅱー育ちあう保育」 0～6歳児 85分 平成29年 増田まゆみ教授・無藤隆教授/監修・解説 岩波映像株式会社</p>	<p>I 認定こども園さざなみの森誕生・17分 II ミニレクチャー(2018年施行の各保育要領等のポイント) III 0、1、2歳児の保育・20分 IV 3、4、5歳児の保育・15分 V 保護者、地域と共に創造する保育・9分 VI 保育者の育ち・12分</p>
<p>㉑ 特別支援教育・保育DVD(56分) 「みんなで育てる みんなで育つ～子どもの困難さに寄り添う保育～」 4歳児 平成30年 文部科学省選定 聖徳大学 小田豊教授/監修 幼児教育映像制作委員会</p>	<p>子供たちの発達には個人差があり、特に幼児期は発達も著しく、障害があるといわれた子供でも、成長段階で症状が変化したり、周囲の大人たちの適切な関わりで、気になる症状が改善されたりすることが多くある。このDVDは、幼児一人一人の個性や困難さに正面から向き合う幼児期の特別支援教育の在り方を教えてくれている。</p>
<p>㉒ 「映像で見る 主体的な遊びで育つ子どもーあそんでぼくらは人間になるー」 大豆生田啓友・中坪史典/編著 エイデル研究所</p>	<p>保育に関わるあらゆる学習課題に応えることを目的に、映像とテキストにより構成されている。 映像には15シーンの保育実践が収録されており、テキストを使って研修できるように工夫されている。 例：「新入園の頃」、「コマに夢中」、「どろだんごの時間」等</p>
<p>㉓ 「園内研修用DVD」～園内研修の充実をめざして～ 「遊びきる子ども」を育むために 鳥取県教育委員会</p>	<p>1 園内研修DVDの活用にあたって 2 保育者の援助と環境の構成について考えましょう 3 視点を絞って保育を振り返りましょう 4 様々な側面から子どもの姿や育ちをとらえましょう 5 「遊びきる子ども」をめざして</p>
<p>㉔ 「映像で見る 3・4・5歳のふれあいうたあそびうた」 心と身体を育む118の関わり 園と家庭をむすぶ「げんき」編集部 エイデル研究所</p>	<p>ふれあい遊びの原点である1対1の関わりから、少人数での遊び、そして集団での遊びや高度な言葉遊びを、種類別に整理して、118の映像にまとめました。 実際の保育現場を撮影、つくりこまれた映像でないからこそその価値があります。</p>

<p>②⑤「つなげよう！架け橋期」 主体性を発揮する幼児教育と小学校教育 文部科学省選定 「幼保小架け橋」映像制作委員会</p>	<p>架け橋期は、幼児教育で育まれた資質・能力を小学校教育へつなげて学びや生活の基盤をつくる大切な2年間です。「幼児教育編」では自発的な活動としての遊びの場面を中心に、「小学校教育編」ではスタートカリキュラムや生活科の場面を中心に、子供たちが主体性を発揮して育っていく姿が記録されています。</p>
--	---

<本県の指導資料>

年 度	指 導 資 料 等
昭和44年度	幼稚園教育指導事例集 第1集（自然編）
昭和45年度	幼稚園教育指導事例集 第2集（社会編）
昭和46年度	幼稚園教育指導事例集 第3集（健康編）
昭和47年度	幼稚園教育指導事例集 第4集（絵画製作編）
昭和48年度	幼稚園教育指導事例集 第5集（言語編）
昭和49年度	幼稚園教育指導事例集 第6集（音楽リズム編）
昭和50年度	茨城の幼稚園教育 第1号 教育制度の推移と茨城の幼稚園教育 幼稚園教育指導資料1 指導計画作成・改善のための手引き
昭和51年度	茨城の幼稚園教育 第2号 101年目から幼稚園教育 幼稚園教育指導資料2 指導内容精選のための手引き
昭和52年度	茨城の幼稚園教育 第3号 幼小関連の教育 幼稚園教育指導資料3 指導の反省・評価のための手引き 幼稚園教育研究指定校研究収録（第1集）
昭和53年度	茨城の幼稚園教育 第4号 新規採用教員研修講座の実施をめぐる 幼稚園教育指導資料4 幼児理解のための手引き 幼稚園教育研究指定校研究収録（第2集）
昭和54年度	茨城の幼稚園教育 第5号 『心』を育てる教育 幼稚園教育指導資料5 指導法改善のための手引き 幼稚園教育研究指定校研究収録（第3集）
昭和55年度	茨城の幼稚園教育 第6号 教育課程の編成について 幼稚園教育指導資料6 幼小連携の教育を進めるための手引き 幼稚園教育研究指定校研究収録（第4集）
昭和56年度	茨城の幼稚園教育 第7号 総合的な指導の充実 ー興味や欲求を生かして行う指導の在り方ー 幼稚園教育指導資料7 幼児の自発性を育てるための手引き 幼稚園教育研究指定校研究収録（第5集）
昭和57年度	茨城の幼稚園教育 第8号 総合的な指導の充実 ー幼児の発達に即した指導ー
昭和58年度	茨城の幼稚園教育 第9号 総合的な指導の充実 ー幼児の育ちと環境教育ー
昭和59年度	茨城の幼稚園教育 第10号 総合的な指導の充実 ー家庭との連携を中心にー
昭和60年度	茨城の幼稚園教育 第11号 幼稚園教育の見直し
昭和61年度	茨城の幼稚園教育 第12号 幼稚園と家庭との連携に関する研究
昭和62年度	茨城の幼稚園教育 第13号 自然と触れ合いを図る指導の充実
昭和63年度	茨城の幼稚園教育 第14号 これからの幼稚園教育1 ー楽しい園生活と環境とのかかわりー
平成元年度	茨城の幼稚園教育 第15号 これからの幼稚園教育2 ー楽しい園生活と環境とのかかわりー
平成2年度	茨城の幼稚園教育 第16号 これからの幼稚園教育3 ー楽しい園生活と環境とのかかわりー

平成3年度	茨城の幼稚園教育 第17号 幼稚園生活の中での教師の役割 幼稚園教育リーフレット1 幼児教育にふさわしい生活の展開
平成4年度	茨城の幼稚園教育 第18号 指導計画の作成と展開 幼稚園教育リーフレット2 家庭との連携
平成5年度	茨城の幼稚園教育 第19号 幼児の理解と評価 幼稚園教育リーフレット3 評価を生かして保育を見つめる
平成6年度	茨城の幼稚園教育 第20号 家庭や身近な社会とのかかわり 幼稚園教育リーフレット4 幼児期の発達を見通す
平成7年度	茨城の幼稚園教育 第21号 地域の中の園 幼稚園教育リーフレット5 一人一人に応じるために
平成8年度	茨城の幼稚園教育 第22号 カウンセリングマインドを生かして 幼稚園教育リーフレット6 幼児の心によりそうために
平成9年度	茨城の幼稚園教育 第23号 一人一人を大切に、集団のよさを加味しながら 幼稚園教育リーフレット7 少子時代における集団の役割を
平成10年度	茨城の幼稚園教育 第24号 障害のある幼児とともに 幼稚園教育リーフレット8 受け止めていますか、一人一人のよさを
平成11年度	茨城の幼稚園教育 第25号 今、幼稚園教育に求められるもの1 ー教師の役割ー 幼稚園教育リーフレット9 今、幼稚園教育に求められるもの ー教師の役割ー
平成12年度	茨城の幼稚園教育 第26号 今、幼稚園教育に求められるもの2 ー幼稚園と小学校の接続のためにー 幼稚園教育リーフレット10 幼稚園と小学校の接続のために
平成13年度	茨城の幼稚園教育 第27号 今、幼稚園教育に求められるもの3 ー親育ちをともに考えてー
平成14年度	茨城の幼稚園教育 第28号 地域社会と共に歩む ー多様化時代の幼稚園ー
平成15年度	茨城の幼稚園教育 第29号 幼稚園教員の資質向上のために1 ー研修を通して学ぶー
平成16年度	茨城の幼稚園教育 第30号 幼稚園教員の資質向上のために2 ー研修を通して力をつけるー
平成17年度	茨城の幼稚園教育 第31号 開かれた信頼される幼稚園を目指して ー学校評価の実践ー
平成18年度	茨城の幼稚園教育 第32号 幼児期における道德性の芽生えを培う リーフレット 幼児期から児童期への発達や学びの連続性を踏まえた連携・接続のために
平成19年度	茨城の幼稚園教育 第33号 幼保小連携教育を考える1
平成20年度	茨城の幼稚園教育 第34号 幼保小連携教育を考える2
平成21年度	茨城の幼稚園教育 第35号 幼稚園における子育て支援を考える
平成22年度	茨城の幼稚園教育 第36号 幼稚園における食育を考える
平成23年度	茨城の幼稚園教育 第37号 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について考える
平成24年度	茨城の幼稚園教育 第38号 協同して遊ぶことから学び合う活動へ
平成25年度	茨城の幼稚園教育 第39号 幼児期からの「心の教育」
平成26年度	茨城の幼稚園教育 第40号 幼児期の健康と安全①ー自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養うためにー
平成27年度	茨城の幼児教育 第41号 幼児期の健康と安全②
平成28年度	茨城の幼児教育 第42号 幼児期で培われた育ちや学びの、小学校生活や学習への円滑な接続
平成29年度	茨城の幼児教育 第43号 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育と小学校教育との円滑な接続
平成30年度	茨城の幼児教育 第44号 子どもの発達を踏まえた言語環境の充実
令和元年度	茨城の幼児教育 第45号 特別な配慮を必要とする幼児への指導
令和2年度	茨城の幼児教育 第46号 幼児理解に基づいた評価
令和3年度	茨城の幼児教育 第47号 保育の質を高める園内研修の工夫

令和4年度	茨城の幼児教育 第48号 幼保小の架け橋期における保育・教育の質の向上 ～幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を手がかりに～
令和5年度	茨城の幼児教育 第49号 幼保小の学びのつながり
令和6年度	茨城の幼児教育 第50号 保育・教育の質を高める「振り返り」～ドキュメンテーションを通して～
令和7年度	茨城の幼児教育 第51号 保護者や地域との連携が作り出す保育・教育の可能性 ～アンケートの活用を通して～

茨城県民の歌

(斉唱又は二部合唱)

川上 宏昭 原作 詞
茨城県民の歌審査委員会補作
町田 旭 原 旋律
平井康三郎補作及び編曲

あかるく 力づく (♩=約104)

The musical score is written in G major and common time. It consists of six staves of music with lyrics underneath. The first staff starts with a dynamic marking of *mf*. The lyrics are:
そらには一つくばしーろーいくも
のにはみどりーをうつーすみず
Chorus
このうつくしいだいちにうまれ
あかるくーいきるよろこびが
あすのきぼうをまねーくのだーいばら
きいばらきーわれらのいばらき

一

空には筑波 白い雲
野にはみどりをうつす水
この美しい大地に生まれ
明るく生きるよろこびが
あすの希望をまねくのだ
いばらき いばらき
われらの茨城

二

ゆたかなみのり 海の幸
梅のほまれにかおるくに
このかぎりない恵みをうけて
おおしく励むいとなみが
あすの郷土をつくるのだ
いばらき いばらき
われらの茨城

三

世紀をひらく 原子の火
寄せる新潮 鹿島灘
このあたらしい光をかけ
みんなで進む足なみが
あすの文化をきずくのだ
いばらき いばらき
われらの茨城

令和8年度新規採用教員研修（幼児教育）

新規採用教員ハンドブック

発行日 令和8年4月1日
著作 茨城県教育委員会
〒310-8588 水戸市笠原町978番地6
電話 029-301-1111（代表）



受講者番号	園名	氏名
-------	----	----